



昭和二十三年一月一日現在

國家公務員給與臨時措置法案關係參考法規集

大藏省給與局



\*0007520000\*



0007520-000

317.34-06352k2

國家公務員給與臨時措置法案關係參考法規集

大藏省給與局

[1948]

ABH

3  
0

317.34  
06352k2



寄贈  
松本清久  
殿

469598

目次

國家公務員給與臨時措置法案關係參考法規

第一、一般職員に關する現行法規.....

一、俸給關係.....

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律.....

官吏の俸給等の基準に關する勅令.....

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律.....

官吏俸給令(勅令)抄.....

雇傭人等給與支給準則(通牒).....

改正官吏俸給令等の施行に伴ふ經過的取扱方について(通牒).....

暫定加給支給要綱(閣議決定).....

暫定加給等改正案要綱(閣議決定).....

暫定加給支給準則(通牒).....

暫定加給支給方針(通牒).....

暫定加給の増額について(次官會議決定).....

暫定加給臨時増給實施要綱(通牒).....

一 一 一 二 二 四 八 一 一 二 七 七 一 八

昭和二十二年法律第四百十號(政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律).....一九

昭和二十二年法律第四百十號による臨時手当支給要綱(通牒).....一九

昭和二十一年勅令第三百三號(官吏俸給令の特例に關する件).....二〇

明治四十三年勅令第二百七十五號(文官試補及見習に關する件).....二〇

文官俸給支給細則(省令).....二〇

大正九年勅令第四百八十三號(特定郵便局長等の給與に關する件).....二一

**二、扶養 手当關係**.....二二

臨時家族手当給與令(勅令).....二二

臨時家族手当支給準則(通牒).....二二

臨時家族手当の日割計算について(通牒).....二五

臨時家族手当の支給方について(通牒).....二六

臨時家族手当の支給方について(通牒).....二六

臨時家族手当支給準則の運用方針(通牒).....二六

未復員者給與法の施行に伴う臨時家族手当の經過的取扱(通牒).....二七

**三、勤務地手当關係**.....二八

臨時勤務地手当支給準則(通牒).....二八

**四、超過勤務手当關係**.....三三

勤勉手当給與令(勅令)抄.....三三

勤勉手当支給準則(通牒).....三四

勤勉手当支給標準(通牒).....三五

明治二十四年勅令第二十七號(宿直又は徹夜勤務使役の者に食料を給與し及特別用の文具を使用せしむることを得るの件)(勅令).....三五

賄料に關する件(通牒).....三五

明治六年太政官布告第二號(休暇日の件)(太政官布告).....三六

明治九年三月十二日太政官達第二十七號.....三六

昭和二年勅令第二十五號(休日に關する件).....三六

明治八年太政官達第百十四號(各廳雇等日給者ノ休暇ニモ給額支給ノ件).....三六

大正十一年閣令第六號(官廳執務時間並休暇に關する件)抄.....三六

昭和二十二年法律第六十七號(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律).....三七

昭和二十二年法律第六十七號(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律)による給與支給準則(通牒).....三八

昭和二十二年法律第六十七號(労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律)による給與支給準則運用方針(通牒).....四二

**五、特殊の手當關係**.....四四

昭和二十二年法律第六十八號(財務局及び稅務署に在勤する政府職員に對する稅務特別手当の支給に關する法律).....四四

昭和二十年勅令第七百二十四號(掃海作業に従事する職員に對する掃海手当支給に關する件).....四四

傳染病豫防救治に従事する官吏准官吏及傭員に手当支給の件(勅令).....四四

特殊試験手当給與令(勅令).....四五

公立學校職員加俸令(勅令).....四五

稅務講習所の職員にして舎監たる者の手當給與に關する件(勅令).....四六

官立大學附屬專門部教官にして官立醫科大學附屬醫院の醫員を命ぜられたる者に手當給與の件(勅令).....四六

監獄看守手當等給與令(勅令).....四六

副看守長の俸給及給與に關する件(勅令).....四六

巡查給與令(勅令).....四六

消防手給與規則(省令).....四七

矯正院補導手當等給與令(勅令).....四七

交通至難の場所に在勤する職員に手當給與の件(勅令).....四七

明治三十九年勅令第二百九十四號(官設鐵道の職員に宿舍料を支給するの件).....四八

六、退職手當關係

退職手當支給要綱(閣議決定).....四九

退職、退職手當支給準則(通牒).....四九

退職、退職手當支給内規の標準その他について(通牒).....五一

退職、退職手當支給準則第八條第五號の陸海軍の軍屬の範圍について(通牒).....五三

退職、退職手當の支給について(通牒).....五三

七、公務災害補償關係

明治二十五年勅令第八十號(官吏療治料給與の件).....五四

運輸部内職員の療養に關する件(勅令)

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令(勅令).....五四

明治四十三年勅令第二百二十六號(巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令を警部補、消防士補及消防機關士補に準用するの件).....五五

昭和十五年勅令第八百七十號(巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件).....五五

昭和十六年勅令第五百六十三號(豫防拘禁所教導の療治料及弔祭料給與に關する件).....五六

明治三十三年法律第三十號(傳染病豫防救治に從事する者の手當に關する件).....五六

明治三十三年勅令第四百一十一號(傳染病豫防救治に從事する者の療治料に關する件).....五七

明治十九年勅令第二十三號(官吏公務上傳染病豫防等に從事し感染又は死亡の者手當金給與方).....五七

昭和二十年勅令第二百六十五號(特殊試験従事者一時賜金令).....五八

昭和二十年勅令第二百六十六號(特殊試験従事者保護賜金令).....五八

雇員扶助令(勅令).....六〇

傭人扶助令(勅令).....六二

供給勞働者扶助令(勅令).....六二

八、共濟組合關係

政府職員共濟組合令(勅令).....六三

政府職員共濟組合に關する協定内容.....六七

土木共濟組合令(勅令).....七一

印刷局共濟組合令(勅令).....七一

專賣局共濟組合令(勅令).....七二

造幣局共濟組合令(勅令).....七一

教職員共濟組合令(勅令).....七二

營林局署共濟組合令(勅令).....七二

生糸検査所共濟組合令(勅令).....七二

遞信共濟組合令(勅令).....七三

鐵道共濟組合令(勅令).....七三

運輸通信省所屬職員に對する土木共濟組合令の適用に關する件(勅令).....七三

警察共濟組合令(勅令).....七四

刑務共濟組合令(勅令).....七四

北海道廳營林現業員共濟組合令(勅令).....七四

專賣局共濟組合令の適用に關する件(勅令).....七五

九、雜 則 關 係.....七六

副看守長看守給與品及貸與品規則(勅令).....七六

巡查給與品及貸與品規則(勅令).....七七

巡查給與品及貸與品規則を警部補に準用の件(勅令).....七七

官舎貸渡規則(太政官達).....七九

官舎貸渡内規の一例(遞信省の分).....八〇

内國旅費規則(勅令).....八一

内國旅費規則施行細則(省令).....八五

各省所管内國旅費支給規則準則(通牒).....八六

船舶乘組員に對する航海日當及び食卓料支給準則(通牒).....九〇

一〇、附 則 關 係.....九三

在外公館職員等に關する行政整理臨時職員令の特例等に關する件(勅令).....九三

昭和二十一年勅令第二百八十七號(外地官署所屬職員の身分に關する件).....九四

外地官署所屬の職員等に對する俸給給與支給の件(大藏、外務大臣協議決定).....九四

内地外に在る者の内地歸還後身分保留期間中の俸給等支給方について(通牒).....九五

内地外にある者が死亡した場合の俸給又は給料の切り替へについて(通牒).....九六

未復員者給與法.....九六

未復員者給與法施行規則(省令).....一〇一

第二、特殊職員に關する現行法規.....一〇三

國會法(抄).....一〇三

國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律.....一〇三

國會議員法(抄).....一〇四

裁判所法(抄).....一〇四

裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律.....一〇五

裁判官報酬等暫行規則(最高裁判所規則)	一〇五
檢察官の俸給等の應急措置に關する法律	一〇七
會計検査院法(抄)	一〇七
船舶公團法(抄)	一〇七
公團役職員の給與取扱要領(閣議決定)	一〇八
私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(抄)	一〇九
全國選舉管理委員會法(抄)	一〇九
地方財政委員會法(抄)	一一〇
地方自治法(抄)	一一〇
警察法(抄)	一一一

# 第一、一般職員に關する現行法規

## 一、俸給關係

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の  
規定の効力等に關する法律(昭和二二、四、一八)抄

第一條 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする。

前項の規定は、昭和二十年勅令第五百四十二號(ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件)に基き發せられた命令の効力に影響を及ぼすものではない。

第一條の二(抄)左に掲げる法令は、國會の議決により、法律に改められたものとする。

- 鐵道共濟組合令(明治四十年勅令第二百二十七號)
- 專賣局共濟組合令(昭和十五年勅令第九百四十五號)
- 印刷局共濟組合令(昭和十五年勅令第九百四十四號)
- 遞信共濟組合令(昭和十五年勅令第九百五十號)
- 營林局署共濟組合令(大正八年勅令第三百六號)
- 警察共濟組合令(大正九年勅令第四十四號)

造幣局共濟組合令(昭和十五年勅令第九百四十六號)  
生糸検査所共濟組合令(昭和十二年勅令第二百一號)  
刑務共濟組合令(昭和十五年勅令第四百八十九號)  
教職員共濟組合令(昭和十六年勅令第十七號)  
政府職員共濟組合令(昭和十五年勅令第八百二十七號)  
土木共濟組合令(昭和十六年勅令第六百四十九號)  
北海道廳營林現業員共濟組合令(昭和十七年勅令第六百八十六號)  
前項に掲げる法令の効力は、暫定的のものとし、昭和二十三年五月二日までに必要な改廢の措置をとらなければならない。

第二條 他の法律(前條の規定により法律と同一の効力を有する命令の規定を含む)中「勅令」とあるのは、「政令」と讀み替えるものとする。

前項の規定は、内閣その他行政機關に對し、日本國憲法が認めていない場合において命令を發する權限を付與したものと解釋されてはならない。

### 附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。  
この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

### 官吏の俸給等の基準に關する勅令

(昭和二二、四、三〇)  
勅令第一六一號

官吏(官吏)の待遇を受ける者を含む。の俸給、諸手當その他の給與

は、官吏の職務等に應ずるとともに、その生活を営むための必要を充たすものでなければならぬ。

前項の給與に關し必要な事項は法律に特別の定あるものを除くの外、別に勅令を以て定めるところによる。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

國家公務員法の規定が適用せられるまでの  
官吏の任免等に關する法律

(昭和三十一年四月一日)  
法律第一二〇二號

官吏その他政府職員の任免、敘級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給與に關する事項及び服務に關する事項については、その官職について國家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は國家公務員法第十六條の人事委員會規則を以て別段の定をなしたときは、その定による。

前項但書の規定による定は、國家公務員法の精神に沿うものでなければならぬ。

附則

この法律は、昭和三十一年一月一日から、これを施行する。

第一項中「國家公務員法第十六條の人事委員會規則」とあるのは、昭和三十一年六月三十日までは「政令」と讀み替へるものとし、その政令は、臨時人事委員會の助言に基いて定められなければならない。

官吏俸給令 (昭和二十一年四月一日)  
勅令第一九二號 抄

第一條 官吏の俸給は別表による。  
第二條 俸給は毎月下旬之を支給する。  
第三條 俸給は新任、増俸及減俸とも總て發令の翌日より計算す但し廢官又は廢廳に因る退官者即日他官に任せられるときは發令の當日より計算す。

休職又は待命を命ぜられ俸給全額を給せざる場合は減俸と看做し前項の規定を適用す。

第四條 俸給令の改正に因り新に給すべき俸給は改正規定施行の日より之を計算す。

第五條 廢官、退官、退職及死亡のときは當月分の全額を支給す。

第六條 休職廢官又は退官の者事務引繼殘務處理の爲特に命を承け事務に従事する場合に於ては其間仍従前の俸給を支給す。

第七條 病氣の爲執務せざることを九十日を超ゆる者及私事の故障に因り執務せざること三十日を超ゆる者は俸給の半額を減す但し公務の爲傷痍を受け若は疾病に罹り又は服忌を受くる者及特旨に依り賜暇休養する者は此の限に在らず。

第七條之二 同盟罷業其の他の爭議行爲に因り執務せざる者は日割計算に依り俸給を減す。

第八條 官吏死亡したるときは在職最終俸給四月份の額に相當する死亡賜金を其の遺族に給す。

を除く。)であつた者が官吏俸給令の改正規定に依り受くべき號俸に關し必要な事項は、この勅令施行の際に限り大藏大臣がこれを定める。  
昭和二十一年七月一日に於て現に内地(樺太を除く、以下同じ)外にある官吏の俸給の額は、官吏俸給令の改正規定にかかわらず、その者の内地歸還までの間は、その者が同日に於て現に受けた俸給の額及び臨時物價手當相當額と大藏大臣が定める臨時手當相當額との合計額とする。  
前項に該當する者がその内地歸還に際し官吏俸給令の改正規定により受くべき號俸に關して必要な事項は、大藏大臣が特別の定をなすことができる。

(別表)

號	俸	俸給月額	號	俸	俸給月額
一	號俸	三〇〇圓	十三	號俸	七五〇圓
二	號俸	三三〇	十四	號俸	八〇〇
三	號俸	三六〇	十五	號俸	八五〇
四	號俸	三九〇	十六	號俸	九〇〇
五	號俸	四三〇	十七	號俸	九五〇
六	號俸	四六〇	十八	號俸	一〇〇〇
七	號俸	五〇〇	十九	號俸	一〇五〇
八	號俸	五四〇	二十	號俸	一一〇〇
九	號俸	五八〇	二十一	號俸	一一五〇
十	號俸	六二〇	二十二	號俸	一二〇〇
十一	號俸	六六〇	二十三	號俸	一三〇〇
十二	號俸	七〇〇	二十四	號俸	一四〇〇

前項の遺族とは配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹にして本人の死亡當時之と同一戸籍内に在るものを謂ふ本人の死亡後二年以内に昭和十五年法律第四號(命令に於て依る場合及準用する場合を含む)の適用を受け本人死亡の當時之と同一戸籍内に在る配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹と爲るに至りたる者亦同じ。

第一項の死亡賜金を受くべき遺族の順位は前項に掲ぐる順位に依り同順位内に在りては長は幼に先つ。  
第二項の遺族なき場合に於ては葬祭を行ひたる者に對し第一項に定むる金額の二分の一を給することを得。

第九條 前條第三項後段に規定する者に對しては既に死亡賜金を給せられたる者なきときに限り之を給す但し同條第四項の規定に依り死亡賜金を給せられたる者あるときは其の差額を給することを得。

第十條 教習中其の他の事由に因り必要あるときは別表最低額以下の俸給を支給することを得。

第十二條 俸給支給に關する細則は大藏大臣之を定む。

附則  
本令は公布の日より之を施行す。  
附則 (昭和二二、九、一九)  
この勅令は、公布の日から、これを施行する。  
第一條乃至第五條及第十一條の規定は、昭和二十一年七月一日以後の給與につき、第六條乃至第十條及び第十二條並に附則第七項の規定は、同年十月一日から、これを適用する。  
昭和二十一年七月一日において、現に官吏(親任式を以て任ずる官吏

二十五號俸	一五〇〇	三十號俸	二〇〇〇
二十六號俸	一六〇〇	三十一號俸	二一〇〇
二十七號俸	一七〇〇	三十二號俸	二二〇〇
二十八號俸	一八〇〇	三十三號俸	二五〇〇
二十九號俸	一九〇〇	三十四號俸	三〇〇〇

附則 (昭和二三、五、三、政令第九號)

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この政令施行の際、現に内閣総理大臣、國務大臣、特命全權大使及び戦災復興院總裁の官に在る者は別段の辭令を發せられないときは、現に受ける俸給の額に相當する號俸を受けるものとする。

雇傭人等給與支給準則

(昭和二三、九、二、三、大藏大臣官房秘令第四三號通牒)

- 第一條 この準則において雇傭人等とは、囑託員、雇員、傭人及び工員を謂ふ。
- 第二條 雇傭人等の給與は、他の法令に定めるものを除く外この準則の定めるところによる。但し左の一に該當する雇傭人等の給與については、所管大臣が大藏大臣と協議して別にこれを定める。
  - 一、毎月一定の給料を受けない者
  - 二、官廳執務時間又はそれと同程度の勤務に服しない者
  - 三、臨時の雇傭人等
- 第三條 雇傭人等には左に掲げる給與を支給することができる。
  - 一、給料
  - 二、臨時家族手当
  - 三、臨時勤務地手当
  - 四、その他の給與

前項第四號に掲げる給與については、所管大臣が大藏大臣と協議してこれを定める。

第四條 雇傭人等の給料は、別表第一又は第二による。

別表第一によるか第二によるかの區別は、所管大臣が大藏大臣と協議してこれを定める。

前各項により難い場合(請負給の場合を含む)は、所管大臣が大藏大臣と協議して、別に定めることができる。

第五條 日給を受ける者から月給を受ける者へ又は月給を受ける者から日給を受ける者へ變更した場合の變更後における給料額は、變更後におけるその者の職種と同一の職種にある者の給料額との權衡を考慮してこれを定める。但しその給料額は、變更直前に受けてゐた給料額が日給を受ける者にあつてはその三十倍に相當する金額、月給を受ける者にあつてはその三十分の一に相當する金額(別表第一又は第二にその金額に相當する金額がないときは、その直近上位の金額)を超えることができない。

第六條 雇傭人等の初給は、別表第三又は第四により所管大臣がこれを定める。但し日給の場合は別表第三又は第四に掲げる金額の三十分の一に相當する金額の範圍内においてこれを定める。

別表第三によるか第四によるかの區別は、職種により所管大臣が大藏大臣と協議してこれを定める。

大臣と協議してこれを定める。

前各項により難い場合は所管大臣が大藏大臣と協議して、その初給を定めることができる。

第七條 雇傭人等の昇給は所管大臣が大藏大臣と協議して定めた内規によつてこれを行ふ。

前項の昇給内規の基準は最短の者であつても別表第一及び第二の十三號に達するまでは毎號につき六箇月以上二十三號に達するまでは毎號につき九箇月以上三十五號に達するまでは毎號につき一箇年以上三十五號を超えるものは毎號につき一年六箇月以上を經過することを要する。

昇給の時期は、毎年六月、九月、十二月及び翌年三月の四回とする。退職、病氣危篤等に際し功績特に顯著な者その他特別の事由ある者については、前各項によらないで別表第一又は第二の直近上位の給料まで昇給することができる。

前各項により難い場合は所管大臣が大藏大臣と協議して別に昇給の金額及び時期を定めることができる。

第八條 雇傭人等の給料は毎月下旬一回にこれを支給する。但し日給をうける者については、毎月二回これを支給することができる。

第九條 雇傭人等の給料は新規採用、増給、減給何れの場合にあつても、月給を受ける者は發令の日の翌日から、日給をうける者は發令の當日から計算する。

第十條 雇傭人等が解職せられ又は死亡したときは、月給を受ける者にあつては當月分の給料全額を日給を受ける者にあつてはその當日まで

の給料を支給する。但し月給を受ける者であつて解職と同時に政府部の内の他の職員に資格を變更し又は採用されたとき若はその責に歸すべき事由によつて解職されたときは日割計算による。

第十一條 雇傭人等が解職後官廳の都合によつて事務に従事した期間又は解職發令通知の到達が遅延したためその事情を知らずに勤務してゐた期間は、給料の支拂については在職期間とみなすことができる。

第十二條 日給を受ける雇傭人等が欠勤した場合(同盟罷業その他の爭議行為により欠勤した場合を含む)は當日分の日給は、これを支給しない。

月給をうける雇傭人等が病氣私事の故障又は同盟罷業その他の爭議行為により欠勤した場合は欠勤一日につき月給の三十分の一に相當する金額(當該月の全日數を欠勤した場合は給料全額)を給料額から減額する。

雇傭人等が出勤しても、怠業その他これに準ずる事由によりその職務に従事しないときは、前二項の規定の適用については、これを同盟罷業その他の爭議行為による欠勤とみなす。

月給を受ける雇傭人等であつて所管大臣が是認すべき事由ありと認めたる者については前二項の規定にかかはらず左によつて支給することができる。

一、病氣のため欠勤引續き九十日以内又は私事の故障に因る欠勤引續き三十日以内のときは減額をなさず又は一部の減額に止める。

二、前號に該當した者が更に引續き九十日又は三十日を超えるに至つたときは月給の半額以上を減ずる。



所管大臣が大蔵大臣と協議して定めた休暇日又は缺勤日は前各項の計算において勤務日とみなすことができる。但しその休暇日又は缺勤日の前後引継ぎ缺勤した場合にあつては、その中間の休暇日又は缺勤日は勤務日とみなすことができない。

第十三條 臨時家族手当については臨時家族手当給與令により臨時勤務地手当については臨時勤務地手当支給準則により夫々これを支給する。

附則

この準則は昭和二十一年七月一日以後の給與につきこれを適用する。昭和二十一年七月一日において現に雇傭人であつた者が、この準則により受くべき給料に關して必要な事項は、この準則施行の際に限り大蔵大臣がこれを定める。

昭和二十一年七月一日において現に内地（樺太を除く以下同じ）外にある雇傭人等の給料の額はこの準則の規定にかかわらず、その者の内地歸還までの間は、その者が同日において現に受けた給料額及び臨時物價手当相當額と大蔵大臣が定める臨時手当相當額との合計額とする。前項の規定に該當する者がその内地歸還に際しこの準則により受くべき給料に關して必要な事項は大蔵大臣が、これを定める。

昭和二十一年七月分乃至九月分の給料に關しては大蔵大臣が特別の定をなすことができる。

第三條第四號に掲げる給與及び別表第一又は別表第二に掲げる最高の給料額を超える給料であつてこの準則施行の日以前から行はれてゐたものについては所管大臣がこの準則に基いて大蔵大臣と協議してこれらの

給與を定めるまでの間に限り現行の支給額、支給方法等による。

別表第一 雇傭人給料表（月給の部）

號	給 額	號	給 額
一	一二〇圓	二一	四〇〇圓
二	一三〇	二二	四二〇
三	一四〇	二三	四四〇
四	一五〇	二四	四七〇
五	一六〇	二五	五〇〇
六	一七〇	二六	五三〇
七	一八〇	二七	五六〇
八	一九〇	二八	五九〇
九	二〇〇	二九	六二〇
一〇	二一〇	三〇	六五〇
一一	二二〇	三一	六九〇
一二	二三〇	三二	七三〇
一三	二四〇	三三	七七〇
一四	二六〇	三四	八一〇
一五	二八〇	三五	八五〇
一六	三〇〇	三六	九〇〇
一七	三二〇	三七	九五〇
一八	三四〇	三八	一、〇〇〇
一九	三六〇	三九	一、〇五〇
二〇	三八〇	四〇	一、一〇〇

別表第二 雇傭人給料表（日給の部）

號	給 額	號	給 額
一	四、〇〇圓	二一	一六、四〇圓
二	四、五〇	二二	一七、二〇
三	五、〇〇	二三	一八、〇〇
四	五、五〇	二四	一九、〇〇
五	六、〇〇	二五	二〇、〇〇
六	六、五〇	二六	二一、〇〇
七	七、〇〇	二七	二二、〇〇
八	七、五〇	二八	二三、〇〇
九	八、〇〇	二九	二四、〇〇
一〇	八、五〇	三〇	二五、〇〇
一一	九、〇〇	三一	二六、〇〇
一二	九、五〇	三二	二七、〇〇
一三	一〇、〇〇	三三	二八、〇〇
一四	一〇、八〇	三四	二九、〇〇
一五	一一、六〇	三五	三〇、〇〇
一六	一二、四〇	三六	三一、〇〇
一七	一三、二〇	三七	三二、〇〇
一八	一四、〇〇	三八	三三、〇〇
一九	一四、八〇	三九	三四、〇〇
二〇	一五、六〇	四〇	三五、〇〇

別表第三 雇傭人初給（事務職員の部）

區	分	月 額
(一)	大學令に依る大學を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自四〇〇圓至四七〇圓
	專門學校令に依る專門學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自三〇〇圓至三六〇圓
	中等學校令に依る中等學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自二〇〇圓至二六〇圓
	國民學校令に依る國民學校高等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一五〇圓至二〇〇圓
	國民學校令に依る國民學校初等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一二〇圓至一五〇圓
(二)	大學令に依る大學を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自四〇〇圓至四七〇圓
	專門學校令に依る專門學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自三〇〇圓至三六〇圓
	中等學校令に依る中等學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自二〇〇圓至二六〇圓
	國民學校令に依る國民學校高等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一五〇圓至二〇〇圓
	國民學校令に依る國民學校初等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一二〇圓至一五〇圓
(三)	大學令に依る大學を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自四〇〇圓至四七〇圓
	專門學校令に依る專門學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自三〇〇圓至三六〇圓
	中等學校令に依る中等學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自二〇〇圓至二六〇圓
	國民學校令に依る國民學校高等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一五〇圓至二〇〇圓
	國民學校令に依る國民學校初等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一二〇圓至一五〇圓
(四)	大學令に依る大學を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自四〇〇圓至四七〇圓
	專門學校令に依る專門學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自三〇〇圓至三六〇圓
	中等學校令に依る中等學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自二〇〇圓至二六〇圓
	國民學校令に依る國民學校高等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一五〇圓至二〇〇圓
	國民學校令に依る國民學校初等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一二〇圓至一五〇圓
(五)	大學令に依る大學を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自四〇〇圓至四七〇圓
	專門學校令に依る專門學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自三〇〇圓至三六〇圓
	中等學校令に依る中等學校を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自二〇〇圓至二六〇圓
	國民學校令に依る國民學校高等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一五〇圓至二〇〇圓
	國民學校令に依る國民學校初等科を卒業した者及びこれに準ずる學歷又は資格のある者	自一二〇圓至一五〇圓

備考

一、卒業後一箇年以上を経過した者であつてその官廳職員として必要な實歴を有する者についてはその實歴一箇年につき別表第一又は第二の號俸の一階級づつ本表月額よりも高くすることができる。但し實歴五箇年以上は五箇年とみなすこと。

二、特殊の技能を要する職務に従事する者であつてその職務について職務上の加給を受けない場合には本表月額に相當する別表第一又は第二の號俸よりも二階級まで高くすることができること。

別表第四 雇傭人初給（勞務職員の部）

- 一、勞務職員の初給は別表第三によらないで基本額に年齢加算額を加へた金額とする。
  - 二、基本額は國民學校初等科修了者にあつては一五〇圓以内、同高等科修了者にあつては一八〇圓以内とする。
  - 三、年齢加算は國民學校初等科又は高等科修了後滿一箇年毎に十圓以内とする。但し國民學校初等科修了後十二箇年以上の者は十二箇年として國民學校高等科修了後十箇年以上のものは十箇年として加算額を計算する。中等學校卒業者についてはその者の卒業した中等學校の成規の修學年限一ヶ年毎に更に十圓以内を前項の加算額に加へることができる。
  - 四、特別の重労働又は技能を要する職務に従事する勞務職員の初給は前各號によつて計算した金額に一定の金額以内を加算することができる。
- 前項の一定金額の加算については所管大臣が大藏大臣と協議してこれを定める。

改正官吏俸給令等の施行に伴ふ經過的取扱方について

（昭和二十一、九、一九）  
（給發第七六號通牒）

官廳職員給與制度改正實施要綱（昭和二十一年八月九日閣議決定）實

る俸給又は給料の額は、次の通りとする。

- (一) 内地（樺太を除く。以下同じ）外にある者であつて、内地に臨時家族手当支給準則第二條及び第三條の規定による扶養家族（以下單に扶養家族と稱す。）を殘置しない者は、昭和二十一年七月一日において、現に受ける俸給又は給料の額とする。但し各廳職員から召集せられ内地外にある者であつて、明治三十七年勅令第二百六號（文官にして陸海軍に召集された者の俸給支給に關する勅令）又はこれと同様の他の法令の規定によつて、官吏又は雇傭人等として俸給又は給料の差額補給を受ける者については、その差額補給額を俸給又は給料の額とする。
- (二) 内地外にある者であつて、内地に扶養家族を殘置する者は、左の各號によつて計算した金額の合計額を以つて俸給又は給料の額とする。

- (1) 前號の規定による俸給又は給料の額
- (2) 臨時物價手当 月額五十圓
- (3) 臨時手当相當額 前二號(1)及び(2)の合計額から十圓に満たない金額を切り捨てた金額を、次の表の臨時手当以外の給與額とし、その下欄の臨時手当相當額。

臨時手当 の給與額	臨時手当 の給與額	臨時手当 の給與額	臨時手当 の給與額	臨時手当 の給與額	臨時手当 の給與額
八九〇	八八〇	八七〇	八六〇	八五〇	八四〇
三九五	三五四	三五三	三五二	三五二	三五二
三四八	三四八	三四八	三四八	三四八	三四八

施のため必要な關係法令の改廢は、俸給については、昭和二十一年勅令第四三五號（官吏俸給令の一部を改正する等の件）が本日公布即日施行せられ、雇傭人等の給料、臨時勤務地手当及び臨時家族手当については、これが支給準則を、別途通牒濟であるが、これが經過的な取扱については、それぞれの規定の附則において、大藏大臣がこれを定めることとなつてゐる。よつて、これが取扱を別紙の通り定めることとするから、右によつて取扱はれたい。

（別紙）

一、俸給及び給料。

俸給及び給料の經過的規定は、俸給にあつては昭和二十一年勅令第四三五號（官吏俸給令の一部を改正する等の件。以下單に勅令と稱す）附則第三項ない至第五項、給料にあつては雇傭人等給與支給準則第二項ない至第四項の規定によつて大藏大臣がこれを定めることになつた。よつてこれを次のように定める。

1. 勅令附則第三項又は雇傭人等給與支給準則附則第二項の規定による俸給又は給料は、次の通りとする。

昭和二十一年七月一日において、現に官吏又は雇傭人等であつた者が、官吏俸給令の改正規定又は雇傭人等給與支給準則により受くべき俸給又は給料は、官廳職員給與制度改正實施要綱（昭和二十一年八月九日閣議決定）第二の五、新俸給への切り替又は同要綱別紙官廳雇傭人給與制度改正要綱第四の(二)によつて定められた俸給又は給料とする。

2. 勅令附則第四項又は雇傭人等給與支給準則附則第三項の規定によ

八〇〇	三七〇	六〇〇	三三八	五〇〇	三六二	二六〇
八〇〇	三七二	六〇〇	三八九	四九〇	三五七	二六三
七九〇	三七四	六〇〇	三九七	四九〇	三五二	二五六
七九〇	三七七	六〇〇	三九六	四七〇	三四六	二四九
七八〇	三七七	六〇〇	三九五	四七〇	三四一	二四三
七八〇	三七八	六〇〇	三九四	四六〇	三四〇	二四三
七七〇	三八〇	六〇〇	三九三	四五〇	三三五	二四三
七七〇	三八三	六〇〇	三九二	四四〇	三三〇	二四三
七六〇	三八三	六〇〇	三九一	四四〇	三二五	二四三
七六〇	三八四	六〇〇	三九〇	四三〇	三二〇	二四三
七五〇	三八四	六〇〇	三八九	四二〇	三一八	二四五
七五〇	三八五	六〇〇	三八八	四一〇	三一三	二四五
七四〇	三八五	六〇〇	三八七	四〇〇	三一〇	二四五
七三〇	三八六	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
七三〇	三八七	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
七二〇	三八七	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
七二〇	三八七	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
七一〇	三八七	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
七〇〇	三八七	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
七〇〇	三八七	六〇〇	三八七	三九〇	三〇九	二四五
六九〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六九〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六八〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六八〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六七〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六七〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六六〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六六〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六五〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六五〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六四〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六四〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六三〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六三〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六二〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六二〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六一〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六一〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六〇〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
六〇〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五九〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五九〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五八〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五八〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五七〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五七〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五六〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五六〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五五〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五五〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五四〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五四〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五三〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五三〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五二〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五二〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五一〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
五一〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
一〇〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五
一〇〇	三八八	六〇〇	三八八	三八〇	三〇八	二四五

3. 勅令附則第五項又は雇傭人等給與支給準則附則第四項の規定による俸給又は給料は、次の通りとする。  
内地外にある者が、その内地歸還に際し受くべき俸給又は給料

記

新給與種類	舊給與種類
俸給又は給料	俸給又は給料
臨時勤務地手当	恩給法にいう本俸に準ずるもの 昭和十六年勅令第五百二十 号による手当
臨時家族手当	臨時物價手当 臨時物價手当 臨時家族手当

は、歸還した者の所屬する官署に、從來から勤務していた者であつて、歸還者と概ね同格と認められる者（學歷、資格、勤続年數、舊本俸又は給料等によりその合的に考察する。）との權衡を考慮して定めた俸給又は給料による。

二、臨時勤務地手当  
臨時勤務地手当は、勅令第十一條によつて、大正九年勅令第四百五號を改正し、この勅令に根據を求めるとした。よつて右勅令に基いて新たに定めた別途通ちによつて「臨時勤務地手当支給準則」によつてこれを支給する。

三、臨時家族手当  
臨時家族手当については、臨時家族手当給與令を改正する必要がないので、勅令の改正はしなかつたが、從來の臨時家族手当支給準則を全文改正したところの別途通ちによつて「臨時家族手当支給準則」によつて、これを支給する。

四、經過的差額支給  
昭和二十一年七月分ない至九月分の俸給又は給料、臨時勤務地手当及び臨時家族手当は、勅令附則第六項、雇よう人等給與支給準則附則第五項、臨時勤務地手当支給準則附則第三項及び臨時家族手当支給準則附則第八項の規定により、左によつて支給する。

1. 本年七月分ない至九月分の給與は、新給與制度により支給すべき左記上欄の給與の合計額から同期間内に、舊給與制度によつて既に支給済に係る左記下欄の給與の合計額を差し引いた、残額に相當する金額を、經過的差額支給額として追給する。

2. 前號による追給額が、新給與制度による臨時家族手当の額から舊給與制度による臨時家族手当の額を控除した金額に達しないときは追給額はその全額を臨時家族手当の科目からこれを支出する。

前號1による追給額が前項の新舊家族手当の差額を超えるときは新舊家族手当の差額の部分は、臨時家族手当の科目から、新舊家族手当の差額を超える部分は、俸給又は給料の科目から、これを支出する。

支拂事務の都合上各人につき前二項の計算をする暇がないときは、追給額は一應全額臨時家族手当の科目から、これを支出しておいても差支えない。

第一項の場合には、追給額が新舊家族手当の差額に達しない差額は、俸給又は給料から臨時家族手当に科目更正する必要があり、前項の場合にも正確な計算により、正當科目に科目更正の必要がある

が、これについては、後日計算の上更正を要する總額を一括して更正の手續をとることを要する。

暫定加給支給要綱 (昭和二三、二、二五) 閣議決定

- 本年一月から毎月、左記により、暫定加給を支給すること。
- 一 俸給又は給料に對し、十九割乃至四割の加給を支給すること。
  - 二 臨時勤務地手当は、俸給又は給料と前號の加給額との合計額に對し
    - (イ) 六大都市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者 二割
    - (ロ) その他の市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者 一割
 に増額支給すること。
  - 三 臨時家族手当は、扶養家族一人當
    - (イ) 六大都市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者 一二〇圓
    - (ロ) その他の市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者 一〇〇圓
    - (ハ) その他の地域所在官署在勤者 八〇圓
 に増額支給すること。
  - 四 前各號による給與額と、本年一月十七日閣議諒解による暫定加給（一人當百五十圓と俸給又は給料の二割五分との合計額）との差額は、速かにこれを支給すること。

これを支給することとし、承認しなかつた職員組合の組合員に對しては、これを支給しないで、本年一月十七日閣議諒解による暫定加給のみを、支給すること。

(2) 本年一月一日現在在職中の者については、この要綱にもとづく暫定加給の外に、本年一月分の一時金として、各職員につき一率に百圓を、前號に準じてこれを支給すること。

暫定加給等改正案要綱 (昭和二三、四、二六) 閣議決定

- 一、暫定加給を次のように改正すること。
  - 1 臨時勤務地手当及び臨時家族手当に對する加給額は、これを廢止し、俸給給料に對する加給額のみを改めること。
  - 2 官公職員の生活を保障する爲官公職員として現に受けてゐる俸給又は給料と俸給又は給料に對する加給額との合計月額がその者の年齢に應じて定めた別表の最低給月額に満たないときは、その差額に相當する金額を加算増額することができること。
- 二、臨時家族手当は、扶養家族一人當りの金額を各地區とも月額百五十圓に増額すること。
- 三、臨時勤務地手当は、俸給又は給料と暫定加給と臨時家族手当との合計額に對し
  - (イ) 特別地域所在官署在勤者 三割
  - (ロ) 前號以外の六大都市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者 二割
  - (ハ) 前各號以外の市及びこれに準ずる地域所在官署在勤者 一割

備考

(1) この要綱にもとづく暫定加給は、大藏省給與局から提出した試案を承認しなかつた職員組合（政府の容認し得ない條件を附して承認した組合もこれに準ずる。以下同じ。）の組合員を除く全職員に對し

に増額すること。

四、前各號の改正は、本年四月分から、これを實施すること。

別表

年齢	最低給月額	年齢	最低給月額
一三歳	四〇〇圓	二〇歳	五九〇圓
一四	四四〇	二一	六一〇
一五	四七〇	二二	六三〇
一六	五〇〇	二三	六四〇
一七	五三〇	二四	六六〇
一八	五六〇	二五	六七〇
一九	五八〇	二六	六九〇
二〇	六〇〇	二七	七〇〇
二一	六二〇	二八	七二〇
二二	六四〇	二九	七四〇
二三	六六〇	三〇	七六〇
二四	六八〇	三一	七八〇
二五	七〇〇	三二	八一〇
二六	七二〇	三三	八四〇
二七	七四〇		
二八	七六〇		
二九	七八〇		
三〇	八〇〇		
三一	八二〇		
三二	八四〇		
三三	八六〇		

備考

年齢は、満年計算である。

暫定加給支給準則 (昭和二三、二、二七) (給發第四〇一號通牒)

第一條 昭和二十二年二月二十五日及び同年四月二十六日閣議決定によ

る暫定加給は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員(毎月一定の給料を受け且つ常時勤務に服する者に限る)、雇員、傭人及び工員(以下職員と稱す)に、これを支給する。但し、左に掲げる者には、これを支給しない。

- 一 内閣總理大臣、各省大臣及び國務大臣
- 二 俸給又は給料の支給を受けない者
- 三 休職(これに準ずる者を含む)中の者
- 四 内地(樺太を除く。以下同じ)外にある者
- 五 内地外から内地歸還後身分保留期間中に係る者
- 六 臨時の嘱託員、雇員、傭人又は工員。但し、嘱託又は雇傭の日から六箇月を越えたものを除く。

第二條 暫定加給の額は別表第一による。

第三條 職員として現に受けている俸給又は給料と暫定加給との合計額が別表第三のその者の年齢に對應する金額に満たないときはその差額に相當する金額だけ暫定加給を増額支給することができる。

第四條 削除

第五條 削除

第六條 暫定加給の支給については、俸給又は給料支給の例による。

附則

第七條 この準則は、昭和二十二年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

第八條 内地外にある職員であつて、現に臨時家族手當の支給を受けている者並びに在外公館職員又は外地にある官署所屬の職員(樺太廳所

屬の職員を含む)であつて、内地に歸還した後、昭和二十一年勅令第五十八號(在外公館職員等に関する行政整理臨時職員令の特例に関する勅令)又は同年勅令第二百八十七號(外地官署所屬職員の身分に関する勅令)により、身分を保留している期間中の者(内地において職務整理に従事することを命ぜられた者を除く)には第一條第三號乃至第五號の規定にかかわらず、別表第二による金額を暫定加給として支給することができる。但し、昭和二十一年勅令第五十八號に該當する者であつて、内地に歸還後三箇月を経過した者には、これを支給しない。

九條 舊準則により既に暫定加給を支給済の者に對するこの準則の適用については、この準則により受くべき暫定加給の額から、既に支給済にかゝる暫定加給の額を、控除した額を支給する。

第十條 臨時勤務地手當支給準則第一條第二項及び臨時家族手當支給準則第五條第二項の規定によつて、所管大臣が大藏大臣と協議して定めたる官署は、第四條に規定するこれに準ずる地域所在官署とする。

別表第一

(1) 親任式を以て任ずる官吏

官名	暫定加給額
樞密院議長	
特命全權大使	
判事	
檢察官	
會計検査院長	

一、二〇〇圓

行政裁判所長官  
東京都長官  
戰災復興院總裁  
樞密院副議長  
樞密顧問官

一、二〇〇圓

一、〇〇〇圓

(2) 親任式を以て任ずる官吏以外の官吏及び官吏の待遇を受ける者であつて恩給法上の公務員たる者

現に受けて いる號俸	暫定加給額	現に受けて いる號俸	暫定加給額
一	二九〇圓	二	三二〇圓
三	三五〇	七	七一〇
四	三八〇	八	七三〇
五	四一〇	九	七五〇
六	四四〇	十	七七〇
七	四七〇	十一	七九〇
八	四九〇	十二	八一〇
九	五二〇	十三	八〇〇
十	五五〇	十四	八〇〇
十一	五八〇	十五	八〇〇
十二	六一〇		
十三	六三〇		
十四	六五〇		
十五	六七〇		

(3)

月給を受けている嘱託員、雇員、傭人及び工員  
現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額  
現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額

十六	六九〇	三十	八〇〇
一	二三〇圓	七	二三〇圓
二	二三〇	八	二三〇
三	二三〇	九	二三〇
四	二三〇	十	二三〇
五	二三〇	十一	二四〇
六	二三〇	十二	二五〇
七	二六〇	十三	二五〇
八	二七〇	十四	二五〇
九	二八〇	十五	五七〇
十	二九〇	十六	五九〇
十一	三一〇	十七	六一〇
十二	三一〇	十八	六三〇
十三	三一〇	十九	六五〇
十四	三五〇	二十	六七〇
十五	三七〇	二十一	六九〇
十六	三九〇	二十二	七一〇
十七	四二〇	二十三	七三〇
十八	四三〇	二十四	七五〇
十九	四五〇	二十五	七七〇
二十	四七〇		

現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額  
現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額

二十六	四九〇	四十一	七九〇
二十七	五一〇	四十二	八一〇
一	七、七〇	三	七、七〇
二	七、七〇	四	七、七〇
三	七、七〇	五	七、七〇
四	七、七〇	六	七、七〇
五	七、七〇	七	七、七〇
六	七、七〇	八	七、七〇
七	七、七〇	九	七、七〇
八	八、二〇	十	八、二〇
九	八、七〇	十一	八、七〇
十	八、九〇	十二	九、一〇
十一	九、一〇	十三	九、四〇
十二	九、七〇	十四	一〇、五〇
十三	一〇、五〇	十五	一一、三〇
十四	一一、三〇	十六	一二、一〇
十五	一二、一〇	十七	一二、九〇

備考  
現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額  
現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額

十八	一三、七〇	三十九	二四、六〇
十九	一四、二〇	四十	二五、〇〇
二十	一四、七〇	四十一	二五、四〇
二十一	一五、二〇	四十二	二五、八〇
二十二	一五、七〇	四十三	二六、二〇
二十三	一六、三〇	四十四	二六、六〇
二十四	一七、一〇	四十五	二七、〇〇
二十五	一七、九〇		

別表第二

現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額  
現に受けて  
いる號俵  
暫定加給額

一、〇〇〇	七三〇	八一〇	六五〇
九九〇	七三〇	八〇〇	六五〇
九八〇	七二〇	七九〇	六四〇
九七〇	七二〇	七八〇	六三〇
九六〇	七二〇	七七〇	六三〇
九五〇	七二〇	七六〇	六三〇
九四〇	七一〇	七五〇	六三〇
九三〇	七〇〇	七四〇	六二〇
九二〇	七〇〇	七三〇	六一〇

四九〇	四七〇	二六〇	二七〇
四八〇	四六〇	二五〇	二七〇
四七〇	四五〇	二四〇	二六〇
四六〇	四四〇	二三〇	二五〇
四五〇	四四〇	二二〇	二四〇
四四〇	四三〇	二二〇	二三〇
四三〇	四二〇	二〇〇	二三〇
四二〇	四一〇	一九〇	二三〇
四一〇	四〇〇	一八〇	二三〇
四〇〇	三九〇	一七〇	二三〇
一六〇	二三〇	八〇	一五〇
一五〇	二三〇	七〇	一三〇
一四〇	二三〇	六〇	一二〇
一三〇	二三〇	五〇	一〇〇
一二〇	二三〇	四〇	八〇
一一〇	二二〇	三〇	六〇
一〇〇	一九〇	二〇	四〇
九〇	一七〇	一〇	二〇

備考  
現に受けている俸給又は給料は、昭和二十一年九月十九日給發第七六號(改正官吏俸給令等の施行に伴ふ経過的取扱方について)一、の2の(二)又は同年十月九日給發第七九號(内地外に在る者の内地歸還後身分保留期間中の俸給等支給方について)一、の規定によつて

一六  
定めた俸給又は給料とする但し十円に満たない金額があるときは、これを切り上げて得た金額を現に受けている俸給又は給料とみなす。

別表第三

年齢	月額	日額	年齢	月額	日額
一三	四〇〇圓	一三、三〇	一八	五六〇圓	一八、七〇
一四	四四〇	一四、七〇	一九	五八〇	一九、三〇
一五	四七〇	一五、七〇	二〇	五九〇	一九、七〇
一六	五〇〇	一六、七〇	二一	六一〇	二〇、三〇
一七	五三〇	一七、七〇	二二	六三〇	二一、〇〇
一八	五六〇	一八、七〇	二三	六四〇	二一、〇〇
一九	五九〇	一九、七〇	二四	六六〇	二二、〇〇
二〇	六一〇	二〇、三〇	二五	六七〇	二二、三〇
二一	六三〇	二一、〇〇	二六	六九〇	二二、〇〇
二二	六四〇	二一、三〇	二七	七〇〇	二三、三〇
二三	六六〇	二二、〇〇	二八	七二〇	二四、〇〇
二四	六七〇	二二、三〇	二九	七四〇	二四、七〇
二五	六九〇	二二、〇〇	三〇	七六〇	二五、三〇
二六	六九〇	二二、〇〇	三一	七八〇	二六、〇〇
二七	七〇〇	二三、三〇			
二八	七二〇	二四、〇〇			
二九	七四〇	二四、七〇			
三〇	七六〇	二五、三〇			
三一	七八〇	二六、〇〇			

備考  
一、年齢は各定期昇給日現在における満年計算とする。  
二、月額は官吏及び官吏の待遇を受ける者、並びに月給を受ける嘱託員、雇員、傭人及び工員につき日額は、日給を受ける嘱託員、

雇員、傭人及び工員につきこれを適用する。

附則

この準則は昭和二十二年四月一日以後の給與につき、これを適用する。

暫定加給支給方針 (昭和二三、五、二六) (給發第五五九號通牒)

- 一、暫定加給は勤務地手当及び時間外手当の計算の基礎に入れることとし、本年四月一日以後の給與につきこれを適用すること。恩給(國庫納金を含む)、死亡賜金、退職手当、共済組合給付等は、従前同様これが計算の基礎とはならない。
- 二、暫定加給支給準則(以下準則と稱す)第三條の規定は大正十一年閣令第六號第一項に定めた時間又は同令第二項又は第六項の規定によつて主務大臣が特に定めた執務時間により常時勤務に服する者に限つて、これを適用する趣旨であるから、右の趣旨によつて運用すること。
- 三、準則第三條の規定による暫定加給の増加給は次の方針によつて取扱うこと。
  - (1) 準則別表第三備考一の規定による満年計算は生れた日に應當する日の前日を以て満年に達したものと計算すること(例えば五月一日に生れた者は四月三十日を以て満年に達したものとす)。
  - (2) 増加給の支給区分は
    - (イ) 四月一日から六月末日までの間に満年に達した者については七

- (ロ) 七月一日から九月末日迄の間に満年に達した者については十月分から
  - (ハ) 十月一日から十二月末日までの間に満年に達した者については十一月分から
  - (ニ) 一月一日から三月末日までの間に満年に達した者については四月分から
- 支給を開始し又これが支給額を改定すること。
- (3) この準則實施の際、現に在職している職員であつて四月末日までの間に満年に達した者については、前項(2)の規定にかかわらず四月分からこれが支給を開始すること。

暫定加給の増額について (昭和二三、五、二六) (次官會議決定)

官廳職員の給與水準を月収平均千六百圓に改訂の上新本俸又は本給の切替をなすことについては、去る五月十三日閣議決定を経たが、右閣議決定による新本俸又は本給への切り替へには、若干の時日を必要とするので、職員の生計の實情に鑑み右の新本俸又は本給への切り替へに至るまでの暫定的措置として、原則として暫定加給の六割に相當する金額を暫定加給として増額支給するものとする。

(備考)  
右の場合各廳内において著しく不權衡のあるものについては、右支給率の範圍内において、これが調整をなし、又各廳における給與

水準が一般の給與水準に較べて著しく高いものについては、若干支給率減する等新本俸又は本給の改訂に支障を生ぜしめないよう措置するものとする。

### 暫定加給臨時増給實施要綱 (昭和二二、五、三〇) (給發第六一九號通牒)

- 一、本年五月二十六日官會議決定による暫定加給臨時増給は暫定加給支給準則により現に暫定加給の支給を受けている者に、これを支給すること。
- 二、暫定加給臨時増給の額は、原則として暫定加給支給準則別表第一及び別表第二による暫定加給、暫定加給支給準則第三條の規定により、暫定加給の増額支給を受けている者にあつては、その暫定加給によらな
- 三、給與水準が一般の給與水準に較べて相當高く新本俸又は本給の改訂に支障を生ずる虞がある官廳(大藏大臣が別にこれを定める。)に所屬する職員に對しては、所管大臣は大藏大臣と協議して二、の支給率を相當程度減するものとする。
- 四、各廳内において、その廳における給與水準に較べて著しく高いものに對しては、所管大臣は大藏大臣と協議して二、及三の支給率を相當程度減することができる。
- 五、臨時勤務地手当の額は暫定加給臨時増給を加えたものをもつて計算

すること。

六、暫定加給準則第三條の規定は、暫定加給臨時増給を加えたものによつてこれを適用すること。

(註) 右は暫定加給支給準則第三條を次のように改正したものとす取扱うこと。

職員として現に受けている俸給又は給料暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額が別表第三のその者の年齢に對應する金額に満たないときはその差額に相當する金額だけ暫定加給を増額支給することができる。

七、暫定加給臨時増給は、勤務手当、時間外手当、恩給(國庫納金を含む)死亡賜金、退官退職手当、共済組合給付等の計算の基礎とはならないこと。

八、暫定加給臨時増給の支給については俸給又は給料支給の例によること。

但し本年四月分及び五月分については即時これを支給すること。

九、暫定加給臨時増給實施に伴う豫算的措置は左によること。

- 1、暫定加給臨時増給及びこれが支給に伴つて増額せられる臨時勤務地手当は、既定經費より支出することとし暫定加給臨時増給については給與特別措置費(目)臨時勤務手当については、手当及び給與金(目)の科目より夫々支出すること。

- 2、右支出の結果、後日夫々の科目定額に不足を生じたときは、追加豫算或は豫備費の使用等別途の措置を講ずること。

- 3、1の支出に關連し既に提出に係る昭和二十二年度第一、四半期支

出計畫に変更を要する場合には、當省主計局に追加支出計畫を提出すること。

4、特別會計等は右に準ずること。

10、この要綱は本年一月一日以後の給與につきこれを適用すること。

### 昭和二十二年法律第四百十號 (政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律)

(昭和二三、二一、二五) (法律第一四〇號)

政府は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に對し、その者の受ける給與の月額の八分の一に相當する金額を、昭和二十二年十月以降當分の間毎月、臨時手当として支給する。

前項の規定による臨時手当の支給の基礎となる給與及び同項の臨時手当の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

#### 附則

この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第百十九號(政府職員に對する一時手当の支給に關する法律)は、昭和二十二年十一月三十日限り、これを廢止する。

### 昭和二十二年法律第一四〇號による

#### 臨時手当支給要綱 (昭和二三、二一、一〇) (給發第二二號通牒)

昭和二十二年法律第一四〇號(以下法という。)による臨時手当は、官

吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員(毎月一定の給料を受け且つ常時勤務する者に限る)、雇員、傭人及び工員にこれを支給すること。但し左に掲げる者には、これを支給しないこと。

(イ) 内閣總理大臣その他の國務大臣

(ロ) 俸給又は給料の支給を受けない者

(ハ) 休職(これに準ずる者を含む)中の者

(ニ) 内地(樺太を除く以下同じ)外にある者

(ホ) 内地外から内地歸還後身分保留期間中に係る者

(ヘ) 臨時の嘱託員、雇員、傭人又は工員。但し、嘱託又は雇傭の日から六箇月を超えた者を除く

二、臨時手当の額は、職員としてその月において現に支給を受けた給與(俸給又は給料、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当及び臨時勤務地手当の合計額をいう。以下同じ)の月額の八分の一に相當する金額とすること。但し、圓位未満の端數はこれを圓位に満たしめること。

三、法施行の際内地外にある者であつて現に臨時家族手当の支給を受けている者及び内地外から内地歸還後身分保留期間中に係る者には、第一號の(ニ)又は、(ホ)の規定にかかわらず、法施行の際現に受ける俸給又は給料、暫定加給、臨時増給及び臨時家族手当の合計月額の八分の一に相當する金額を支給することができる。但し、元軍人(各廳職員から徵集又は召集による軍人を含む)軍屬については、これを支給しないこと。

四、豫算上の措置については、給與特別措置費(目)給與特別措置費

(節)より支出すること。

特別會計等についても右に準ずること。

五、臨時手當の支給については、俸給又は給料支給の例によること。

六、この要綱は、本年一月一日以後の給與につき、これを適用すること。

### 昭和二十一年勅令第三百三號 (官吏俸給)

#### 令の特例に關する件 (昭和二一、六、五) (勅令第三〇三號)

官吏の俸給は、當分の間官吏俸給令第二條の規定にかゝらず、毎月二十日以前に、これを支給することができる。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

### 明治四十三年勅令第二百七十五號 (文官)

#### 試補及見習に關する件 (明治四三、六、二〇) (勅令第二七五號)

第一條 宮吏任用敍級令第五條第一項第一號又は第二號の規定に依り二級宮吏に任用せらるべき資格を有する者は試補、同令第四條の規定に依り三級宮吏に任用せらるべき資格を有する者は見習として各官廳に屬せしめ其の廳又は他の官廳に於て事務を練習せしめることを得。  
第二條 試補は二級官の待遇、見習は三級官の待遇とす。  
第三條 試補の任免奏薦及宣行は二級官、見習の任免は三級官の例に依る。

第四條 試補には五百八十圓以内、見習には三百圓以内の月俸を給することを得。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

#### 文官俸給支給細則 (明治二五、二、二三) (大藏省令第十一號)

第一條 高等文官及判任文官の俸給は當該經費の所管區分毎に別表日割定日に於て支給するものとす但し休日相當るときは順延とす。  
第二條 廢官、退官、退職及死亡の時は當分の俸給全額を其の際支給するものとす。  
高等官官等俸給令第二十八條に依り殘務調理を命ぜられたもの、其の調理翌日以降に涉り全月分を支給するものは第一條の支給定日に依る。但し最後の月は日割を以て調理終了の日迄を其の際支給す。  
第三條 轉任者の俸給は其の發令當日迄を甲廳の負擔とし、翌日以降の分は乙廳に於て之を支給するものとす。  
第四條 他廳へ轉任したる者は第一條の支給日に拘らず日割計算を以て發令の當日迄に係る俸給を其の際支給す。  
第五條 他廳へ轉任の際俸給過渡あるときは、前任廳に於て其の際之を追徴すべし。  
第六條 俸給支給定日後他廳より轉任し來りたるときは後任廳に於て其月の殘日數に對する俸給を其際支給するものとす。  
第七條 高等官官等俸給令第二十九條に依り減給の者、廢官、退官退職

及死亡の時は其減給に係る當月分の全額を支給するものとす。

第八條 傷疾、忌引若くは特旨賜暇の場合は病氣若くは私事の故障と連續するも減俸となるべき關動日數中に算入せず。又病氣と私事故障と連續する場合に於ては之を通算せず。

第九條 俸給を支給するに當り計算上錢位未滿の端數を生ずるときは之を切捨るものとす。日割計算の法は其月の現日數に依るべし。

別表

日割定日	所管區分
毎月二十一日	外務省、内務省、大藏省
毎月二十二日	司法部、文部省、運輸省、遞信省
毎月二十三日	厚生省、農林省、商工省

附則 (昭和十八年大藏省令第百十二號)

本令は公布の日より之を施行す。  
運輸省所管帝國鐵道特別會計の支辨に係る俸給は、改正規定に拘らず、當分の内毎月二十一日に於て之を支給することを得。

附則

この省令は、昭和二十一年七月分から之を適用する。

### 大正九年勅令第四百八十三號 (特定郵便)

#### 局長等の給與に關する件 (大正九、一〇、二三) (勅令第四八三號)

特定郵便局長、朝鮮總督府特定郵便局長、臺灣總督府特定郵便局長、關東遞信官署特定郵便局長及南洋廳特定郵便局長に俸給を給せず。月額

千圓以下の手當を給す。

前項の手當の支給に關する規程は通信院總裁、朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、關東州に在りては滿洲國駐劄特命全權大使、南洋群島に在りては南洋廳長官、大藏大臣と協議して之を定む。

附則

本令は大正九年八月分より之を適用す。



## 二、扶養手当關係

### 臨時家族手当給與令 (昭和十七、三、二五) 勅令第二二二號

官吏、官吏の待遇を受くる者、嘱託員、雇員、傭人及職工には當分の臨時家族手当を給することを得

前項の規定に依る手当を給する者の範圍、手当の額其他手当の支給に關し必要な事項は前項の規定に依る手当に關する豫算の所管大臣大藏大臣と協議して之を定む但し朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、關東州に在りては滿洲國駐劄特命全權大使、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官前項の規定に依る手当に關する豫算の所管大臣を經由し大藏大臣と協議して之を定む

#### 附則

本令は昭和十七年四月一日より之を施行す

### 臨時家族手当支給準則 (昭二一、九、一九) 給發第六三號通牒

第一條 臨時家族手当給與令による臨時家族手当は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員(毎月一定の給料を受け且つ常時勤務に服する者に限る)、雇員、傭人又は工員(以下職員と稱す)であつて、扶養家族を有する者に、これを支給する。但し、左に掲げる者には、これを支給しない。

二二

- 一 親任官。
  - 二 俸給又は給料の支給を受けない者。
  - 三 休職(これに準ずる者を含む)中の者。
  - 四 内地(樺太を除く。以下同じ)外にある者。
  - 五 内地外から内地歸還後身分保留期間中に係る者。
  - 六 臨時の嘱託員、雇員、傭人又は工員。但し、嘱託又は雇傭の日から六箇月を超えた者を除く。
- 第二條 職員と同一戸籍内にある妻及び満十八歳未満の子(養子縁組によるものは推定家督相続人に限る)は、これを扶養家族とする。但し、相當の勤務所得、資産所得、事業所得等があつて、扶養を受けてゐないことが明瞭な者は、これを扶養家族としない。
- 内縁關係にある者(届出をしないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者をいふ)は、前項の規定の適用については、これを妻とみなす。
- 第三條 職員と同一戸籍内にある左に掲げる者の内、主として職員の收入によつて生計を維持してゐる者であることを、所屬廳の長が承認した者は、これを扶養家族とすることができる。
- 一 満六十歳以上の父母及び祖父母。
  - 二 満十八歳未満の孫(養子縁組によるものは推定家督相続人に限る)。
  - 三 満十八歳未満の弟妹。
  - 四 不具發疾者
- 第四條 臨時家族手当の支給を受けやうとする者は、別紙様式による扶

養家族認定申請書を所屬廳の長に提出しなければならない。扶養家族に異動を生じたときも亦同じである。

第五條 臨時家族手当の月額は、百五十圓に第二條及び第三條の規定による扶養家族の員數を乗じて得た金額とする。

第六條 臨時家族手当の支給區分は、左の各號による。

- 一 臨時家族手当の支給を受けることのできる要件を具備するやうになつたときは、第四條の規定による申請書を受理した日の屬する月の翌月から、これが支給を開始する。
- 二 臨時家族手当の支給を受けることのできる要件を缺くやうになつたときは、その事實の發生した日の屬する月の翌月から、これが支給を廢止する。

第七條 二以上の官職に基いて、二以上の俸給又は給料を受ける者の臨時家族手当は、金額の多い俸給又は給料を支給する官廳において、これを支給する。

第八條 二人以上の者が、同一家族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む)の臨時家族手当の受給者は、その扶養家族と同居する者を第一順位とし、その扶養家族と別居する者を第二順位とする。

前項の第一順位者又は第二順位者が、數人ある場合に於ける受給者は、法律に定める扶養義務者の順位(同順位内に在つては男は女に、長は幼に先づ)によつて、これを定める。

第九條 臨時家族手当の支給を受ける者轉任、轉職によつて、その所屬廳を異にするやうになつた場合において必要があるときは、關係各廳

で協議の上その月分の臨時家族手当は前所屬廳において、その翌月分からの臨時家族手当は新所屬廳において、これを支給することができる。

第十條 虚偽の申請又は申請の遅延によつて不當に臨時家族手当の支給を受けたときは、現に支給を受けた手当は、これを返還させることとし、なお爾後の手当は、これを支給しないことがある。

第十一條 前各條に定めるものの外臨時家族手当の支給については、俸給又は給料支給の例による。

#### 附則

この準則は、昭和二十一年七月一日以後の給與について、これを適用する。

左に掲げる者であつて内地に第二條及び第三條の規定による扶養家族を有する者には第一條第三號乃至第五號の規定にかかわらず、臨時家族手当を支給することができる。

- 一 内地外にある職員
- 二 在外公館職員又は外地にある官署所屬の職員(樺太廳所屬の職員を含む)であつて内地に歸還した後昭和二十一年勅令第五十八號(在外公館職員等に關する行政整理臨時職員令の特例に關する勅令)又は同年勅令第二百八十七號(外地官署所屬職員の身分に關する勅令)により身分を保留している期間中の者(内地において残務整理に従事することを命ぜられた者を除く)。

前項の規定による臨時家族手当の月額は、左の區分により定めた金額に、内地にある第二條及び第三條の規定による扶養家族の居住地別員數

を乗じて得た金額とする。

一 特別地域を居住地とする未復員者給與法の規定の適用を受ける者の扶養家族の分にあつては四十五圓、その他の者の扶養家族の分にあつては百九十五圓。

二 東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市及びこれに準ずる地域（前號に該當する地域を除く。）を居住地とする未復員者給與法の規定の適用を受ける者の扶養家族の分にあつては三十圓、その他の者の扶養家族の分にあつては百八十圓。

三 前各號以外の市及びこれに準ずる地域を居住地とする未復員者給與法の規定の適用を受ける者の扶養家族の分にあつては十五圓、その他の者の扶養家族の分にあつては百六十五圓。

四 その他の地域を居住地とする未復員者給與法の規定の適用を受ける者の扶養家族の分にあつては臨時家族手當を支給せずその他の者の扶養家族の分にあつては百五十圓。

前項第一號の特別地域及び同項第二號及び第三號のこれに準ずる地域は臨時勤務地手當支給準則第二條第二項の規定により所管大臣が大藏大臣と協議して定めた地域とする。

昭和二十一年七月一日において、現に職員である者の内、扶養家族を有する者は、同日現在において別紙様式による扶養家族認定申請書を所屬廳の長に提出しなければならない。

前項の規定によつて、申請書を提出した者に對する臨時家族手當は、第六條第一號の規定によらないで、昭和二十一年七月分からこれを支給する。

を詳細に記載すること。

二、この申請書には扶養家族であるかどうかを證明する資料（例へば米穀通帳、金融手帳等）を添付して提出すること。

三、職業の欄には勤務先のあるものは、その名稱等を具體的に記入すること。

四、月收額欄には、勤勞所得ばかりでなく資産所得、事業所得等もあれば、これを見積り所得の種類ごとに、その金額を記入すること。

五、所屬部局長がこの申請書を受理したときは、各欄記載事項を検討し且つその他の状況について調査を遂げた上で申請を正當と認めたとときに限り該當欄に認印すること。

### 臨時家族手當の日割計算について

（昭和二十一年七月分）  
（給發第一一五第五通牒）

臨時家族手當は同支給準則第十一條の規定によつて俸給又は給料支給の例によることになつてゐるので、日給者が缺勤した場合、その他の者が減俸又は減給となつた場合等には、當然日割計算によつてこれを支給しないか又は減額することになるが、右の日割計算は、左記によつて取扱はれたい。

記

一、臨時家族手當の支給を受ける者が、臨時家族手當支給準則第一條但書の規定に該當するやうになつた場合は、その發令の日までの分を別

官廳職員から、徵集又は召集せられ内地外にある者の第二項の規定による臨時家族手當は、職員としての奉職官廳において、これを支給する。

昭和二十一年七月分乃至九月分の臨時家族手當に關しては、大藏大臣が特別の定をなすことができる。

舊臨時手當給與令（昭和二十一年勅令第二百三十四號）に基く臨時手當支給準則第二號第二項の規定によつて、所管大臣が大藏大臣と協議して定めた官署は、第五條に規定するこれに準ずる地域所在官署とする。

扶養家族認定申請書

所屬部局長名	認印	一、二、三	官名	申請者氏名	認印
家族氏名	職員の 年月日	別居 職業	月收額	不具主として 職員の收 入によつて 生計を維 持してゐる 者の證明	
職員の 年月日	別居 職業	種類	金額	實	

一、この申請書には家族全員を記載し、内扶養家族として認定方を申請する者については、その家族が主として職員の収入によつて生計を維持してゐる者であることを證明するに足りる事項を具體的に且つ詳細に記入すること（特に孫又は弟妹を扶養してゐる場合、長男でない者が父母又は祖父母を扶養してゐる場合等）のときは、その特別の事由

表日額によつて日割計算の上、これを支給すること。

二、内地（樺太を除く。）外にあつて、臨時家族手當の支給を受ける者が内地に歸還し、新俸給又は給料に切り替はれた場合のその月分の臨時家族手當は、内地に歸還した日の前日までの分は、従來の支給額の日額（十錢未満の端数は、これを切り捨てる。）の翌日以降の分は、別表日額によつて、それぞれ日割計算の上、それを支給すること（臨時家族手當支給準則第二項及び第三項並びに官吏俸給令第三條及び雇傭人等給與支給準則第九條）

三、病氣又は私事故障その他によつて減俸又は減給となつた場合は、その發令の日（日給者にあつては前日）までの分は、別表日額、その翌日（日給者にあつてはその日）以降の分は、別表日額を減俸又は減給割合と同一割合によつて減額した日額（十錢未満の端数は、これを切り捨てる。）によつて、それぞれ日割計算の上これを支給すること（官吏俸給令第三條及び第七條並びに雇傭人等給與支給準則第九條及び第十二條第三項及び第三項）

四、雇傭人等が解職せられ又は死亡しその日まで給料の支給を受ける場合は、その日までの分を、別表日額によつて日割計算の上、これを支給すること（雇傭人等給與支給準則第十條）

五、雇傭人等にして日給を受ける者が缺勤し給料の支給を受けない場合は、その缺勤日數に對應する分を、別表日額によつて日割計算の上、これを支給しないこと。但し缺勤日數がその月の全日數に及ぶ場合は、日割計算をせず、その全額を支給しないこと。（別表）

臨時家族手當日額表

區	分	日額
臨時家族手當支給準則第五條第一號該當者にあつては	第一號該當者にあつては	三圓三十錢
	第二號該當者にあつては	二圓六十錢
	第三號該當者にあつては	二圓
同右		
同右		

臨時家族手當の支給方について

(昭和二二、二二、二二八號通牒)

本年十月三十一日附通牒給發第一一五號(臨時家族手當の日割計算について)中五、については、本年十二月分から當分の間左記によつて取り扱はれたい。

記

- 1 雇傭人等にして日給を受ける者が缺勤し給料の支給を受けない場合の臨時家族手當の支給は、次のやうにする。
- 2 給料の支給を受けない缺勤日数が、當該月において、十五日未満の場合は、全額支給する。
- 3 給料の支給を受けない缺勤日数が、當該月において、十五日以上の場合、半額支給する。
- 4 當該月の全日數を缺勤した場合は、全額支給しない。

臨時家族手當の支給方について

(昭和二三、二、二三三號通牒)

客年十月三十一日附通牒給發第一一五號(臨時家族手當の日割計算について)中五、の運用については、客年十二月六日附給發第二一八號をもつて通牒して置いたが、本年一月分から當分の間左記によつて取り扱はれたい。

記

- 1、雇傭人等にして日給を受ける者が缺勤し給料の支給を受けない場合の臨時家族手當の支給は次のやうにする。
- 1、當該月において給料の支給を受ける出勤日数が、一日以上の場合には、全額を支給する。
- 2、當該月の全日數を缺勤した場合は、全額を支給しない。
- 3、病氣のため引續き缺勤した場合は、前二號の規定にかかわらず、缺勤引續き九十日以内のときは全額、九十日を超えるときは、その超過日數につき昭和二十一年十月三十日附給發第一一五號(臨時家族手當の日割計算について)別表日額の半額により日割計算の上、これを支給する。

臨時家族手當支給準則の運用方針

(昭二一、九、一九號通牒)

一、準則第二條の運用方針は、左によること。

妻及び満十八歳未満の子が、扶養家族であるかどうかの運用は、概ね従前同様とし、必ずしも「扶養家族認定申請書」を提出させなくともよい。但し、但書の規定による「相當の勤勞所得、資産所得、事業所得」とは月收額が概ね「四百圓」程度とし、右の月收額以下の者は新にこれを扶養家族に加へ、これを超える者は、これを扶養家族と認めないこと。

二、準則第三條の運用方針は、左によること。

- 1 妻及び満十八歳未満の子以外の家族については、「扶養家族認定申請書」によつて、果して主として職員の收入によつて生計を維持してゐる者であるかどうかを調査すること。
- 2 勤勞所得、資産所得、事業所得等の月收額が、概ね二百圓程度を超える者は、これを扶養家族と認めないこと。

未復員者給與法の施行に伴う臨時

家族手當の經過的取扱

(昭和二三、二、二二八號通牒)

改正前の臨時家族手當支給準則の規定により、昭和二十二年七月分以降既に支給済に係る臨時家族手當の金額と改正後の臨時家族手當支給準則の規定により、同期間内において支給すべき筈の臨時家族手當の金額との差額は、昭和二十三年一月以降において支給すべき俸給又は給料、暫定加給及び臨時家族手當の合計額からこれを控除し整理すること。

### 三、勤務地手当關係

#### 臨時勤務地手当支給準則 (昭和二十一、九、一九 給發第六五號通牒)

第一條 當分の間東京都の區の存する區域、市制施行地及びこれに準ずる地域所在官署に在勤する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員(毎月一定の給料を受け且つ常時勤務に服する者に限る) 雇員 傭人又は工員には大正九年勅令第四百五號の「生活上特殊ノ事情アル場所」に在勤するものとし、この準則により臨時勤務地手当を支給する。左に掲げる者にはこれを支給しない。

- 一、親任官。
  - 二、俸給又は給料の支給を受けない者。
  - 三、休職(これに準ずる者を含む)中の者。
  - 四、内地(樺太を除く)外に在る者。
  - 五、内地外から内地歸還後身分保留期間中に係る者。
  - 六、臨時の嘱託員、雇員、傭人又は工員、但し嘱託又は雇傭の日から六ヶ月を超えた者を除く。
- 第二條 臨時勤務地手当の額は俸給又は給料、暫定加給及び臨時家族手当の合計額に左の割合を乗じて得た金額とする。
- 一、特別地域所在官署勤務者にあつては三割。
  - 二、東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名

古屋市及びこれに準ずる地域(前號に該當する地域を除く)所在官署に在勤者にあつては二割。

三、前各號以外の市及びこれに準ずる地域所在官署に在勤者にあつては一割。

前項第一號の特別地域及び同項、第二號及び第三號のこれに準ずる地域所在官署は、所管大臣が大藏大臣と協議して、これを定める。

第三條 臨時勤務地手当の支給方法は、俸給又は給料支給の例による。

附則

この準則は昭和二十一年七月一日以後の給與についてこれを適用する。

#### 臨時勤務地手当地域區分 昭和二十二年十二月現在

府縣別	特 地	甲 地	乙 地
東京都	東京都(區部)	八王子市、立川市、武藏野市、三鷹町、國分寺町、小金井町、府中町、昭和中、青梅町、谷保村(一部)、調布町(一部)、田無町(一部)、保谷町(一部)、狛江村(一部)、町田町(一部)、五日市町、拜島町、福生町、日野町、小平町(以上一部)	五日市町、福生町、拜島村、小平町、神代村、東村山村、浅川町、日野町、多摩村、西多摩村、村山村、大和村、瑞穂町、東秋留村、西秋留村、堺村、砂川村、清瀬村、久留大村、多摩村、平井村、増戸村、霞村、由井村、七生村、横山村、元八王子村
東京都	武藏野市(一部)	内町、和泉町、柏原町、枚岡町、富田町、箕面村、忠岡町、繩手町、八阪町、天美町、寝屋川町、門真町(一部)、味舌村、福泉町、取石町、古市町、高鷲村、藤井寺町、道明寺村、日置莊村、松原町、三宅村(中河内郡)	狹山村、女草村、日置莊村、野田村、黒山村、垣生村、高鷲村、藤井寺村、道明寺村、志紀村、市忍村、松原村、三宅村(中河内郡)數閣町、英田村、大戸村、循津町、玉川町、門真町、疋田町、津田町、交野町、住道町、四條畷町、三箇牧村、五領村、阿武野村、安威村、福井村、王島村、豊川村、玉櫛村、山田村、新田村、味生村、鳥飼村、美木多村、上神谷村、西陶器村、久世村、東陶器村、北池田村、北松龜村、見山村、右河村、清溪村、止々呂美村、東能勢村、吉川村、南池田村、能取村、日根野村、長瀧村、上之郷村、南中通村、大工村、新家村、鳴瀧村

大阪府	大阪市、布施市、三郷町、池田町、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、貝塚市(一部)、津市、岸和田市(一部)、高槻市(一部)、八尾町、久寶寺村、茨木町、枚方市(一部)、布忍村、佐野町、龍華町、三郷町、加美村、巽村、矢田村、富田林町、高石町、庄村、古市町、里方町	久留米町、清瀬村、東西府村、南村、多西村、村山村、村山村、砂川村、稻城村、鶴川村、忠生村、由木村、川口村、加住村、小曾木(一部)、三田村(一部)、吉野村(一部)、古里村(一部)、氷川町(一部)、小宮村(一部)、小河内村(一部)、戸倉村(一部)、吉野村(一部)、三田村(一部)、檜原村(一部)、氷川町(一部)、恩方村(一部)、谷保村、調布町、田無町、保谷町、狛江村	三宅村(三島郡)、島本町、三島村、春日村、味舌村、中豊島村、南豊島村、小曾根村、取石村、福泉町、信長村、田尻町、信達町、西信達町、樽井町、尾崎町、淡輪村、深日町、多奈川町、辰野町、三日市村、古市町、里方町
-----	---	---	--

京都府	京都市 (一部)	雄信達村、西鳥取村、石川村、磯長村、山田村、中村、河内村、東條村、南八丁村、北八丁村、駒ヶ谷村、西浦村、平尾村、丹南村、丹比村、長吉村、爪破村、惠代村、高安村、南高安村、孔舎衛村、三野郷村、曙川村、西郡村、岩江村、大正村、庭窪村、大和田村、四宮村、南郷村、三島村、水本村、星田村、四條村、萱野村、百木村、田原村、本鳥取村、下莊村、孝子村、南松尾村、横山村、山瀧村、南横山村、高向村、加賀田村、天見村、丁草村、川上村、赤阪村、
京都府	舞鶴市 (一部)、福知山市 (一部)	間日町、大山崎村、新神足村、宇治町、淀町、大久保村、木津町、加茂町、本字治町、八幡

兵庫縣	神戸市 (一部)	相生市 (一部)、加古川町 (一部)、高砂町、尼ヶ崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市 (一部)、明石市、鳴尾町、本庄村、魚崎町、御影町、住吉村、本山村、本莊村 (以上一部)
兵庫縣	長尾村、小濱村、良元町、宮津町、龜岡町、	町、小倉村、綾部町、園部町、井出町、田邊町、宮津町、龜岡町、

神奈川縣	横濱市 (一部)	横須賀市 (一部)、鎌倉市、逗子町、川崎市、藤澤市 (一部)、小田原市 (一部)、平塚市 (一部)、茅ヶ崎 (一部)、葉山町 (一部)
神奈川縣	川崎市 (一部)	大船町、大磯町、茅ヶ崎町、國府津町、酒匂町、箱崎町、湯本町、芦湯町、仙石原町、宮城野町、温泉村、湯河原町、元箱根町、三崎町、泰野町、厚木町、海老名町 (一部)、相模原町 (一部)、南泰野町、松田町、吉濱町、眞鶴町、片浦町、岩村、福浦村、南下浦町、初瀬村、中野町、與瀬町、山北町、
愛知縣	名古屋 (一部)	鳴海町、西枇杷島町、稻澤町、(以上各々一部)、一宮市、瀬戸市、守山町 (以上一部)
福岡縣	福岡市、門司市、小倉市、八幡市、若松市、戸畑市、(以上各々一部)	山口村、吉川村、足白村、宮野村、二瀬町、幸村、津野村、志賀島

埼玉縣	川口市、浦和市、大宮市 (以上一部)	町、庄内村、額田村、二瀬町、福岡市、門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、大牟田市、久留米市、香椎町、多々良村、和白村、志賀島村 (一部)、幸袋町、鎮西村、穂波村、上穂波村、柱川町、大分村、小竹町、富田町、木屋瀬町、植木町、劍村、古月村、西川村、香春町、勾全村、探銅所村、笠松町、中村、若宮村、添田村、大任村、猪位金村、川崎町、糸田町、金田町、赤池町、方城村、岡垣村、遠賀村、水巻町、中間町、春日町、芦屋町、那珂町、内野村、千手村、志免町、
埼玉縣	所澤町、秩父町、朝霞	村、香椎町、仲原町、東谷村、二日市町、菊田町、山田村、下賀町、勢門村、新宮村、行橋町、

茨城縣			町、戸田町、豊岡町、忍町
和歌山縣	和歌山市(一部)		多賀町、日光町
新潟縣			直江津町、新發田市、新津町
長野縣			下諏訪町、輕井澤町
岐阜縣			那珂町
廣島縣	廣島市(一部)、吳市(一部)		五日市町、海田市町、大竹町、船越町、忠海町、府中町、廿日市町、井口村、西條町、嚴島町、大野村(一部)
山口縣	下關市(一部)、宇部市、小野田市(一部)		厚狹町、柳井町、深川町、船木町、田布施町
石川縣			松住町、押野村
奈良縣	奈良市(一部)		高田町、郡山町、王寺町、八木町、丹波市町、櫻井町、五條町、八木町、御所町、上市町、

千葉縣		市川市(一部)	吉野町、今井町、畝傍町、田原本町、三輪町、生駒町
宮城縣			津田沼町、幕張町、二宮町、行徳町、浦安町、南行徳町
福島縣			氣仙沼町
靜岡縣		熱海市(一部)	小名濱町、内郷町、湯本町、好間村、白河町
滋賀縣		大津市(一部)	伊東町、下田町
德島縣			米原町、八日市町
香川縣			小松島町
長崎縣		長崎市(一部)、佐世保市(一部)	善通寺町、多度津町、琴平町
佐賀縣			小棚町、柚木村
北海道			爲栖町
三重縣			龜田村、琴似町
大分縣		別府市(一部)	花岡町、龜山町、名張町、尾鷲町、木本町

#### 四、超過勤務手当關係

勤勉手当給與令 (大正九、一、二、三)抄  
勅令第五四五號

第一條 官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人、職工にして左に掲ぐる現業に従事する者には勤勉手当を給することを得。

- 一 衛生試験所に於ける現業
- 二 大藏省所管の營繕工事の現業
- 三 造幣局に於ける現業
- 四 陸海軍の工事、製造、港務又は海軍探炭の現業
- 四の二 司法省所管監獄及矯正院に於ける現業
- 四の三 營林局署に於ける現業
- 四の四 軍需省燃料局及地方燃料局に於けるアルコール及石油の專賣の現業
- 五 削除
- 六 逓信省、逓信局及通信官署に於ける現業
- 七 帝國鐵道及之に關連する國營自動車の現業
- 八 朝鮮總督府及其の所屬官署に於ける工事の現業
- 八の二 朝鮮總督府に於ける專賣の現業
- 八の三 朝鮮總督府交通部に於ける鐵道の現業
- 九 朝鮮總督府專賣局、朝鮮總督府道營林署及朝鮮總督府逓信官署に

於ける現業

- 九の二 朝鮮總督府監獄及朝鮮總督府豫防拘禁所に於ける現業
  - 十 臺灣總督府交通部に於ける鐵道及之に關連する國營自動車又は通信の現業
  - 十一 臺灣總督府專賣局に於ける現業
  - 十二 臺灣總督府及其の所屬官署に於ける工事の現業
  - 十二の二 臺灣總督府監獄に於ける現業
  - 十三 關東專賣局及關東逓信官署に於ける現業
  - 十四 南洋廳に於ける通信又は電燈の現業
  - 十五 北海道廳の築港事務所及治水事務所に於ける現業
- 第一條の二 官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員又は傭人にして左に掲ぐる事務に従事する者には勤勉手当を給することを得。
- 一 海運局、臨時海港檢疫所、朝鮮總督府地方交通局、朝鮮總督府移出牛檢疫所又は臺灣總督府港務局に於ける海港檢疫又は獸類若は獸疫病毒汚染の疑ある物品の檢疫若しくは検査事務及其の事務を直接補助する事務
  - 二 税關、朝鮮總督府地方交通局又は臺灣總督府港務局に於ける臨時開廳の場合又は日没より日出迄の間若しくは休日に保税倉庫の開扉若しくは貨物の積卸搬出入其の他の取扱を爲す場員の臨時事務
  - 三 海運局、朝鮮總督府地方交通局又は臺灣總督府に於ける搬出入又は移出入の植物の検査事務及其の事務を直接補助する事務
  - 四 朝鮮總督府道食糧検査出張所又は臺灣總督府農商局食糧部事務所及食糧部事務所出張所に於ける食糧又は以の検査事務及其の事務を

直接補助する事務

五、朝鮮總督府水産製品検査所に於ける水産製品の検査事務及其の事務を直接補助する事務

第二條 工場に服務する技手にして第一條に該當せざる者をして定時間外に服勞せしめたる場合には日額により勤勉手当を給することを得。

第三條 前三條の規定により給する手当の額は所管大臣大藏大臣と協議して之を定む但し朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、關東州に在りては滿洲國駐劄特命全權大使、南洋群島に在りては南洋廳長官所管大臣を經由し大藏大臣と協議して之を定む。

第四條 法律又は勅令に依るに非ざれば勤勉手当を給することを得ず。

附則

本令は公布の日より之を施行す

勤勉手当支給準則 (大正一四、六、九)

一、勤勉手当を支給せんとする業務の範圍は之を明定すること。

二、勤勉手当は判任官、同待遇者囑託員(勅令規定に依る高等官待遇者を除く)及雇員備人にして現業事務に従事する者に限ること。

三、高等官、同待遇者(判任官にして高等官の待遇を受くる者を除く)に付ては已むを得ざる場合に限り其の都度協議して之を定むること。

四、職工に付ては各現業官廳に於て定めたる執務時間を超えたる場合に於ては成るべく給料加給の方法に依ること。

五、勤勉手当は閣令に據る執務時間外勤務に付其の時間數に應じ支給す

一、閣令執務時間外勤務者に對し時間外執務時間數に應じ勤勉手当を支給せんとする場合は部局長に於て執務時間外勤務を命じたる場合に限ること。

二、五の原則に據り難き場合に於ては事務の成績を計量し又は閣令定時の執務時間數の多寡及各地位の輕重、勤勉の程度、事務の成績等を斟酌し別に定むる支給標準を超えざる範圍内に於て適宜給與を爲すこと。

一四、本準則は協議事項とし規定の形式は各省に一任すること。

勤勉手当支給標準 (大正一四、六、九)

一、勤務時間數に應じ勤勉手当を支給する場合は各自俸給、給料、手当月額額の千分の五に相當する金額以内(實際支給額を協議すること)を定時間外一時間に對する勤勉手当として給與すること但し其の年額は賞與金と合して各自俸給月額額の七ヶ月分を超えざるること。

二、現業員にして常時一定の時間外勤務に従事する者に在りては其の時間數に前項の支給率を乗じたるものの半額以内に於て月額を以て支給することを得。

三、勤務時間數に依らずして勤勉手当を支給する場合は定時間外勤務時間數及勤務の成績、勤怠其の他を審査し適當の額を支給することを得。

四、前二項の規定に依り給與する勤勉手当の年額は何れも第一項但書の制限を超えざるること。

五、日給者に付ては各自給料の三十日分を以て給料月額として計算す但

るを原則とすること但し、業務の性質により其の成績を計數的に知得し手当額を支給し得る場合其の他已むを得ざる特殊事由ある場合に於ては此の限に在らざるること。

閣議を経て閣令の定むる定時間を延長したる應に在りては閣令第一項の定むる時間を以て定時間と看做すこと。

六、忌引及亡父母の祭日又は公務に基く傷痍疾病等に依る場合を除くの外私事に依る缺勤一ヶ月間に三日を超え又は二十四時間を超えたる者には所屬長官に於て勤務の状況を審査し手当金額を適宜減少し又は之を支給せざるを得ること。

七、勤勉手当の支給期に付ては雇員以上に在りては成るべく年に二回乃至四回に區分し備人に在りては各廳の便宜とするも差支なきこと但し轉勤、休職、廢官、退官、病氣危篤等の場合は其の際之を給與し得ること。

八、事務の性質に依り二日に涉り勤務する者に對しては其の執務時間(休憩時間を含む)數より閣令に依る執務定時間數を控除し殘餘を以て時間外勤務時間と看做すこと。

九、勤勉手当の給與額は業務、繁閑、難易、勤務成績の良否等に依り之を増減し又は支給せざることを妨げず。

但し別途支給標準の最高額を超過せざるること。

一〇、退官、休職者等に對し事務引継、殘務整理等を命じたる場合に於ては現業に従事する期間は仍勤勉手当を支給することを得ること。

一一、旅費の支給を受け現業に従事する者に支給する勤勉手当は相當斟酌を加へ又は之を支給せざるのこと。

し公休日に對し給料を支給せざる場合に於ては給料二十五日分を以て給料月額として計算す。

六、前各項に據り難き特殊の事情ある場合に於ては其の都度大藏大臣と協議して之を定むること。

明治二十四年勅令第二十七號

(宿直又は徹夜勤務使役の者に食料を給與し及特別用の文具を使用せしむることを得るの件)

(明治二四、三、三〇) 勅令第二十七號

明治六年大藏省達第六十一號及明治二十二年閣令第四號は本年三月三十一日限り廢止す但宿直又は徹夜勤務使役の者には適宜食料(現品又は代料)を給與し又特別用の文具は官廳に備へて使用せしむることを得。

賄料ニ關スル件 (昭和一一、八、四、一)

(主計局長通牒計發第六八號)

明治二十四年勅令第二十七號ニ依ル賄料ノ支給額ハ從來各省間ニ於テ區々ニ互リ遺憾ノ點不勘様推察被致候ニ就テハ爾今當該豫算ノ實行ニ際シテハ左記標準ノ範圍内ニ於テ之ヲ經理セラルル様致シ度此段及通牒候也

記

(一) 當直 賄料

八〇錢

三五

(二) 備 人 六〇  
徹夜 賄 料

雇員以上	備人	
午後七時ヲ過ギタルトキ	四〇銭	三五銭
午後九時ヲ過ギタルトキ	八〇	七〇
翌朝ニ及ビタルトキ	一五〇	一三〇

明治六年太政官布告第二號 (休暇日の件)

(明治六、一、七)  
太政官布告第二號

改正 明治六、達第二二一號

自今休暇左の通り被定候事

一月一日より三日迄

十二月二十九日より三十一日迄

明治九年三月十二日太政官達第二十七號

(明治九、三、一二)  
達二二七號

改正 大正一一年閣令第六號

従前一六日休暇の處來る四月より日曜日をして休暇と被定候條此旨相達候事

昭和二年勅令第二十五號休日に關する件

(昭和二、三、四)  
勅令第二五號

左の祭日及祝日を休日とす

元始祭	一月三日	紀元節	二月十一日
新年宴會	一月五日	神武天皇祭	四月三日
天長節	四月二十九日	大正天皇祭	十二月二十五日
神嘗祭	十月十七日	春季皇靈祭	春分日
明治節	十一月三日	秋季皇靈祭	秋分日
新嘗祭	十一月二十三日		

明治八年太政官達第百十四號 (各廳雇等

日給ノ者休暇日ニモ給額支給ノ件)

(明治八、六、三〇)  
太政官達第一一四號

各廳雇(出仕)等日給ノ者是迄(一六)ノ祝日祭日其他一般休暇日ニ其給額ヲ與ヘ或ハ不與等一定無之候處本年七月一日ヨリ以後ハ日數ヲ限リ雇入ノ者又ハ諸職人等ヲ除ク外ハ都テ右休暇日ト雖モ給額可相渡此旨相達候事

大正十一年閣令第六號 (官廳執務時間並

休暇に關する件) (大正一、七、四)抄  
閣令第六號

官廳の執務時間は休日及休暇日を除き左の通とす。

四月一日より七月二十日迄

午前八時より午後四時迄但し土曜日は午十二時迄とす。

七月二十一日より八月三十一日迄

午前八時より午後十二時迄

九月一日より十月三十一日迄

午前八時より午後四時迄但し土曜日は午十二時迄とす。

十一月一日より三月三十一日迄

午前九時より午後四時迄但し土曜日は午十二時迄とす。

土地の状況に依り又は事務の性質上必要がある場合に於ては主務大臣は内閣總理大臣の許可を得て前項の執務時間の變更、繰替又は延長を爲すことを得。

事務の状況に依り必要あるときは執務時間外と雖執務すべきものとす。

本屬長官は療養の必要其の他特別の事情ある所屬職員をして遅參又は早退せしむることを得。

本屬長官は所屬職員に對し七月二十一日より八月三十一日迄の間に於て事務の繁閑を計り二十日以内の休暇を與ふことを得但し事務の都合に依り當該期間内に於て休暇を與ふことを得ざる場合に於ては他の期間に於て之を與ふことを妨げず。

現業に従事する者の執務時間及休暇に付ては主務大臣別に之を定むることを得。

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律

(昭和二三、一二、二)  
法律第一六七號

政府は、官吏その他政府職員(以下職員という)職員の遺族又は職員の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者に對する給與で、労働基準法(船員たる職員にあつては船員法)の定める労働條件に相當するもの又は失業保険法の定める給付に相當するものが、當該基準による給與の額又は給付の額に達しないときは、その基準による給與の額又は給付の額に達するまで給與を増額して支給する。

前項の場合において、同項の規定により増額して支給する給與と従前の例による給與との調整及び同項の規定による給與の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、労働基準法第三十七條(船員法にあつては第六十七條)の規定による時間外、休日及び深夜の割増賃金に相當する給與については、昭和二十二年七月一日以後、同法中その他の給與に相當するものについては、同年九月一日以後、失業保険法の給付に相當する給與については、同年十一月一日以後、その給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。



昭和二十二年法律第六十七號（勞働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律）による給與支給準則（昭和二三、二二、二七給發第一三二七號通牒）

第一章 超過勤務手當

（適用範圍）

- 第一條 超過勤務手當は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員（以下職員という。）にこれを支給する。但し、左に掲げる者には、大藏大臣の承認を得た場合を除くの外、これを支給しない。
  - 一、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業に従事する者
  - 二、動物の飼育又は水産動物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業に従事する者
  - 三、監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者
  - 四、監視又は斷續的勞働に従事する者で、行政官廳の許可を受けた者

（超過勤務手當の種類）

- 第二條 超過勤務手當は、これを分つて時間外手當、深夜手當、日直手當及び宿直手當の四種とする。

（時間外手當）

第三條 時間外手當は、職員がその所轄廳の長の命により、左の各號の

勤務地について定められた臨時勤務地手當の支給割合を乗じて得た金額

- 三、昭和二十二年法律第四十號の臨時手當の支給を受ける者は、前二號の月額合計額にその八分の一を乗じて得た金額
- 四、僻地手當の支給を受ける者は、その月額
- 五、その勤務が前各號以外の給與で大藏大臣の定める給與の支給を受けるものであるときは、その給與の月額

（深夜手當）

第五條 深夜手當は、職員がその所轄廳の長の命により、午後十時から午前五時までの間において勤務した場合において、その勤務時間數に應じ、これを支給する。

前項の深夜手當の額は、第四條第二項の勤務一時間當り給與額の二割五分の額に、前項の勤務時間數を乗じて得た額とする。

職員がその所轄廳の長の命により、第三條各號に掲げる勤務に服し、且つ、その勤務が午後十時から午前五時までの間である場合においては、その時間の勤務については、時間外手當と深夜手當とはこれを併せ支給する。

（日直手當）

第六條 日直手當は、職員がその所轄廳の長の命により、休日に本務に従事しないのでその所轄廳において、應舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び廳内の監視に従事した場合においてその勤務回数に應じ、これを支給する。

前項の日直手當の額は、その勤務一回につき、左の區分による額と

一に該當する勤務に服した場合において、その超過勤務時間數に應じ、これを支給する。

一、大正十一年閣令第六號第一項の勤務時間（以下官廳勤務時間という。）によつて勤務する職員が

- (イ) 四月一日から十月三十一日までの間において退廳時刻（七月三十一日から八月三十一日までの間においては土曜日を除き午後四時とする。）後午後五時まで、十一月一日から三月三十一日までの間において退廳時刻後午後六時まで勤務した場合
- (ロ) 四月一日から十月三十一日までの間において午後五時以後、十一月一日から三月三十一日までの間において午後六時以後勤務した場合

二、官廳勤務時間によらないで勤務する職員が、大藏大臣の定める勤務時間後勤務した場合

三、休日に勤務した場合

第四條 前條の時間外手當の額は、勤務一時間當り給與額の十二割五分（前條第一號のイの場合に十割）の額に、前條の超過勤務時間數を乗じて得た額とする。

前項の勤務一時間當り給與額は、左に掲げる給與月額の合計額を、官廳勤務時間によつて勤務する職員にあつては二百時間、その他の職員にあつては大藏大臣の定める時間數を以て除して得た額とする。

- 一、俸給月額、給料月額（日給者にあつては三十日分とする。）暫定加給月額及び暫定加給臨時増給月額
- 二、臨時勤務地手當の支給を受ける者は、前條の月額合計額にその

する。

- 一、特別地域所在官署に在勤する者にあつては 六十五圓
  - 二、甲地域所在官署に在勤する者にあつては 六十圓
  - 三、乙地域所在官署に在勤する者にあつては 五十五圓
  - 四、丙地域所在官署に在勤する者にあつては 五十圓
- 前項各號に掲げる地域區分は、臨時勤務地手當支給準則の定めるところによる。

（宿直手當）

第七條 宿直手當は、職員がその所轄廳の長の命により、本務に従事しないのでその廳舎に宿泊して、應舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び廳内の監視に従事した場合においてその勤務回数に應じ、これを支給する。

前項の宿直手當の額は、その勤務一回につき、左の區分による額とする。

- 一、特別地域所在官署に在勤する者にあつては 五十二圓
  - 二、甲地域所在官署に在勤する者にあつては 四十八圓
  - 三、乙地域所在官署に在勤する者にあつては 四十四圓
  - 四、丙地域所在官署に在勤する者にあつては 四十圓
- 前條第三項の規定は、これを前項各號に掲げる地域區分に準用する。

（休日）

第八條 第三條第三號及び第六條第一項の休日は、官廳勤務時間によつて勤務する職員にあつては、日曜日、明治六年太政官布告第二號に規

定する休暇日及び昭和二年勅令第二十五號に規定する休日とし、その他の職員にあつては、大藏大臣の定める休日とする。

(出張中の職員に對する取扱)

第九條 公務により出張中の職員に對しては、時間外手当及び深夜手当は、これを支給しない。但し、職員の所轄廳の長が豫め第三條各號又は第五條第一項の勤務に服すべきことを指示して出張を命じた場合は、この限りでない。

(端數計算)

第十條 第三條の超過勤務時間數又は第五條第一項の勤務時間數の締切計算の場合において、一時間に満たない端數があるときは、三十分以上は、これを一時間とし、三十分未満は、これを切捨てる。

時間外手当又は深夜手当の額の錢位未滿の端數は、これを錢位に滿たしめる。

(支給手續)

第十一條 所轄廳の長は、超過勤務命令簿及び超過勤務手当整理簿を作成し、必要事項を記入し、且つ、これを保管しなければならない。

(支給期日)

第十二條 超過勤務手当はその月分を、翌月の俸給又は給料の支給日日に、これを支給する。但し、一箇月に二回以上給料の支給を受ける者に對しては、その給料の支給日までの分を、次の給料支給日日に支給する。

## 第二章 公務災害補償

(公務災害補償)

旅費額の範囲内において現に必要とする旅費を支給する。

(非常時拂)

第十七條 職員が、労働基準法第二十五條及び同法施行規則第九條の規定に該當し給與の非常時拂を請求した場合においては、日割計算により、その請求の日までの給與を支給す。

(休業手当)

第十八條 労働基準法第二十六條の規定による休業手当は、左の各號により、これを支給する。

一、職員がその休業期間中俸給その他の給與の支給を受けないときは、平均賃金の百分の六十  
二、職員がその休業期間中俸給その他の給與の支給を受けるときは、その額を平均賃金から控除した額の百分の六十

(船員に對する特例)

第十九條 船員(船員法第一條に規定する船員をいう)たる職員の超過勤務手当、補償、退職手当及びその他の給與については、船員法の趣旨に従い、別にこれを定める。

附則

(適用期日)

第一條 第一章の規定は昭和二十二年七月一日以後、第二章及び第十五條乃至第十九條の規定は昭和二十二年九月一日以後、第十四條の規定は昭和二十二年十一月一日以後、その給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。

(超過勤務手当の特例)

四〇

第十三條 公務災害補償(以下補償という)は職員が公務のために負傷し、疾病にかゝり、又は死亡した場合において、その者又その者の遺族若しくはその者の死亡當時その收入によつて生計を維持していた者に對し、労働基準法第七十五條乃至第八十一條及び第八十三條、同法施行規則第三十五條乃至第四十五條、第四十七條(第三項を除く)及び第四十八條に定める金額その他の條件により、これを行う。

## 第三章 退職手当

(退職手当)

第十四條 勤続六箇月以上で退職した職員が受ける退職手当の額が、その者につき失業保険法第十七條第一項乃至第三項の規定により算定した失業保険金の日額に、その者の退職日の翌日から一箇年内に於ける失業の日數を乗じて得た金額(但し、百八十日分を超えることをえない)に満たないときは、その差額を退職手当として支給する。

前項の規定による失業とは、職員が退職し労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあることをいう。

第十五條 職員が労働基準法第二十條の規定に該當した場合においては、その者の受ける退職手当の額が、同條に規定する平均賃金の三十日分に満たない場合に限り、その差額を退職手当として支給する。

## 第四章 雜則

(歸郷旅費)

第十六條 職員が労働基準法第十五條第三項及び同法第六十八條の規定に該當し歸郷する場合においては、内國旅費規則による前官職相當の

第二條 昭和二十三年一月一日前に締結された労働協約において、超過勤務手当に相當する給與の支給につき、この準則と異なる條項を定めている場合においては、大藏大臣の承認を得た場合に限り、その協約の定める條項によることができる。

(この準則適用前の給與)

第三條 此の準則の適用前において、その給與を支給すべき事由の生じた給與については、なお従前の例による。

(従前の給與との調整)

第四條 昭和二十二年七月一日以後左に掲げる従前の給與を支給すべき事由の生じた者に對する超過勤務手当は、第一項及び附則第二條の規定による超過勤務手当の額から、その受くべき、従前の給與の合計額を控除して、これを支給する。

一、附則第五條第一號乃至第三號に掲げる給與  
二、前號以外の給與で超過勤務手当に相當する給與  
昭和二十二年九月一日以後左に掲げる従前の給與を支給すべき事由の生じた者に對する補償は、第二章の規定による補償の額から、その受くべき従前の給與の合計額を控除して、これを支給する。  
一、附則第五條第四號乃至第十二號に掲げる給與  
二、共済組合令又は共済組合理則による補償に相當する給與  
三、前各號以外の給與で補償に相當する給與  
(従前の法令による給與の支給停止)  
第五條 左に掲げる従前の給與は、昭和二十三年一月一日から、これが支給を停止する。

四一

- 一、明治二十四年勅令第二十七號による宿直又は徹夜勤務食料
  - 二、勤勉手当給與令による勤勉手当
  - 三、巡查給與令及び監獄看守手当等給與令による非番勤務手当
  - 四、明治十九年閣令第二十三號による療治料及び弔祭料
  - 五、明治二十五年勅令第八十號による療治料
  - 六、明治三十三年法律第三十號による療治料、弔祭料及び遺族扶助料
  - 七、巡查看手療治料、給助料及弔祭料給與令による療治料及び弔祭料
  - 八、大正三年勅令第五五號による療養
  - 九、傭人扶助令による扶助金
  - 十、雇員扶助令による扶助金
  - 十一、昭和二十年勅令第二百六十五號による一時賜金
  - 十二、昭和二十年勅令第二百六十六號による保護賜金
- (缺勤等の場合の給與)
- 第六條 職員が缺勤、遅参、早退その他の事由により所定の執務時間中において勤務しなかつた場合においては、第四條第二項の勤務一時間當の給與額に、その勤務しなかつた時間數を乗じて得た額を、その者の受くべき給與額から減額する。
- 前項の缺勤とは、第八條の休日、大正十一年閣令第六號第五項の規定による休暇日、官吏俸給令第七條但書の規定及びこれに相當する規定に該當する日以外の日において勤務しないことをいう。
- 第一項の勤務しなかつた時間のうち、大藏大臣が已むを得ないと認められた場合の時間は、同項の時間數から、これを控除することができ

昭和二十二年法律第六十七號 (勞働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律) による給與支給準則運用方針 (昭和二三、一二、二七給發第一三二七號通牒)

- 一、準則第一條第一號又は第二號に該當する者で超過勤務手当の支給を適當と認められる者については、大藏大臣の承認を求めること。
- 準則第一條第三號に該當する者は、差當り、天皇が任命又は任免を認證する官職にある者及び秘書官を本務とする者とする事。
- 準則第一條第四號の「監視又は斷續的労働に従事する者」は、差當り、守衛、小使、清掃人、踏切番その他これに準ずる者をいい、これら者については必ず行政官廳の許可を受け、大藏大臣に報告すること。
- 準則第一條各號の一に該當する者であつても、深夜勤務をした場合には準則第五條の深夜手当は、これを支給しても差支えないこと。
- 二、準則第三條第二號の官廳執務時間によらないで勤務する職員を使用する官廳は、その旨を大藏大臣に申し出ること。
- 三、準則第九條但書の規定に該當する者であつても、出張中に現に時間外又は深夜勤務をしなかつた者には時間外手当又は深夜手当は、これを支給しないこと。
- 四、準則第十條の規定による勤務時間數の端數計算は、締切日までの全期間の時間數につき、時間外手当と深夜手当とは、各別にこれを計算すること。なお、時間外手当のうち準則第三條第一號のイに屬する動

務時間數とロに屬する勤務時間數とがあるときは、これについて各別にこれを計算すること。

五、所轄廳の長は、今後職員に對し、超過勤務を命令するに當つては、その超過勤務に對する手当の所要額をも勘案し、豫算の範圍内において、命令を發するよう十分に留意すること。

五、特殊の手當關係

昭和二十二年法律第六十八號（財務局及び稅務署に在勤する政府職員に對する稅務特別手當の支給に關する法律）

（昭和二二、二二、二二）  
（法律第一六八號）

政府は、財務局又は稅務署に在勤する官吏、嘱託員及び雇員（以下職員という。）が所轄廳の長の命により出張して、國稅の調査、検査若しくは滯納處分事務又はその補助事務に従事し、その事務に従事した時間が一日につき五時間を超えた場合には、當該職員に對し、その一日につき、當該職員の受ける俸給月額又は給料月額及び大藏大臣の定める給與月額の合計額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じて計算した金額を稅務特別手當として支給することができる。

一、國稅の調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事する場合には、四割は、四割  
二、國稅の滯納處分事務又はその補助事務に従事する場合には、五割  
前項の場合において、その事務の執行に當り當該職員の生命又は身體に著しい危險を及ぼす虞があると認められるときは、一日につき五十圓を前項の規定により計算した金額に加算することができる。  
前項の危險の範圍その他稅務特別手當の支給手續に關し必要な事項は大藏大臣がこれを定める。

附則  
この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

昭和二十年勅令第七百二十四號

（掃海作業に従事する職員に對する掃海手當支給に關する件）

船舶に乘組み掃海作業に従事する職員には掃海手當を支給することを  
得  
前項の規定に依る手當を支給する者の範圍、手當の額、その他手當の支給に關し必要な事項は所管大臣大藏大臣と協議して之を定む。

附則  
本令は昭和二十年十二月一日以後の給與に付之を適用す。

傳染病豫防救治に従事する官吏准官吏及

備員に手當支給の件（明治二八、六、七）  
（勅令第七二號）

傳染病豫防救治に従事する官吏准官吏及備員にして専ら該病者又は病毒汚染の虞ある物品に接近する者には各自の俸給又は給料月額三分の一以内の月手當を支給することを得。  
但し府縣の收入より俸給又は給料を受くる官吏、准官吏及備員にして本官職の資格を以て従事する者に給する手當並に傳染病豫防法第十八條に依り検査委員と爲る者に給する手當は府縣の負擔とす。

特殊試験手當給與令（昭和二〇、五、九）  
（勅令第二六四號）

科學技術に關する重要研究の爲特殊の試験に従事し之が爲直接危害を受くる虞ある者には別表に依り特殊試験手當を給することを得、  
前項の規定に依る手當を給する者の範圍、手當の額其他手當の支給に關し必要な事項は所管大臣大藏大臣と協議して之を定む。

附則

本令は昭和二十年三月一日以後の給與に付之を適用す。

(別表)

區分	月額
高等官	六十圓以内
判任官 一等	四十圓以内
判任官 二等以下	三十圓以内
備人	二十圓以内

備考  
一、常時の勤務に従事せざる者に對し月額の一を越えざる範圍内に於て日額に依り特殊試験手當を給することを得但し一月内に於ける其の支給額の合計は月額を超ゆることを得ず。  
二、特に危險と認むる試験に従事する者には別に月額の二十分の一以内の日額を増給することを得但し一月内に於ける其の支給額の合計額は月額の一を越ゆることを得ず。  
三、本表に掲げざる者に對する特殊試験手當の額は所管大臣大藏大臣と

協議して別に之を定む。

公立學校職員加俸令（大正九、二〇、二八）  
（勅令第五二九號）

第一條 國民學校職員たる地方教官にして單級學校に勤務する者には年額六十圓以下の特別加俸を給す。  
國民學校の訓導を兼ねる學校長及訓導にして多級學校の四以上の學年の兒童を以て編制したる學級を擔任する者には年額四十八圓以下の特別加俸を給することを得。  
僻陬地の國民學校に勤務する地方教官及地方技官には、年額三十六圓以下準教員には年額十八圓以下の特別加俸を給することを得、但し、前二項の規定に依り特別加俸を受くる者は、此の限に在らず。  
僻陬地の國民學校に五年以上勤務する者には、前三項の規定に依る特別加俸の外地方教官及地方技官に在りては、年額三十六圓以下準教員に在りては年額十八圓以下を加給す。  
第二條 加俸の支給に關しては、俸給支給の例に依る、但し、國民學校職員に加俸の支給時期に付ては地方長官は別段の規定を設けることを得。  
第三條 加俸の支給に關する細則は地方長官之を定む。  
附則  
本令は大正九年十月分より之を適用す。

税務講習所の職員にして舎監たる者の手当給與に關する件 (昭和一八、五、一五) 勅令第四二七號

税務講習所の職員にして舎監たる者には月額十五圓以内の手當を支給することを得。

前項の規定に依る手当の給與に關する細則は大藏大臣之を定む。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

官立大學附屬專門部教官にして官立醫科大學附屬醫院の醫員を命ぜられたる者には當該官立醫科大學病院費より手当を給與することを得。

官立醫科大學附屬專門部教官にして官立醫科大學附屬醫院の醫員を命ぜられたる者には當該官立醫科大學病院費より手当を給與することを得。

附則

本令は大正十一年四月一日より之を施行す。

監獄看守手当等給與令 (大正二一、一〇、一四) 勅令第四三〇八號

第一條 看守に對する手当等の給與は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る。

俸給令に依る外本令の定むる所に依る。

第二條 刑事通譯其の他特別の技能を有する巡査には一箇月五十圓以内の特別手当を給與することを得。

第三條 非番の日に於て臨時勤務に服したる巡査には一日二圓以内の勤務手当を給與することを得。

第四條 訓練中の巡査には一箇月二十圓以内の訓練手当を給與することを得。

第五條 巡査には一箇月二十圓以内の宿料を給與することを得。

第六條 第一條乃至前條の規定は警部補又は消防士補たる地方事務官及消防機關士補たる地方技官の給與に之を準用す。

消防手給與規則 (大正七、三、三〇) 内務省令第二號

第一條 消防手たる地方事務官(以下消防手と稱す)の給與に關しては官吏俸給令に依るの外本令の定むる所に依る。

第二條 特別の技能を有する消防手には一ヶ月五十圓の特別手当を給與することを得。

第三條 非番の日に於て臨時勤務に服したる消防手には一日二圓以内の勤務手当を給與することを得。

第四條 訓練中の消防手には一ヶ月二十圓以内の訓練手当を給與することを得。

第五條 消防手には一ヶ月二十圓以内の宿料を給與することを得。

第六條 消防手にして水火災地に出場したるときは一回に付二圓の出場

第二條 通譯其の他特別の技能を有する看守には月額五十圓以内の特別手当を給與することを得。

第三條 非番の日に於て臨時勤務に服したる看守には一日二圓以内の勤務手当を給與することを得。

第四條 訓練中の看守には月額二十圓以内の訓練手当を給與することを得。

第五條 看守には月額二十圓以内の宿料を給與することを得。

第六條 樺太に在勤する看守には月俸と同額以内の月額の手當を給與但し月俸六十圓未満の者には月額六十圓迄の手當を給與することを得。

附則

本令は公布の日から之を施行す。

副看守長の俸給及給與に關する件 (昭和一一、五、二二) 勅令八六八號

奏任及判任待遇監獄職員給與令第三條の二乃至第五條、第七條乃至第十條、第二十條及第十三條の規定は副看守長の俸給及給與に關し之れを準用す。

附則

本令は公布の日から之れを施行す。

巡査給與令 (明治三九、九、二六) 勅令第二五九號

第一條 巡査たる地方事務官(以下巡査と稱す)の給與に關しては官吏

手当を給與することを得。

矯正院補導手当等給與令 (大正二一、一、一〇) 勅令第四九一號

第一條 矯正院補導に對する手当等の給與は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る。

第二條 體操、割烹、裁縫其の他特別の技能を有する補導には月額五十圓以内の特別手当を給與することを得。

第三條 補導には月額二十圓以内の宿料を支給することを得。

附則

本令は大正十二年一月一日より之を施行す。

交通至難の場所に在勤する職員に手当給與の件 (大正九、九、一六) 勅令第四〇五號

交通至難の島嶼其の他職員的生活上特殊の事情ある場所に在勤する職員には手当を給與することを得。

前項の交通至難の島嶼其の他職員的生活上特殊の事情ある場所の指定及手当の給與に關する細則は所管大臣大藏大臣と協議して之を定む但し朝鮮にありては朝鮮總督臺灣に在りては臺灣總督關東州に在りては滿洲國駐劄特命全權大使樺太に在りては樺太廳長官南洋群島に在りては南洋廳長官所管大臣を經由し大藏大臣と協議して之を定む。

附則

本令は大正九年八月分より之を適用す。

明治三十九年勅令第二九四號

(官設鐵道の職員に宿舍料を支給するの件)

(明治三十九、二一、二二六) 勅令第二九四號

官設鐵道の運輸又は保線の業務に従事する職員にして官舎に居住せしむべき者には相當の官舎無き場合に限り宿舍料を支給することを得。前項宿舍料の額及其の支給方法は運輸大臣大藏大臣と協議して之を定む。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

六、退職手当關係

退官、退職手当支給要綱

(昭二二、三、二九) 閣議決定

昭和二十一年七月一日官廳職員給與制度改正に伴い同日以降退職(退官を含む。以下同じ。又は死亡した官廳職員(以下職員と稱す。には次の要領により退官、退職手当(以下退職手当と稱す。を支給すること。一、職員が退職したときは、その勤続期間に應じ、勤続滿一年毎に俸給又は給料月額百分の六十五以内の退職手当を支給すること。二、傷痍疾病によりその職に堪えず退職した職員及び在職中死亡した職員に對しては、前號の退職手当とその五割に相當する金額との合計額以内を支給することができること。三、職務執行上の傷痍疾病により退職又は死亡した職員及び發官、發廳又は整理により退職した職員に對しては第一號の退職手当とその十割に相當する金額との合計額以内を支給することができること。

備考

次の閣議決定は、これを廢止すること。

- 1、大正七年十一月三十日閣議決定高等官賞與支給方に關する件。
- 2、昭和六年五月閣議決定鐵道省職員退職特別獎金及退職特別手当給與内規。
- 3、昭和十八年十一月十六日閣議決定高等官賞與に關する件。

退官、退職手当支給準則

(昭和二二、三、二九) 給發第四七五號通牒

第一條 昭和二十二年三月二十九日閣議決定による退官、退職手当は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人又は工員(以下職員と稱す。が退職(退官を含む。以下同じ。又は死亡したとき、これを支給する。但し、左に掲げる者には、これを支給しない。

- 一、俸給又は給料の支給を受けない者。
- 二、臨時の嘱託員、雇員、傭人又は工員。
- 三、禁錮以上の刑の確定した者。
- 四、懲戒又はこれに準すべき事由によつて退職を命ぜられた者。

退官、退職手当は、職員がその資格又は勤務廳を變更した場合であつても、引續き在職(退職の日又はその翌日再就職した場合を含む。)するときは、これを支給しない。但し、官吏又は官吏の待遇を受ける者が、嘱託員、雇員、傭人又は工員となつた場合は、その際これを支給する。

第二條 勤続十年以上にして退職した職員に對しては、左の各號によつて計算した金額の合計額以内を支給する。

- 一、勤続五年以下の期間については、滿一年毎に俸給又は給料月額の百分の五十に相當する金額。
- 二、勤続五年を超え十年以下の期間については、滿一年毎に俸給又は給料月額の百分の五十五に相當する金額。
- 三、勤続十年を超え十五年以下の期間については、滿一年毎に俸給又

は給料月額額の百分の六十に相当する金額。

四、勤続十五年を超え二十五年以下の期間については、満一年毎に俸給又は給料月額額の百分の六十五に相当する金額。

五、勤続二十五年を超える期間については、満一年毎に俸給又は給料月額額の百分の六十に相当する金額。

第三條 傷疾疾病によりその職に堪えず退職した職員及び在職中死亡した職員に對しては、その者の勤続期間に應じ前條各號の規定を適用して計算した金額に、その五割に相當する金額以内を加算して支給することができる。

第四條 廢官、廢廳又は整理により退職した職員に對しては、その者の勤続期間に應じ第二條各號の規定を適用して計算した金額に、その十割に相當する金額以内を加算して支給することができる。

第五條 前二條に掲ぐる事由により退職又は死亡した職員に對しては、その勤続期間にかかわらず、少くとも、俸給又は給料月額額の一月半分に相當する金額を支給する。但し、その金額は本人五百圓、臨時家族手當支給準則の規定による扶養家族一人につき百圓の割合を以て計算した金額を下つてはならない。

第六條 勤続十年未満にして退職した職員（第三條及び第四條の規定に該當する職員を除く。）に對しては、その者の勤続期間に應じ第二條第一號及び第二號の規定を適用して計算した金額の五割に相當する金額以内を支給することができる。

第七條 第二條乃至第四條及び前條の場合における支給内規及び第四條による整理の範圍については、所管大臣が大藏大臣と協議して、これ

を定める。

第八條 勤続期間は、左の方法によつて、これを計算する。  
一、勤続期間は月を以て計算し、一年未満の端數は、これを切り捨て

る。  
二、職員（第一條第一項第一號及び第二號の規定に該當する者を除く。）の引續いた在職期間は、これを通算する。但し、嘱託員、雇員、傭人又は工員の在職期間には官吏又は官吏の待遇を受ける者の在職期間を通算してはならない。

三、休職、停職その他現實に職務を執るを要しない在職期間又は官吏若しくは官吏の待遇を受ける者であつて、許可を得て外國政府又は之に準ずべきものに傭せられた期間は、これを半減する。但し召集又は休職により入營（これに準ずる取り扱による入營を含む。）した期間は、この限りでない。

四、勤続期間四十年を超える者は、これを四十年に止める。  
五、陸海軍軍人軍屬又は諸生徒であつた期間は、これを通算しない。但し召集又は休職により入營（これに準ずる取り扱による入營を含む。）した期間は、この限りでない。

第九條 第二條乃至第六條及び前條の規定によりがたい特別の事情ある場合においては、所管大臣が大藏大臣と協議して、別にこれを定めることができる。

第十條 退官退職手當計算の基礎となる俸給又は給料は、退職又は死亡當時の本俸又は本給とし、日給者にあつては、日給額を三十倍した額を以て月額とする。

#### 附則

この準則は昭和二十一年七月一日からこれを施行する。

第八條の規定によつて通算せられた勤続期間中過去において退職、轉官、轉職等の事由によつて退官、退職手當に相當する金額の支給を受けた期間がある場合においては、その金額を、その當時の本俸又は本給の百分の五十に相當する金額を以て除して得た數に相當する期間（鐵道省職員退職特別賜金及退職特別手當給與内規の適用を受けた者については、その賜金又は手當算出の基礎となつた期間）を、その者の勤続期間から控除する。

前項の職員に對して支給する退官、退職手當金額の計算につき適用すべき支給率は、期間を控除せられなかつたと假定した場合において控除後の期間に適用される支給率を用ゐることができる。

退官、退職手當支給内規の標準その他に

ついて（昭和二二、五、八）  
（給發第五六四號通牒）

一、準則第二條乃至第四條及び第六條の場合における退官、退職又は死亡した職員に對する手當の支給額は、その職員の在職中の勤務成績に應じて、左表の區分に從つて、これを支給すること。

第八條第三號の規定に該當する期間の開始後退職又は死亡した場合の退官、退職手當は、その開始當時の本俸又は本給を基礎として計算する。

退職又は死亡の際の特別昇給は、退官、退職手當計算の基礎としな

い。但し、職務執行上の傷疾疾病による退職又は死亡の場合及び退職又は死亡の直前の昇給月から起算して退職又は死亡の月に至る期間がその者に適用される最短の定期昇給期間を経過せる場合は、退職又は死亡當時の本俸又は本給の直近上位の號俸（直近上位の號俸がないときは、退職又は死亡當時の本俸又は本給に、その百分の五に相當する金額以内を加算した金額）を基礎とすることができる。

第十一條 退官、退職手當の金額に圓位未満の端數を生じたときは、これを切り上げる。

第十二條 本人死亡の場合の退官、退職手當は、これを遺族に支給する。  
前項において遺族とは、配偶者（届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）並に本人と同一戸籍内にある直系卑屬、直系尊屬及び臨時家族手當支給準則第三條の規定による扶養家族たる弟妹をいう。

退官、退職手當の支給を受ける遺族の順位は前項により、同順位内にあつては、長は幼に先づ。

第二項の遺族のない場合においては、葬祭を行つた者に對して、第一項の規定により遺族に支給する退官、退職手當の二分の一を支給することができる。

第二條による退官又は退職の場合	區分		優 良	勤 務	普 通	成 績	不 良
	優 良	普 通					
傷痍疾病によりその職に堪えず退官又は退職する場合	傷痍疾病の程度が、終身自用を辨じ得ない程度又は終身就業不能の程度の場合	右の程度には達しないが、傷痍疾病により、その意思如何に拘らず退官又は退職するの外なき場合	基準額の五割増 15	基準額の五割増 15	基準額の五割増 15	基準額の四割増 14	基準額の四割増 14
在職中死亡の場合	傷痍疾病の程度が、終身自用を辨じ得ない程度又は終身就業不能の程度の場合	右の程度には達しないが、傷痍疾病により、その意思如何に拘らず退官又は退職するの外なき場合	基準額の十割増 20	基準額の十割増 20	基準額の十割増 20	基準額の九割増 19	基準額の九割増 19
職務執行上の傷痍疾病による退官又は退職の場合	職務執行上の傷痍疾病による退官又は退職の場合	右の程度には達しないが、傷痍疾病により、その意思如何に拘らず退官又は退職するの外なき場合	基準額の八割増 18	基準額の八割増 18	基準額の八割増 18	基準額の七割増 17	基準額の七割増 17
職務執行上の傷痍疾病による死亡の場合	職務執行上の傷痍疾病による死亡の場合	右の程度には達しないが、傷痍疾病により、その意思如何に拘らず退官又は退職するの外なき場合	基準額の十割増 20	基準額の十割増 20	基準額の十割増 20	基準額の六割増 16	基準額の六割増 16
廢官、廢廳又は整理による退官又は退職の場合	廢官、廢廳又は整理による退官又は退職の場合	行政整理の場合	基準額の八割増 18	基準額の七割増 17	基準額の七割増 17	基準額の六割増 16	基準額の六割増 16
官制又は定員の改正による退官又は退職の場合	官制又は定員の改正による退官又は退職の場合	官制又は定員の改正による退官又は退職の場合	基準額の六割増 16	基準額の五割増 15	基準額の五割増 15	基準額の四割増 14	基準額の四割増 14
復員等によつて、定員外となり、退官、退職を懲過せられたとき	復員等によつて、定員外となり、退官、退職を懲過せられたとき	復員等によつて、定員外となり、退官、退職を懲過せられたとき	基準額の四割増 5	基準額の四割増 4	基準額の四割増 4	基準額の四割増 4	基準額の四割増 4

退官、退職手当の支給について

(昭和二十二年四月一日以降退官退職又は死亡した職員に對する退官退職手当支給準則第二條及び第五條の規定によつて計算する退官退職手当は、當分の間、本俸又は本給の外、現に支給を受けていた暫定加給及び暫定加給臨時増給を基礎として計算することとしたから右により取り扱

昭和三十二年四月一日以降退官退職又は死亡した職員に對する退官退職手当支給準則第二條及び第五條の規定によつて計算する退官退職手当は、當分の間、本俸又は本給の外、現に支給を受けていた暫定加給及び暫定加給臨時増給を基礎として計算することとしたから右により取り扱

算用數字は第二條の規定によつて、計算した金額(基準額)を10とした場合の割合を示す。

- 二、準則第四條の整理の範圍については、次の各號に限ること。
  - (一) 一般的な行政整理に該當するとき。
  - (二) 官制又は定員の改正によつて過員を生じ、退官、退職を懲過せられたとき。
  - (三) 復員等によつて、定員外となり、退官、退職を懲過せられたとき。
- 右各號の一に該當する場合であつても、退官、退職の條件として、就職先が豫定されているやうな場合は、實情に應じて第四條の規定による加算額(前表参照)を適宜減額支給すること。
- 三、準則第三條及び第四條の場合において、その者の故意又は重大なる過失に因る傷痍疾病による退官、退職又は死亡の場合は、第三條及び第四條の規定による加算をせず、第二條及び第六條の規定を適用すること。

退官、退職手当支給準則第八條第五號の陸海軍の軍屬の範圍について

(昭和二十二年、五、二二) 給發第五九六號通牒

退官、退職手当支給準則第八條第五號の陸海軍の軍屬の範圍は、陸海軍の文官、同待遇者及びこれに準ずべき嘱託員とするから、右によつて取り扱われたい。



## 七、公務災害補償關係

明治二十五年勅令第八十號（官吏療治料給與の件）

官吏にして職務の爲め傷痍を受けたる者は特別の規定あるものを除く外療治料實費を以て給與す。  
但府縣の收入より給料を受くる者の療治料は其府縣の負擔とす。

運輸部内職員の療養に關する件

（大正三、五、二八）  
勅令第一〇五號

- 第一條 運輸部内の陸運（國營船舶を含む）に關する事務に従事する鐵道手及雇員以下の現業員にして職務執行上傷痍を受け又は疾病に罹りたる者は運輸大臣の定むる所に依り療養を受くることを得。
- 第二條 運輸大臣は前條の療養に必要な施設を爲すことを得。
- 第三條 雇員扶助令及傭人扶助令中療養料及療治料に關する規定は第一條の職員に之を適用せず。

附則

本令は大正三年六月一日より之を施行す。

五四

巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令

（明治三四、七、二六）  
勅令第一四九號

- 第一條 巡查又は看守、職務の爲め傷痍を受け又は職務に依り健康に有害なる感動を受くるを顧みること能はずして勤務に従事し爲に疾病に罹り本屬長官に於て治療を要するものと認むるときは其の治療中療治料を給す。  
療治料は一日二圓以内とす。但し治療費一日平均二圓を超過したるときは適當と認むべき實費を精算して之を追給することあるべし。
- 第二條 療治料を受くる者左の各號の一に當るときは給助料を給す。
  - 一、治療二十日以上に涉り引續在職し治療を要せざるに至りたるとき
  - 二、療治料給與に係る傷痍疾病に因り職務に堪へず退職し治療を要せざるに至りたるとき前項の給助料は第一號に當る者に在りては治療を要せざるに至りたる當時の月俸一箇月分とし第二號に當る者に在りては退職當時の月俸三箇月分とす。  
療治料を受くる者治療二十日以上に涉らずと雖引續在職し本屬長官必要と認めるときは治療を要せざるに至りたる當時の月俸一箇月分以内の範圍に於て給助料を給することあるべし。但し治療七日に滿たざるときは此の限に在らず。
- 第三條 巡查又は看守在職中死亡したるときは左の順位に従ひ其の家に

在る親族に弔祭料を給す。但し同順位間に在りては其の親等の最も近き者を先にし同親等間に在りては男は女に先ち同性間に在りては長は幼に先つ。

- 一、配偶者
- 二、直系卑屬
- 三、直系尊屬
- 四、兄弟姉妹

前項親族にして公權剝奪若しくは停止中に係り又は行方不明なるときは弔祭料を給する限に在らず但し次位者あるときは之を轉給す。

弔祭料は死亡當時に於ける月俸一箇月分とし勤続一年以上九年に至る迄一年を加ふる毎に死亡當時に於ける月俸額三分の二を増加す但し職務の爲め傷痍を受け又は職務に依り健康に有害なる感動を受くることを顧みること能はずして勤務に従事し爲に疾病に罹り因て死亡したる者には更に死亡當時に於ける月俸六箇月分を増加す。

勤続年數の計算に關しては（巡查看守退隱料及遺族扶助料法）の例に依る。

第四條 前條に依り弔祭料を受くべき者なきときは死亡者の爲葬祭を行ふべき者に前條に定むる金額の三分の一以内を給することあるべし。

第五條 休職者は在職者に準じ休職を命ぜられたる當時の月俸額に依り本令に依る給與を行ふ。

第六條 本令に依る給與は之を行ふべき事由の生じたる當時に於て俸給を受けたる經濟の負擔とす但し休職者に在りては休職を命ぜられたる

際俸給を受けたる經濟の負擔とす。

第七條 本令は陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警守、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛及消防手に之を適用す。

附則

本令は明治三十四年八月一日より之を施行す。

明治四十三年勅令第二百二十六號（巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令を警部補、消防士補及消防機關士補に準用するの件）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令は警部補、消防士補及消防機關士補に之を準用す但し勤続年數の計算に關しては明治四十三年法律第三十號の例に依る。

附則

本令は明治四十三年四月一日より之を施行す。

昭和十五年勅令第八百七十號（巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令第一條、第二條、第三條第一項乃至第三項、第四條及第五條の規定は副看守長に之を準用す。

勤続年數の計算に關しては恩給法第二十八條第一項及第四十條の二の

五五

例に依る。  
看守たる者副看守長に任せられたる場合に於ては看守の勤続年数は之を副看守長の勤続年数に通算す。

附則  
本令は公布の日より之を施行す。

昭和十六年勅令第五百六十三號（豫防拘禁所教導の療治料及弔祭料給與に關する件）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令第一條、第二條、第三條第一項乃至第三項、第四條及第五條の規定は豫防拘禁所教導に之を準用す。勤続年数の計算に關しては恩給法第二十八條第一項及第四十條の二の例に依る。

看守たる者豫防拘禁所教導に任せられたる場合に於ては、看守の勤続年数は之を豫防拘禁所教導の勤続年数に通算す。

附則  
本令は昭和十六年五月十五日より之を施行す。

明治三十三年法律第三十號（傳染病豫防救治に從事する者の手當金に關する件）

第一條 判任以上の官吏に非ずして傳染病の豫防救治に從事する者公務に因り病毒に感染し又は之に原因して死亡したるときは、本法の規定

に依り手當金を給す。

第二條 手當金は左の四種とす。

- 一、療治料
- 二、給助料
- 三、弔祭料
- 四、遺族扶助料

第三條 病毒に感染したる者には療治料を給す。感染者治癒したるときは給助料を給し死亡したるときは其の遺族に弔祭料及遺族扶助料を給す。遺族なきときは葬儀を行ふ者に弔祭料を給す。

遺族中遺族扶助料を受くべき者の順位は官吏遺族扶助法に依る。

第四條 遺族扶助料は死者の受けたる給料の全額に應じ別表に依り一時之を給す其の給料を受けざる者に在りては別表の範圍内に於て本局長官適宜之を給す。

第五條 療治料は命令の定むる區別に依り一日三圓を給す。

給助料は遺族扶助料の二分の一に相當する金額を給す。

弔祭料は月給一箇月分又は日給三十日分に相當する金額を給す、其の給料を受けざる者に在りては本局長官適宜之を給す。

第六條 手當金は國庫支辨の事務に從事する者に在りては國庫の負擔とし府縣費支辨の事務に從事する者に在りては府縣の負擔とす。

第七條 地方長官は市區町村に指示し、本法の規定に準じ其の傳染病豫防救治に從事する者の手當金支給に關する規定を設けしむることを得。

別表

等級	月給	遺族扶助料
一 等	二百圓以上	千圓
二 等	百六十圓以上	九百圓
三 等	百二十圓以上	八百圓
四 等	百圓以上	七百圓
五 等	八十圓以上	六百圓
六 等	七十圓以上	五百圓
七 等	六十圓以上	四百五十圓
八 等	五十圓以上	四百圓
九 等	四十圓以上	三百五十圓
十 等	三十圓以上	三百圓
十一 等	二十圓以上	二百五十圓
十二 等	十圓以上	二百圓
十三 等	十圓未滿	百圓

明治三十三年勅令第四百一十一號（傳染病豫防救治に從事する者の療治料に關する件）

明治三十三年法律第三十號第五條の療治料は給料を受くる者に在りては、其の給料額に依り同法別表の等級に照し、一等乃至四等の者には一日三圓、五等乃至十二等の者には一日二圓、十三等の者には一日一圓を給す、其の給料を受けざる者に在りては一日三圓以内に於て本局長官適宜之を給す。

明治十九年閣令第二十三號（官吏公務上傳染病豫防等に從事し感染又は死亡の者手當金給與方）

官吏公務に依り傳染病豫防救治に從事し爲に感染し又は死亡したるときは左の區別に従ひ手當金を給す。

- 一、手當金を分ち弔祭料、給助料、療治料の三種とす。
- 一、給助料は感染者又は死亡したる者の遺族に之を給す。
- 一、療治料は感染者治療看護の雜費として之を給す。
- 一、弔祭料は年俸十二分の一若くは月俸一箇月分若くは日給三十日分を給す。但し官より埋葬する者は之を給せず。
- 一、給助料を分ち二等とす。

一 等 俸給五箇月分 日給百五十日分

二 等 俸給三箇月分 日給九十日分

一、感染者死亡したるときは一等給助料を給し、死亡せざるるときは二等給助料を給す。

昭和二十年勅令第二百六十五號（特殊試験從事者一時賜金令）

第一條 科學技術に關する重要研究の爲特殊の試験に從事し、之が爲直接危害を受くる虞ある者が自己の重大なる過失に因るに非ずして該動

務に従事中之が爲死亡し又は傷痍を受け若は疾病に罹り、該傷痍若は疾病の爲其の受傷若は罹病の日より三年以内に死亡し若は不具發疾と爲りたるときは、本令に依り一時賜金を給す但し不具發疾者一時賜金を受けたる後該傷痍又は疾病の爲其の受傷又は罹病の日より三年以内に死亡したる場合に於ては其の受けたる金額と死亡者一時賜金との差額に相當する金額を死亡者一時賜金として給す。

前項の一時賜金の金額は大正二年の勅令第九號別表に定むる金額とす。

第二條 大正二年勅令第九號第二條乃至第六條及第七條の規定は、前條の一時賜金と給與に付之を準用す。

第三條 第一條に規定する者の範圍は所管大臣、大藏大臣と協議して之を定む。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

昭和二十年勅令第二百六十六號（特殊試験従事者保護賜金令）

第一條 科學技術に關する重要研究の爲特殊の試験に従事し之が爲直接危害を受ける虞ある者が自己の重大なる過失に因るに非ずして、該勤務に従事中之が爲死致し又は傷痍を受け若は疾病に罹り該傷痍若は疾病の爲其の受傷若は罹病の日より三年以内に死致し、若は不具發疾と爲りたるときは、當分の内特殊試験従事者一時賜金令に依る一時賜

金の外、本令に依り保護賜金を賜與す。但し不具發疾者保護賜金を受けたる後該傷痍、又は疾病の爲其の受傷又は罹病の日より三年以内に死致したる場合に於ては其の受けたる金額死致者保護賜金の額に達せざる者に限り其の差額に相當する金額を死致者保護賜金として賜與す。

前項の保護賜金の金額は航空勤務者保護賜金令別表に定むる金額とす。

第二條 大正二年勅令第九號第二條乃至第五條及第七條の規定は前條の保護賜金の賜與に付之を準用す。

第三條 第一條本文に規定する者の範圍は所管大臣、大藏大臣と協議して之を定む。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

雇員扶助令（昭和三、六、八勅令第一〇九號）

第一條 政府は其の使用する雇員が職務上傷痍を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては本令に依り扶助金を支給す。

扶助金の支給を受くべき者、法令に依り同一の原因に付損害賠償を受けたるときは其の金額は扶助金の額より之を控除す。

扶助金の支給は雇員を解職するも變更することなし。

第二條 扶助金は療治料、障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料及葬祭料の五種とし、左の區別に従ひ別表に依り之を支給す。

一、療治料は傷痍を受け又は疾病に罹り療養を要する者にして官費治療を受けざるものに之を支給す。

二、障害扶助料は傷痍又は疾病の治癒したる時に於て仍身體に障害を存する者に之を支給す。

三、打切扶助料は療養の期間三年を経過するも傷痍又は疾病の治癒せざるものに之を支給す。

四、遺族扶助料は死亡したる者の遺族に之を支給す。

五、葬祭料は葬祭を行ふ遺族に之を支給す。葬祭を行ふ遺族なき場合に於ては葬祭を行ふ者に之を支給することを得。

打切扶助料を支給するときは以後本令に依る他の扶助金は之を支給せず。

雇員重大なる過失に因り傷痍を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては、障害扶助料又は遺族扶助料を支給せざることを得。

第三條 障害扶助料、打切扶助料又は遺族扶助料の額は別表金額の範圍内に於て傷痍疾病又は死亡の原因、身體障害の輕重、勤務年限の長短其他各種の事情を斟酌して之を定む。

第四條 療治料は毎月一回以上之を拂渡するものとす。

障害扶助料は雇員の傷痍又は疾病の治癒後遲滞なく、遺族扶助料及葬祭料は雇員の死亡後遲滞なく之を拂渡するものとす。

第五條 傷痍又は疾病の再發に因り身體障害の程度を加重したる場合に於ては障害扶助料の額は新に之を定め、既に支給したる障害扶助料の金額を控除して之を支給す。

第六條 本令に於て遺族とは死亡者の配偶者、子、父、母、祖父、祖母

及兄弟姉妹にして死亡の當時之と同一戸籍内に在る者を謂ふ。

第七條 遺族扶助料は前條の遺族の順位に依り之を支給す。

前項の規定に依る同順位の子數人あるときは、雇員を被相続人としたる家督相続の順位に準じ之を定む。

父母に付ては養父母を先にし實父母を後にす、祖父母に付ては養父母の父母を先にし、實父母の父母を後にし、實父母の養父母を先にし、實父母を後にす。兄弟姉妹に遺族扶助料を支給するは其の者が未成年又は不具發疾にして生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者なき場合に依る。

遺族扶助料を支給すべき順位に在る者、行方不明なるときは遺族扶助料は、其の次順位に在る者に之を支給する。

第八條（削除）

第九條 解職後一年を経過したるときは本令に依る扶助金は之を請求することを得ず但し解職前に又は解職後一年内に請求したる扶助の原因たる傷痍又は疾病に基き扶助金を請求するときは此の限に在らず。

第十條 扶助金算出の標準たる俸給月額額は加俸を含まざる基本給とし日給者に在りては其の三十日分を以て月額と看做す。

朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島又は外國に在勤する者にして別に在勤加俸を受けざる者に在りては、其の在勤地に於ける判任文官の月俸と在勤加俸との割合を斟酌し大藏大臣の定むる金額を前項の金額より控除す。

第十一條 雇員が健康保險法厚生年金保險法若は船員保險法に依り又は勅令に依り組織せられたる共済組合より本令の扶助金に相當する給付

を受くべきときは、本令に依る扶助金は之を支給せず。

附則

本令は公布の日より之を施行す。

別表

種別	療治料	實費	障害		扶加料	打切扶助料	遺族扶助料	葬祭料
			終身業務に服すること能はざるもの	従來の業務に服すること能はざるもの				
種別	療治料	實費	終身業務に服すること能はざるもの	従來の業務に服すること能はざるもの	扶加料	打切扶助料	遺族扶助料	葬祭料
			俸給日額二十四日分以上三十日分以下	俸給日額十日分以上十四日分以下	俸給日額二日分以上八日分以下	俸給日額十六日分以上三十日分以下	俸給日額十五日分以下	俸給日額二日分

備人扶助令 (大正七、二、二二號) 勅令第三八二號

第一條 政府は其の雇備する職工、鐵夫其の他の備人業務上負傷し疾病

業扶助料又は障害扶助料を支給せざることを得。

第三條 障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料又は葬祭料の額は別表金額の範圍内に於て負傷、疾病又は死亡の原因、身體障害の輕重、勤務年限の長短其の他各種の事情を斟酌して之を定む。

第四條 療治料又は休業扶助料は毎月一回以上之を拂渡すものとす。障害扶助料は備人の負傷又は疾病の治癒後遲滞なく遺族扶助料及葬祭料は備人の死亡後遲滞なく之を拂渡すものとす。

第五條 負傷又は疾病の再發に因り身體障害の程度を加重したる場合に於ては障害扶助料の額は新に之を定め既に支給したる障害扶助料の金額を控除して之を支給す。

第六條 遺族扶助料の支給を受くべき者に關しては工場法施行令第十條乃至第十二條の規定を準用す。

第七條 負傷又は疾病が備人の解雇後に再發したる場合に於ては扶助金は之を支給せず。

第八條 解雇後一年を経過したるときは本令に依る扶助金は之を請求することを得ず但し解雇後一年内に請求したる扶助の原因たる負傷又は疾病に基き扶助金を請求するときは此の限に在らず。

第九條 扶助金算出の標準たる賃金の額を定む方法に關しては工場法施行令第十六條第一項乃至第三項の規定を準用す。

前項の規定に依りて金額を算出することを得ざる場合に於ては主務官廳之を定む。

第十條 備人が健康保險法、厚生年金保險法若し船員保險法に依り又は勅令に依り組織せられたる共済組合より本令の扶助金に相當する給付

に罹り又は死亡したる場合に於ては本令に依り扶助金を支給す扶助金の支給を受くべき者法令に依り同一の原因に付損害賠償を受けたるときは其の金額は扶助金の額より之を控除す。

扶助金の支給は備人を解雇するも變更することなし。

第二條 扶助金は療治料、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及葬祭料の六種とし、左の區別に従ひ別表に依り之を支給す。

一、療治料は負傷し又は疾病に罹り療養を要するものにして官費治療を受けざるものに之を支給す。

二、休業扶助料は療養の爲勞務に服すること能はざるに因り賃金を受けざる者に之を支給す。

三、障害扶助料は負傷又は疾病の治癒したる時に於て仍身體に障害を存する者に之を支給す。

四、打切扶助料は療養開始後三年を経過するも負傷又は疾病の治癒せざる者に之を支給す。

五、遺族扶助料は死亡したる者の遺族又は其の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者に之を支給す。

六、葬祭料は葬祭を行ふ遺族又は備人死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者に之を支給す葬祭を行ふ遺族又は備人死亡當時其の收入に依り生計を維持したるものにして、葬祭を行ふ者なき場合に於ては葬祭を行ふ者に之を支給することを得。

打切扶助料を支給するときは以後本令に依る他の扶助金は之を支給せず。

備人重大なる過失に因り負傷し又は疾病に罹りたる場合に於ては休業扶助料又は障害扶助料を支給せざることを得。

備人重大なる過失に因り負傷し又は疾病に罹りたる場合に於ては休業扶助料又は障害扶助料を支給せざることを得。

を受くべきときは、本令に依る扶助金は之を支給せず。

附則

本令は大正八年一月一日より之を施行す。

別表

種別	療治料	休業扶助料	障害扶助料	實費	
				金額	日額
種別	療治料	休業扶助料	障害扶助料	金額	日額
	病院に收容したる場合に於て本人の收入に依り生計を維持する者なきとき	其の場合	一、終身業務に服すること能はざる者	一日に付き賃金日額の百分の六十	賃金五百四十日分以上七百
			二、終身業務に服すること能はざる者	賃金三百六十日分以上五百	賃金三百六十日分以上五百
			三、従來の業務に服すること能はざる者、健康に復すること能はざる者又は女子にして其の外貌に醜狀を残したる者	賃金百八十日分以上三百日	賃金百八十日分以上三百日
			四、身體に障害を残すと雖も引續き従來の業務に服することを得る者	賃金四十日分以上五十日	賃金四十日分以上五十日

打切扶助料	は四百三十圓、女子に在りては二百七十圓を下ることを得ず
遺族扶助料	賃金四百日分以上六百日分以下但し男子に在りては三百二十圓、女子に在りては二百圓を下ることを得ず
葬祭料	賃金三十日分以上四十日分以下但し三十圓を下ることを得ず

供給労働者扶助令 (昭和七、二、八) 勅令第二号

工場法又は鑛業法の適用を受くる事業の職工及鉦夫並に労働者災害扶助法の適用を受くる事業の労働者にして勞務供給契約に基き政府の使用する者業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したる場合に於ては政府は労働者災害扶助法施行令第四條乃至第十二條及第十五條乃至第十七條の規定に準じ扶助を爲す。但し扶助を受くべき者民法に依り同一の原因に付損害賠償を受けたるときは扶助金額より其の金額を控除することを得。前項の場合に於て地方長官に屬する職務は所轄廳官之を行ふ。

八、共済組合關係

政府職員共済組合令 (昭和五、一、三〇) 勅令第八二七號

第一章 總則

第一條 官吏、同待遇者及國會職員並ニ國庫ヨリ給料ヲ受クル嘱託員、雇員、傭人及工員ハ本令ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ。  
 一、他ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員  
 二、健康保險又ハ船員保險ノ被保險者  
 三、官吏及同待遇者ニシテ俸給ノ支給ヲ受ケザルモノ  
 四、前各號ニ掲グル者ノ外命令ヲ以テ定ムル者  
 第二條 組合ハ組合員タルベキ者ノ俸給又ハ給料ニ關スル豫算ヲ所管スル各省毎ニ之ヲ設クルモノトス但シ内務部内及都道府縣部内ノ組合員タルベキ者ニ付テハ内務省、大藏部内並ニ會計検査院及國會ノ組合員タルベキ者ニ付テハ大藏省、司法部内及裁判所ノ組合員タルベキ者ニ付テハ司法部ニ一組合ヲ設クルモノトス  
 組合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依ル各省其ノ他各廳ノ範圍内ニ於テ二以上ヲ設クルコトヲ得  
 第三條 都道府縣ヨリ給料ヲ受クル職員(官吏及同待遇者ヲ除ク)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣所屬毎ニ包括シテ組合ニ加入スルコトヲ

得

第四條 第二條第一項ノ組合ハ各省大臣之ヲ管理ス

同條第二項ノ組合ハ各省大臣又ハ其ノ指定スル者之ヲ管理ス

第五條 組合員ノ所屬スル官公署ノ長ハ當該官公署ノ職員ヲシテ組員ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第二章 組合員

第六條 組合員ハ甲種組合員及乙種組合員トス

甲種組合員ハ嘱託員、雇員、傭人、工員及之ニ準ズベキ職員トシ乙種組合員ハ官吏及同待遇者並ニ之ニ準ズベキ職員トス

第七條 組合員ノ加入及脱退ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 給付

第一節 通則

第八條 給付ハ左ノ八種トス

- 一、療養費
- 二、家族療養費
- 三、傷病手当金
- 四、埋葬料
- 五、家族埋葬料
- 六、分娩費
- 七、配偶者分娩費
- 八、出産手当金

前項第四號ノ給付ハ乙種組合員ニ對シテハ之ヲ爲サズ

組合ハ第一項ノ給付ノ外命令ノ定ムル所ニ依リ哺育手当金及災害見

舞金ヲ支給スルコトヲ得

第九條 組合ヲ脱退シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ給付ヲ受クル組合員ハ組合員トシテ給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續シテ同一組合ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第十條 給付ヲ受クルベキ者ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ本令ニ依ル給付ト同種ノ給付又ハ給與ヲ受クルトキハ其ノ限度ニ於テ本令ニ依ル給付ハ之ヲ爲サズ

第十一條 組合員又ハ組合員タリシ者ガ命令ヲ以テ定ムル一定期間以上内地(樺太ヲ除ク以下同ジ)外ニ在ル場合ニ於テハ其ノ期間ニ係ル給付ハ之ヲ爲サズ

第十二條 給付ヲ受クルベキ者ガ給付ヲ受クルベキ事由終了ノ日ヨリ起算シ二年以内ニ給付ヲ請求ヲ爲サザルトキハ當該給付ハ之ヲ爲サズ

第二節 療養費及家族療養費

第十三條 組合員ガ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキハ療養費ヲ支給ス

前項ノ療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ニ相當スル金額トス但シ既ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四條 組合員ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ガ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキハ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ現ニ要シタル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ニ規定スル被扶養者ノ範圍ハ組合員ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)ノ子及直系尊屬ニシテ主トシテ其ノ組合員ニ依リ生計ヲ維持スル者並ニ組合員ト同

一ノ世帯ニ屬シ主トシテ其ノ組合員ニ依リ生計ヲ維持スル者トス  
第一項ノ家族療養費ハ組合員又ハ組合員タリシ者ガ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ト雖モ之ヲ支給スルコトヲ得但シ同條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ組合員又ハ組合員タリシ者ガ内地外ニ向ケ出發シタル際家族療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ限ル

第十五條 療養費又ハ家族療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍及療養ニ要スル費用ノ算定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 組合員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ハ療養費又ハ家族療養費ノ支給ニ代ヘテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合員ハ被扶養者ノ療養ニ付テハ其ノ療養ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ組合員ヨリ徴收ス

第十七條 療養費又ハ家族療養費ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ二年ヲ經過シタル後ノ療養ニ付テハ之ヲ支給セズ

第三節 傷病手当金

第十八條 組合員ガ療養ノ爲引續キ勤務ニ服スルコト能ハザルトキハ勤務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日以後三日ヲ經過シタル日ヨリ其ノ後ニ於ケル勤務ニ服スルコト能ハザル期間傷病手当金トシテ一日ニ付給付又ハ給料ノ日額ノ十分ノ六ニ相當スル金額ヲ支給ス

入院シタル組合員ニ對シ支給スベキ傷病手当金ハ被扶養者ナキ場合ニ

於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ俸給又ハ給料ノ日額ノ十分ノ四ニ相當スル金額トス

第十九條 傷病手当金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

結核性疾病ニ關シテハ前項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年六月ニ至ル迄ノ療養ノ爲勤務ニ服スルコト能ハザル期間ニ付繼續シテ傷病手当金ヲ支給スルモノトス

第二十條 疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ繼續シテ俸給又ハ給料ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ベキ限度ニ於テ傷病手当金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

第四節 埋葬料及家族埋葬料

第二十一條 組合員ガ死亡シタルトキハ被扶養者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ給料ノ日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ六百圓ニ滿タザルトキハ之ヲ六百圓トス

組合員ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第二十一條ノ二 被扶養者死亡シタルトキハ家族埋葬料トシテ三百圓ヲ支給ス

第二十二條 第九條ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ第九條ノ規定ニ依リ給付ヲ受ケタル者ガ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日以後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ組合員タリシ者ガ組合員脱退

ノ日後三月以内ニ死亡シタルトキハ被扶養者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ組合員ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得第二十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ之ヲ準用ス

第五節 分娩費、配偶者分娩費及出産手当金

第二十三條 組合員ガ分娩シタルトキハ分娩費トシテ俸給又ハ給料ノ日額ノ十五日分ニ相當スル金額ヲ出産手当金トシテ分娩ノ日前四十二日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勤務ニ服セザリシ期間一日ニ付俸給又ハ給料ノ日額ノ十分ノ六ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ分娩費ノ金額ガ三百圓ニ滿タザルトキハ之ヲ三百圓トス

第二十三條ノ二 組合員ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)ガ分娩シタルトキハ配偶者分娩費トシテ百五十圓ヲ支給ス

第二十四條 組合員ハ組合員ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手当ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手当ヲ爲シタル組合員ニ對シテ支給スベキ分娩費ノ額ハ第二十三條第一項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ支給スベキ分娩費ノ額ノ半額ニ相當スル金額トス

第十八條第二項ノ規定ハ産院ニ收容シタル組合員ニ對シ支給スル出産手当金ニ之ヲ準用ス

第二十五條 削除

第二十六條 出産手当金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金

ハ之ヲ支給セズ

第二十七條 組合員タリシ者ガ組合ヲ脱退シタル日後六月以内ニ分曉シタルトキハ分曉ニ關シ組合員トシテ受クルコトヲ得ベカリシ給付ヲ最後ノ組合ヨリ受クルコトヲ得

第四章 附帯施設

第二十八條 組合ハ組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第五章 費用

第二十九條 國庫ハ組合ノ事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ニ充ツル爲大藏大臣ノ定ムル金額ヲ組合ニ給與スルコトヲ得

第三十條 組合ハ組合ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ヨリ掛金ヲ徵收ス

組合員ガ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間掛金ヲ徵收セズ

第三十一條 國庫ハ第二十九條ノ規定ニ依ル給與金ノ外組合ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ受クル組合員ノ俸給及給料ノ總額ニ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ毎年度組合ニ給與スルコトヲ得

組合員ニシテ都道府縣ヨリ俸給又ハ給料ヲ受クルモノニ付テハ其ノ俸給及給料ノ總額ニ各組合ニ付前項ニ定ムル割合ト同一割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ毎年度當該都道府縣ヨリ組合ニ給與スベシ

前二項ノ規定ニ依リ組合ニ給與スル金額ハ組合員ヨリ徵收スル掛金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

は、同年五月三日から、教職員共済組合令の改正規定（都道府縣知事に係る部分を除く。）は、同年四月一日からこれを適用する。

今次の戦争の際における戦闘行為に因る災害又はこれに基因して生ずる災害に關シ組合の給付する公傷年金、公傷一時金、殉職年金、遺族年金又は見舞金及びこれらの給付に要する費用に關しては、なお従前の例による。

昭和二十二年四月一日において、現に存した学校教育法による廢止前の従前の規定による市町村立の青年學校は、改正後の教職員共済組合令の適用については、當分の間、これを市町村立の中學校とみなす

政府職員共済組合ニ關スル協定内容

第一條關係

一、第四號ノ命令ニ依リ組合員タラシメザル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者トスルコト

- (一) 内閣總理大臣、其ノ他ノ國務大臣及最高裁判所長官
  - (二) 休職中ノ者（召集ノ爲休職トナリタル者ヲ除ク）
  - (三) 臨時ノ嘱託員、雇員、傭人又ハ工員但シ嘱託又ハ雇傭ノ日ヨリ二月ヲ超エタル者ヲ除ク
  - (四) 其ノ他各省大臣ノ指定スル者
- 二、嘱託員トハ毎月一定ノ手當ヲ受ケ且常時勤務ニ服スル者（大正十一年閣令第六號ニ定ムル執務時間ニ依リ日勤スルガ如キ者）ヲ謂フコト

第三條關係

第六章 雜則

第三十二條 給料ノ日額ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 特別ノ事情ニ依リ本令ニ依リ難キ場合ニ於テハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十四條 本令施行ニ關スル事項中醫療契約其ノ他醫療ニ關スル事項組合事業ニ要スル費用ノ計算ニ關スル事項等ニシテ重要ナルモノニ付テハ各省大臣ハ臨時大藏大臣及厚生大臣ニ連絡ヲ爲スモノトス

第三十五條 削除

第三十六條 本令ニ定ムルモノノ外本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ組合中己ムヲ得ザル事情アルモノニ關シテハ命令ヲ以テ定ムル日ヨリ之ヲ適用スルコトヲ得

本令施行前（前項但書ノ規定ノ適用アル組合ノ組合員ニ付テハ同項但書ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル日前トス）ヨリ引續キ第一條又ハ第三條ノ規定ニ該當スル職員タリシ組合員ハ第十四條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ期間組合員タリシ者ト看做ス

附則（昭和二十二年政令第二百五十五號）

この政令は、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。但し、政府職員共済組合令の改正規定中國會、會計検査院及び裁判所に係る部分並びに教職員共済組合令の改正規定中都道府縣知事に係る部分

本條ノ命令ノ中ニハ第一條但書ニ該當スル職員ニ準ズベキ職員ハ之ヲ組合員トセザル旨ノ規定ヲ含ムモノトスルコト

第六條關係

甲種組合員タル資格ト乙種組合員タル資格ト重複スル日ハ新ラシキ資格ニ依ル組合員トスルコト

第七條關係

一、組合ニ加入スル日ハ左ノ如クスルコト

(一) 任官、採用、嘱託又ハ所屬組合ヲ異ニスル他ノ官廳ヨリ轉動ノ日

(二) 本令第一條但書ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日

(三) 包括加入者ニ付テハ各省大臣組合加入ヲ承認シタル日

(四) 組合ヲ脱退スル日ハ左ノ通りトシ(三)ノ場合ハ脱退ノ日其ノ他ノ場合ハ脱退ノ日ノ翌日ヨリ組合員タラザルモノトスルコト

(一) 死亡シタル日

(二) 退官又ハ退職ノ日

(三) 所屬組合ヲ異ニスル他ノ官廳ヘ轉動ノ日

(四) 本令第一條但書ノ規定ニ該當スルニ至リタル日

(五) 包括加入者ニ付テハ其ノ過半数以上ノ同意ニ依ル脱退ノ意志表シアリタル場合ニ於テ各省大臣之ヲ承認シタル日

前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ事實アリタル日ニ更ニ他ノ組合ノ組合員ト爲リタル場合又ハ本令第一條第一號若ハ第二號ノ規定ニ該當スルニ至リタル場合ハ其ノ日ヨリ組合員タラザルモノトスルコト

三、組合員ノ兼官兼職又ハ之ニ準ズベキ場合ニ於テ組合ガ二以上アル

トキハ組合員ノ主トシテ勤務スル應ノ組合ノ組合員トスルコト但シ特別ノ事情アルトキハ關係各應間協議ニ依リ異リタル定ヲ爲シ得ルコト

第八條關係

一、哺育手當金

組合ハ既定財源ノ範圍ニ於テ組合員又ハ組合員ノ配偶者ガ分娩(死産ノ場合ヲ除ク以下同ジ)シタル場合ニ於テ分娩ノ日ヨリ起算シ引續キ六月間哺育期間一月ニ付三十圓以内ノ哺育手當金ヲ支給スルコトヲ得ルコト但シ其ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一月トスルコト  
前項ノ哺育手當金ハ組合員ガ其ノ組合ヲ脱退シタル日後六月以内ニ分娩シタル場合又ハ哺育手當金ノ支給ヲ受クル組合員ガ其ノ組合ヲ脱退シタル場合ト雖モ之ヲ支給スルコトヲ得ルコト

二、災害見舞金

組合ハ組合員ガ水、火、震災其ノ他非常ノ災害ニ罹リ財産ニ著シキ損害ヲ蒙リタルトキハ災害見舞金トシテ俸給又ハ給料ノ二月分以内ノ金額ヲ支給スルコトヲ得ルコト  
前項ノ災害見舞金ノ査定ノ標準ハ左ノ例ニ依ルモノトスルコト

- 一、家財ヲ全焼又ハ全壞シタルトキハ俸給又ハ給料二月分
- 二、家財ヲ半焼又ハ半壞シタルトキハ俸給又ハ給料一月分

第九條關係

本條第二十二條及第二十七條ノ規定ニ該當スル者本令ニ依ル他ノ組合ノ組合員本令以外ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員健康保險又ハ船員保險ノ被保險者ト爲リタルトキハ其ノ日ヨリ給付ハ之

ヲ爲サザルコト

前項ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用スルコト

第十條關係

一、左ニ掲グル上欄ノ給與ハ當該下欄ノ本令ニ依ル給付ト同種ノ給與トシ上欄ノ給與ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ其ノ限度ニ於テ下欄ノ給付ハ之ヲ爲サザルコト

他ノ法令ノ規定ニ依ル給與	基 礎 法 令	給與種目	本令ニ依ル給付
明治二十五年勅令第八十號(官吏療治料給與ノ件)	官吏療治料	療治料	療養費
大正三年勅令第五五號(鐵道部内職員ノ療養ニ關スル件)	療養ノ給與	療養費	療養費
明治三十三年法律第三十號(傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金ニ關スル件)	傳染病豫防	傳染病豫防	傳染病豫防
明治十九年閣令第二十三號(傳染病豫防ニ從事シ感染シ又ハ死亡シタル官吏ニ手當支給ノ件)	傳染病豫防	傳染病豫防	傳染病豫防
巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令	弔祭料	弔祭料	弔祭料
明治十五年太政官達第六十七號(一般人ニシテ巡查同様ノ働ヲナシ死亡セシ者ニ弔祭扶助療治料支給方)	弔祭料	弔祭料	弔祭料
雇員扶助令及傭人扶助令	扶助料	扶助料	扶助料

二、組合員又ハ組合員タリシ者ガ他ノ法令ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ診療所ニ收容セラレタルトキハ其ノ期間本令ニ依ル療養費ハ之ヲ支給セザルコト

三、組合員又ハ組合員タリシ者矯正院其ノ他之ニ準ズベキモノニ入院セシメラレタルトキ又ハ監獄、留置所若ハ勞務場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキハ其ノ期間本令ニ依ル給付(埋葬料ヲ除ク)ハ之ヲ爲サザルコト

四、本令ニ依ル給付ヲ受クベキ者ガ同一ノ原因ニ付損害賠償、見舞金等ヲ受ケタルトキハ其ノ受ケタル限度ニ於テ本令ニ依ル給付ハ之ヲ爲サザルコト

第十一條關係

命令ヲ以テ定ムル一定期間トハ概ネ三月以内ノ一時出張ノ期間及陸海軍ニ徵集、召集又ハ徵用セラレ内地外ニ在ル期間ヲ謂フコト

第十五條關係

一、療養費及家族療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍ハ左ノ如クスルコト

- (一) 診 察
- (二) 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- (三) 處置、手術其ノ他ノ治療
- (四) 入 院
- (五) 看 護
- (六) 移 送

前項第五號及第六號ノ療養ハ組合ガ必要アリト認ムルモノニ限ルコト

二、療養ニ要スル費用ノ算定方法ハ健康保險ノ例ニ準ジ別ニ之ヲ定ムルコト但シ特別ノ事情アル組合ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

三、療養費及家族療養費ノ支給方法ハ健康保險ノ例ニ準ズルコト但シ特別ノ事情アル組合ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

(備考) 第二號及第三號ノ健康保險ノ例ニ依ル方法別記參照

第十七條關係 削除

第二十八條關係

組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲必要ナル施設ハ左ノ如クスルコト

- (一) 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設
  - (二) 健康診断ニ關スル施設
  - (三) 保養ニ關スル施設
  - (四) 健康者ノ表彰
  - (五) 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施設
- (備考) 右規定ニ基ク施設ニシテ重要ナルモノニ付テハ其ノ標準ニ關シ協定ヲ爲スコト

第二十九條關係

本條ノ規定ニ依ル給與金ノ額ハ二圓ニ組合員ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額ヲ毎年度組合ニ給與スルモノナルコト

第三十條關係

- 一、組合員ノ納付スベキ掛金ノ割合ハ左ノ如クスルコト
  - 甲種組合員 千分ノ一二(災害見舞金ヲ缺ク場合ハ千分ノ一一)
  - 乙種組合員 千分ノ一一(災害見舞金ヲ缺ク場合ハ千分ノ一〇)
- 二、組合員ハ掛金トシテ毎月ニ付組合員ノ受クル俸給又ハ給料月額ニ



前號ノ割合ヲ乘ジテ得タル額ヲ組合ニ納付スルコト

組合員ガ轉勤其ノ他ノ事由ニ依リ本令ニ依リ組織セラレタル他ノ共濟組合又ハ他ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ヨリ轉ジテ引續キ組合員ト爲リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ月分ノ掛金ハ納付ヲ要セザルコト但シ、月ノ初日ニ於テ組合員ト爲リタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコト

休職中ノ者ガ其ノ休職當月復職ニ依リ組合員ト爲リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ掛金ハ更ニ納付スルヲ要セザルコト  
掛金ノ割合ノ異ナル組合員トシテ異動アリタル場合ニ於テハ其ノ翌月分ヨリ掛金ノ割合ヲ改定スルコト但シ月ノ初日ニ於テ異動アリタル場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラザルコト

- 三、前號ノ俸給又ハ給料月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定スルコト
  - (一) 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ年額ノ十二分ノ一
  - (二) 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ月分
  - (三) 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ日額ノ三十倍
- 前項ノ規定ニ依リ算定シ難キ場合ニ於テハ適當ナル方法ニ依リ之ヲ算定スルコト
- 第一項ノ報酬ハ毎月初日ノ現在ニ依ルコト但シ月ノ中途ニ於テ組合員ト爲リタルトキハ組合員ト爲リタル日ノ現在ニ依ルコト
- 四、特殊ノ事由又ハ臨時ノ事故ニ依リ一時俸給又ハ給料月額ニ異動ヲ生ジタルモノナルトキハ掛金額ハ之ヲ改定セザルコト
- 五、組合員ハ毎月ノ俸給又ハ給料受領ノ際掛金ヲ納付スルコト

七〇

俸給又ハ給料ノ月額ガ掛金ノ額ニ滿タザル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ次回以後ニ於ケル俸給又ハ給料受領ノ際之ヲ納付スルコト  
組合員脫退ノ際過拂込又ハ未拂込ノ掛金アル場合ニ於テハ之ニ相當スル金額ヲ給付金ニ加ヘ又ハ之ヨリ控除スルコトヲ得ルコト

- 六、組合員ガ本令第十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ該當スル日ガ其ノ屬スル月ノ全日數ニ亙ル場合ニ限リ其ノ月分ノ掛金ノ金額ヲ徵收セザルコト
- 第三十一條關係
  - 本條ノ規定ニ依リ給與金ハ組合員ノ俸給及給料ノ總額ニ左ノ割合ヲ乘ジテ得タル金額トス
    - 甲種組合員 千分ノ一二(災害見舞金ヲ缺ク場合ハ千分ノ一一)
    - 乙種組合員 千分ノ一一(災害見舞金ヲ缺ク場合ハ千分ノ一〇)
- 第三十二條關係
  - 俸給若クハ給料ノ範圍ハ本俸若クハ本給ニ暫定加給及暫定加給臨時増給ヲ加算シタルモノトスルコト
  - 給付額算定ノ基礎ト爲スベキ給料ノ日額ハ掛金算定ノ基礎ト爲リタル給料月額ノ三十分ノ一トスルコト
- 第三十六條關係
  - 一、期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ニ依ルコト
  - 二、給付金及掛金ノ額ノ端數計算ニ付テハ國庫出納金端數計算法ニ依ルコト

### 土木共濟組合令 (昭和一六、五、三一) 勅令第六四九號

- 第一條 內務省ノ土木出張所及土木試驗所ノ職員以下ハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料ノ總額ニ內務大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 內務大臣ハ部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則  
本令ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 印刷局共濟組合令 (明治四二、三、一五) 勅令第二二二號

- 第一條 印刷局内ノ職員ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給及給料總額ニ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 大藏大臣ハ印刷局内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則  
本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 專賣局共濟組合令 (明治四一、二、二九) 勅令第一五七號

- 第一條 專賣局内ノ職員ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給及給料ノ總額ニ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 大藏大臣ハ專賣局内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則  
本令ハ公布ノ日カラコレヲ施行ス

### 造幣局共濟組合令 (昭和二〇、八、二四) 勅令第四七九號

- 第一條 造幣局内ノ職員ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給及給料ノ總額ニ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 大藏大臣ハ造幣局内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則  
本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

七一

教職員共済組合令 (昭和一六、一七、七)

- 第一條 市町村立ノ小學校、中學校又ハ幼稚園ノ職員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 都道府縣ハ組合ノ事業ノ業務ノ施行ニ要スル費用ニ充ツル爲ニ圓ニ組合員ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額ヲ毎年度組合ニ給與スベシ
- 第三條 國庫ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條第一項ノ規定ニ依リ給與金ニ相當スル金額ヲ限度トシテ毎年度都道府縣ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得
- 第四條 前二條ノ俸給及給料ノ範圍ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 文部大臣ハ組合ノ事務ノ一部ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給及給料總額ニ農林大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 農林大臣ハ農林部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

遞信共済組合令 (明治四二、五、二五)

- 第一條 遞信部内ノ職員ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給及給料ノ總額ニ遞信大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 遞信大臣ハ遞信部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

鐵道共済組合令 (明治四〇、四、一)

- 第一條 運輸部内ノ陸運、國有鐵道ニ關聯スル國有船舶及倉庫營業(臨港倉庫ニ係ルモノヲ除ク)ニ關スル事務ニ従事スル職員ハ運輸大臣ノ

- 第六條 本令ノ適用ニ付テハ特別區及市町村學校組合ハ之ヲ市、町村學校組合ハ之ヲ町村ト看做ス

本令ハ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

營林局署共済組合令 (大正八、六、二五)

- 第一條 營林局署ノ職員ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給、給料ノ總額ニ農林大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 農林大臣ハ農林部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

生糸検査所共済組合令 (昭和二二、五、一四)

- 第一條 生糸検査所ノ職員ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

- 定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員ノ俸給及給料ノ總額ニ運輸大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス
- 第三條 運輸大臣ハ鐵道部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得
- 第四條 (削除)
- 第五條 (削除)

本令ハ明治四十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

運輸通信省所屬職員ニ對スル土木共済組合令ノ適用ニ關スル件 (昭一九、二、四)

- 第一條 運輸通信部内ノ職員ニシテ運輸通信省官制第十二條ノ地方官署ニ屬シ港灣ノ建設又ハ保存ニ關スル事務ニ従事スル職員以下ハ土木共済組合令第一條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ當分ノ内務省ノ土木出張所ノ職員ト看做ス
- 第二條 運輸通信部内ノ職員ニシテ港灣ノ建設、保存若ハ管理又ハ港灣内公有水面ニ關スル事務ニ従事スルモノハ土木共済組合令第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ當分ノ内務部内ノ職員ト看做ス

警察共済組合令 (大正九、三、二四) 勅令第四四號

第一條 警視廳及北海道府縣所屬ノ警視、皇宮警視、消防司令、警部、皇宮警部、消防士、消防機關士、警部補、皇宮警部補、消防士補、消防機關士補、巡查、皇宮警手及消防手ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第一條ノ二 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ前條ノ規定ニ依ル組合員中警視、皇宮警視、消防司令、警部、皇宮警部、消防士、消防機關士、警部補、皇宮警部補、消防士補、消防機關士補及皇宮警手ノ俸給總額ニ内務大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス

第二條 都道府縣ハ各其ノ所屬(東京都ニ在リテハ警視廳所屬)ノ組合員中巡查及消防手ノ俸給總額ニ内務大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ毎年度組合ニ給與スベシ

第三條 内務大臣ハ内務部及廳府縣ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

刑務共済組合令 (昭和一五、八、一) 勅令第四八九號

第一條 司法部内ノ副看守長及看守ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救

濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條 政府ハ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ俸給總額ノ千分ノ十二ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス

第三條 司法大臣ハ司法部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則 本令ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

北海道廳營林現業員共済組合令 (昭和一二、一〇、二〇) 勅令第六八六號

第一條 北海道廳部内ノ營林ノ現業ニ從事スル雇員以下ハ北海道廳長官ノ定ムル所ニ依リ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ國庫ヨリ給料ヲ受クル組合員ノ給料ノ總額ニ内務大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ限度トシテ毎年度組合ニ給與ス

組合員ニシテ北海道地方費ヨリ給料ヲ受クルモノニ付テハ其ノ給料ノ總額ニ前項ニ定ムル割合ト同一割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ毎年度北海道地方費ヨリ組合ニ給與スベシ

第三條 北海道廳長官ハ所部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

附則 本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

專賣局共済組合令ノ適用ニ關スル件 (昭和一二、一七、四) 勅令第三五五號

アルコールノ專賣並ニアルコール專賣法第二條ニ規定スルアルコール以外ノアルコール類及ケトン類ノ製造ニ關スル事務ニ從事スル政府職員ハ專賣局共済組合令ノ適用ニ付テハ當分ノ内專賣局内ノ職員ト看做ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九、雜則關係

副看守長、看守給與品及貸與品規則

(明治三一、一、二、三、二號)

第一條 副看守長及看守に給與すべき品目左の如し

- 一、冬服
- 一、夏服
- 一、甲種外套(雨覆付)
- 一、乙種外套(肩掛)
- 一、帽
- 一、日覆
- 一、長靴
- 一、短靴
- 一、ワイシャツ
- 一、ネクタイ
- 一、手套(白)
- 一、靴下
- 一、襦袢袴下

第二條 副看守長及看守に貸與すべき品目左の如し。

- 一、帽章
- 一、襟章
- 一、胸章

- 一、外套縮革
- 一、手帳
- 一、捕繩
- 一、呼子笛

前項の外必要ある場合には陸軍式略帽、防寒衣、汚損豫防衣、防寒具、脚絆、ゲートル、拍車、又は短袴を貸與す。

第三條 給與品は現品を給す其の使用期限は左の如く之を定む。但し已むを得ざる事情あるときは監獄の長に於て本件の供用期限を變更することを得。

- 一、冬服 二組 三年  
但し初年一組を給し滿一年を経て尙一組を給す。
- 一、夏服 二組 八ヶ月  
但し本令施行の際給與する者並新任の者には二組を給し次年以降は毎年一組を給す。
- 一、甲種外套雨覆付 一箇 二年
- 一、乙種外套肩掛付 一箇 二年
- 一、帽 一箇 一年
- 一、日覆 一箇 四ヶ月
- 一、長靴 一組 一年
- 一、短靴 二組 一年
- 一、ワイシャツ 二着 一年
- 一、ネクタイ 二箇 二年
- 一、手套 二組 六ヶ月

- 一、靴下 二組 一ヶ月
- 一、冬襦袢袴下 二組 八ヶ月
- 一、夏ッ 二組 四ヶ月

前項但書に依り給與品の供用期限を變更したるときは其の品目供用期限及變更の事由を司法大臣に申報すべし。

- 第四條 長靴、短靴、ワイシャツ、ネクタイ、手套、靴下、襦袢、袴下に限り代料を以て給與することを得。
- 第五條 免職、休職、轉職若は死亡の際はその貸與品は速に之を還納せしむべし、供用期限内に在る給與品亦同じ、給與品中代料を以て給與したるものは供用残りに相當する金額を返納せしむべし。
- 第六條 貸與品又は供用期限内の給與品を毀損紛失したる者あるときは其代品を貸與すべし其の毀損紛失過失怠慢に出でたるものなるときは其の代料、辨償の責に任すべし。
- 第七條 給與品の修補は自辨とす。

附則

第八條 本令は明治三十二年四月一日より施行す但し本令施行の際既に給與したる現品には之を適用せず。

巡查給與品及貸與品規則 (明治三〇、二〇、二、勅令第三三九號)

第一條 巡查に給與すべき品目左の如し。

- 一、帽
- 一、冬服

一、夏服

- 一、盛夏上衣及盛夏ズボン
  - 一、甲種外套
  - 一、乙種外套
  - 一、日覆
  - 一、ワイシャツ
  - 一、ネクタイ
  - 一、手袋
  - 一、冬シャツ及冬ズボン下
  - 一、夏シャツ及夏ズボン下
  - 一、靴下
  - 一、長靴
  - 一、短靴
- 前項の外土地の狀況又は勤務の性質に依り主務大臣の認可を得て特種の帽、防寒具、脚絆及ゲートルを給與することを得。
- 第二條 巡查に貸與すべき品目左の如し。

- 一、警察官章
- 一、帽徽章
- 一、階級章
- 一、日章
- 一、警笛
- 一、警棒
- 一、拳銃

- 一、外套及被服のボタン
- 一、帽頭紐留
- 一、外套縮革
- 一、手帳
- 一、捕縄

前項の外乗馬勤務の巡查には拍車を貸與す。  
前二項の外土地の状況は又勤務の性質に依り水筒を貸與することを  
得。

第三條 給與品は現品を以てすべし但しワイシャツ、ネクタイ、手袋、  
冬シャツ、冬ズボン下、夏シャツ、夏ズボン下、靴下、長靴、短靴は  
代料を以て下付することを得。

制服の着用を要せざる特別の勤務に服する巡查には任命の際前項の  
規程に依り給與しその後は總て代料を以て下付することを得。

第四條 給與品の員數及使用期限は左の如し但し已むを得ざる事情ある  
ときは員數を増減し及使用期限を伸縮することを得。

- 一、帽 一箇 二十四箇月
- 一、冬服 一組 二十四箇月
- 一、夏服 一組 十二箇月
- 一、盛夏上衣及盛夏ズボン 一組 四箇月
- 一、甲種外套 一着 三十箇月
- 一、乙種外套 一着 二十四箇月
- 一、日覆 一箇 四箇月
- 一、ワイシャツ 二着 十二箇月

する場合に於て其の毀損紛失過失怠慢に出たるものなるときは辨償の  
責に任すべし。

第六條の二 女子に付ては本令中ズボンとあるはスカート、特別ズボン  
とあるはズボン、盛夏ズボンとあるは盛夏スカートとす。

第七條 本令は明治三十一年四月一日より施行す但し本令施行の際既に  
給與したる現品には之を適用せず。

附則 昭和十年勅令第七十號  
本令は昭和十一年四月一日より之を施行す。  
巡查服制附則第二項の規定に依り當分の内従前の規定に依る。  
制服を用ふる場合の給與に付ては仍従前の例に依る。

附則  
この勅令は、昭和二十一年八月一日から、これを適用する。  
警察官及び消防服制附則第三項の規定に依り、當分の間従前の規程に  
依る制服を用いる場合の給與及び貸與についてはなほ従前の例に依る。

巡查給與品及貸與品規則を警部補に準用の件

(明治四三、三、八)  
勅令第二一號

巡查給與品及貸與品規則は警部補、消防士補及消防機關士補に之を準  
用す但し消防士補及消防機關士補には第二條第一項の品目手帳、捕縄

- 一、ネクタイ 二箇 十二箇月
- 一、手袋 二箇 六箇月
- 一、冬シャツ及同ズボン下 二組 八箇月
- 一、夏シャツ及同ズボン下 二組 四箇月
- 一、靴下 二足 一箇月
- 一、長靴 一足 十二箇月
- 一、短靴 二足 十二箇月

任命後初めて給與する場合には前項の規定に拘らず盛夏上衣及盛夏ズ  
ボン二組並にワイシャツ三着を給す。

乗馬勤務の巡查には特別ズボン及長靴を給しズボン及短靴を給せず  
特別ズボンは冬服に在りては上衣一着に付二着を以て一組として之を  
給し長靴は其の使用期限を十二箇月とし二足を給す。

乗馬勤務に非ざる巡查にも特別ズボンを給することを得此の場合に  
於ては上衣一着に付ズボン及特別ズボン各一着を以て一組とす但し土  
地の状況に依り特別ズボンを貸與品となすことを得。

附則  
本條の帽、防寒具、脚絆及ゲートルの給與品數及使用期限は内務大  
臣の認可を得て樺太廳長官又は廳府縣長官之を定む。  
本條使用期間の外樺太廳長官又は廳府縣長官は保存期限を定むるこ  
とを得。

第五條 貸與品は退職、休職、轉職、死亡の際之を返納すべし使用期限  
の終らざる給與品亦同じ但し給與品の代料を以て下付したるものは使  
用残りに相當する金額を返納すべし。

第六條 貸與品又は使用期限の終らざる給與品を毀損紛失し代品を交付  
及警備は之を貸與せず同項の品目の外消防作業上必要なる特殊の帽、外  
套其の他の帶用品を貸與することを得。

附則  
本令は明治四十三年勅令第十二號、明治四十三年勅令第十三號及明治  
四十三年勅令第十四號施行の日より之を施行す。

官舎貸渡規則 (明治九、五、一五)  
太政官達第五三號

第一條 官舎貸渡す時は毎月宿代取立つべし。  
但獄舎(懲役場)倉庫定番、見張番等並に鐵道各驛長各所(證明番)等  
は此限にあらざ其他公務の都合を以て官舎貸渡す者と雖も宿代取立る  
は勿論なれども該官舎の内公用私用に供する間席を區劃したる向は其  
の私用に供する間席のみ宿代取立つべし。

第二條 宿代は元金の八分より一割迄を制限とし適宜斟酌して取立つべ  
し(右取立高の内七分は上納三分は其應に備置修繕費に充つべし)

第三條 官舎新營の分は其建築費の總額古家作の分は買上値段或は當時  
賣買すべき値段を以て滿三年間の元金と定め爾後滿三年毎に一旦評價  
せしめて元金を改むべし。自今新營或は買上の年度より既に滿三年を  
過るものは此節一旦評價せしめて元金を改むべし。

第四條 宿代は年を以て計算すべしと雖も取立方は月割たるべし。  
但十六日以後に貸渡たる時又は十五日以前に返却したる時は半月分  
費額を元金に加へ爾後修繕の費額は加へざるべし。

取立べし。

第五條 宿代上納方は三ヶ月毎に取調修繕費遣拂の分は毎年六月迄に精算帳差出し残金あらば後日の費用に充置べし。

第六條 官舎外廻り雨漏又は臨時大破の外一切の修繕は自費たるべし。

第七條 拜借人自費建増等願出する時は實地検査の上差支無之分は允許すべし。

第八條 拜借人交換の節は篤と検査を遂げ若し毀損する所あるか又は附屬品等不足する時は辨償せしむべし。

但自費建増等の存廢は新舊拜借人の示談に任すべし。

### 官舎貸渡内規 (一例)

(明治二一、一二、二一七)  
(内閣總理大臣より逡信大臣宛達)

明治九年太政官達第五十三號官舎貸渡規則の不完全なるにより管理上不都合不勝に付今般別紙の通内規を定め其の足らざる所を補ひ明治二十二年一月一日以降之を施行す仍て此の意を諒せらるべし。

#### 官舎貸渡内規

第一條 別表に掲ぐる官吏は官舎に住居すべきものとす。

但公務上差支なき者は所屬長官の意見に由り又は其の認許を経て官舎に住居せざるも妨げなし。

第二條 官舎相當の建具、敷物、掛暖爐、通信器、點火對客室必要の椅卓に限り官費を以て之を設くるものとす。

但大臣の官舎に限り以上物品の外接家用飲食器、接客室に備ふる處の

花瓶書棚物置鏡臺時計は官費を以て之を設け且公用室客室及館外の點火竝に公用室及各室の石炭は官費供用することを得。

第三條 官舎及官舎附屬の建物物品等の保存上必要なる手入は一切居住人の自費とす。

天災若くは自然の腐朽に由り修繕を加ふることを必要とするときは官費を以て支辨する。

第四條 官舎居住人の不注意に因り官舎及附屬の物品を毀損したるときは自費を以て支辨せしむ。

第五條 各廳の便宜に因り其長官に於て別表外の官吏を官舎に居住せしむるときは總て官舎貸渡規則に據るべきものとす。

別表(抜萃)

各省大臣

大臣秘書官

逡信文官

逡信大臣官房秘書課及文書課職員の内職務に由り逡信大臣に於て特に官舎居住を命ずる者。

逡信省通信局、航空局及經理局職員の内職務に由り逡信大臣に於て特に官舎居住を命ずる者。

貯金支局職員の内職務に由り逡信大臣に於て特に官舎居住を命ずる者。燈臺局職員の内職務に由り逡信大臣に於て特に官舎居住を命ずる者。

逡信局職員の内職務に由り逡信大臣に於て特に官舎居住を命ずる者。一、二等郵便局電信電話局の職員の内職務に由り逡信大臣に於て特に官舎居住を命ずる者。

帝室費及地方稅經濟の支辨に屬する官舎は本表の外とす。

### 内國旅費規則 (昭和一八、八、二八) (勅令第六八四號)

#### 第一章 總則

第一條 官吏其他本令に定むる者公務に依り本邦内を旅行するときは本令に依り旅費を支給す。

第二條 旅費は鐵道賃、船賃、航空賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、移轉料、着後手當及家族移轉料の十種とす。

第三條 旅費は順路に依り之を計算す但し公務の都合又は天災其他已むを得ざる事由に因り順路に依りて旅行し難き場合に於ては其の現に經過したる通路に依る。

第四條 旅行日數は公務の爲要したる日數に依る但し公務の爲出張地に滞在したる日數及途中天災其他已むを得ざる事由に因り要したる日數を除くの外鐵道旅行に在りては四百料、水路旅行に在りては二百料、陸路旅行に在りては五十料に付一日の割合を以て通算したる日數を超過することを得ず。

前項但書の場合に於て一日未滿の端數を生じたるときは之を一日とす。

第五條 鐵道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中に於ける年度の經過、官階の變更等に因り旅費を區分して計算するの必要ある場合に於ては最初の目的地に到着したる日を以て其の路程を區分し計算す。

第六條 一日中旅費定額を異にする場合に於ては多きに從ひ之を支給す。

す。

第七條 新に任用する爲召致せられたる者には官吏赴任の例に準じ新官相當の旅費を支給することを得。

第八條 私事の爲在動地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者其の居住地又は滞在地より直に旅行する場合に於て居住地又は滞在地より目的地に至る旅費額が在動地又は出張地より目的地に至る旅費額より多きときは在動地又は出張地より目的地に至る旅費を支給す。

第九條 所管大臣は旅費の定額を減じ又は旅費の全部若くは一部を支給せざることを得。

第十條 所管大臣は測量、土木工事等の爲現場を巡廻する官吏又は常時出張するを要する官吏に關し特に其の旅費額を定め月額又は日額を以て之を支給することを得。

第十一條 左に掲ぐる者の旅費に關しては所管大臣大臣と協議して別に之を定む。

一、武官、陸海軍文官、鐵道事務に従事する官吏及警察官

二、官吏待遇を受くる者

三、嘱託員、雇員、傭人及職工

四、諸調査會(調査會、委員會、審議會其他此等に準ずるものを謂ふ)の職員

五、前各條に掲ぐる者を除くの外國庫に於て旅費を支辨せんとする者

第十二條 特別事情に因り本令に依り難き場合に於ける旅費に關しては所管大臣大臣と協議して別に之を定むることを得。

第十三條 本令中所管大臣の職務は朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在

りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、關東州に在りては滿洲國駐劄特命全權大使、南洋群島に在りては南洋廳長官之を行ふ。但し大藏大臣と協議を要する事項に關しては所管大臣を經由すべし。

## 第二章 鐵道貨、船貨、航空貨又車馬貨

第十四條 鐵道旅費には鐵道貨、水路旅行には船貨、航空旅行には航空貨、陸路旅行には車馬貨を支給す。

陸路旅行とは陸上の旅行にして鐵道に依らざるものを謂ふ。

第十五條 鐵道貨、船貨及航空貨は大藏大臣の定むる所に依り、車馬貨は別表に掲ぐる所に從ひ定額に依り之を支給す。

第十六條 特別の事情に因り定額の家馬貨を以て其の實費を支辨し難き場合に於ては實費定額を支給することを得。

第十七條 車馬貨は定額の異なる毎に路程を通計して之を算出す但し路程の通計上一籽未滿の端數を生じたる時は之を切捨つ。

第十八條 官用の船、車、航空機等に依りて旅行する場合に於ては鐵道貨、船貨、航空貨又は車馬貨は之を支給せず。

## 第三章 日當、宿泊料及食卓料

第十九條 日當、宿泊料及食卓料は別表に掲ぐる所に從ひ定額に依り之を支給す。

第二十條 日當は日數に應じ、宿泊料は夜數に應じ之を支給す。

水路旅行には宿泊料を支給せず但し天災其他已むを得ざる事由に因り上陸宿泊を要したる場合は此の限に在らず。

食卓料は水路旅行に於て船賃の外別に食料を要する場合又は船賃を要せざるも食料を要する場合に於て夜數に應じ之を支給す。

第二十一條 鐵道百籽未滿、水路五十籽未滿又は陸路二十五籽未滿の旅に在りては公務の都合に依り宿泊したる場合を除くの外其の日當は定額の三分の一に相當する額とす。

鐵道、水路又は陸路に亘る旅行に在りては鐵道は四籽、水路二籽を以て陸路一籽と看做し前項の規定を適用す。

第二十二條 在勤地内の出張にして遠距離に涉り又は長時間に及ぶものに在りては定額の二分の一に相當する額以内の日當を支給することを得。

第二十三條 同一地に滞在する場合に於ける日當及宿泊料は其他に到着したる日の翌日より起算し滞在日數十五日を超ゆる場合に於ては其の超過日數に付定額の一割、三十日を超ゆる場合に於ては其の超過日數に付定額の一割、六十日を超ゆる場合に於ては其の超過日數に付定額の一割、百日を超ゆる場合に於ては其の超過日數に付定額の一割に相當する額を減す。

同一地に滞在中一時他の地に出張したる場合に於ける前項の期間は前後の日數を通算したるものに依る。

## 第四章 移轉料、着後手當及家族移轉料

第二十四條 移轉料及着後手當は赴任を命ぜられたる者に之を支給す。

第二十五條 移轉料の額は左の各號に定むる額に依る。

一、赴任の際の家族（届出を爲さざるも本人との間に事實上婚姻關係と同様の事情に在る者を含む以下同じ）を隨伴する者に在りては別表に掲ぐる額。

二、赴任の際家族を隨伴せざる者に在りては別表に掲ぐる額の二分の一に相當する額。

## 一に相當する額。

三、赴任の際家族を隨伴せざる者にして赴任の後家族を呼寄するものに在りては前號の規定に依り受けたる額に相當する額。

第二十八條の規定に依り家族を移轉する者の移轉料の額に付ては赴任の際家族を隨伴し又は赴任の後家族を呼寄するものと看做し前項の規定を適用す。

第二十六條 着後手當の額は新任地に於ける旅行に付定められたる日當の五日分及宿泊料の五夜分に相當する額に依る。

第二十七條 家族移轉料は赴任を命ぜられたる者にして赴任の際家族を隨伴し又は赴任の後家族を呼寄するものに之を支給す。

第二十八條 赴任を命ぜられたる者特別の事情に因り許可を受け赴任を命ぜられたる日の翌日より起算し六月以内に舊任地（新任に任用せられたる當時に於ける其の者の居住地とす以下第三十條及第三十一條に於て同じ）又は舊任地以外の嘗て在動したる地より新任地以外の地に家族を移轉する場合に於ては家族移轉料を支給することを得。

第二十九條 家族移轉料の額は赴任を命ぜられたる當時に於ける家族一人毎に其の移轉の際に於ける年齢に從ひ左の各號に定むる額の合計額に依る。

一、十二歳以上の者に在りては其の移轉の際に於ける本人相當の鐵道貨、船貨、航空貨及車馬貨の全額並に日當宿泊料、食卓料及着後手當の三分の二に相當する額。

二、十二歳未滿六歳以上の者に在りては前號の額の二分の一に相當する額。

三、六歳未滿の者に在りては其の移轉の際に於ける本人相當の日當、

宿泊料、食卓料及着後手當の三分の一に相當する額。

赴任を命ぜられたる當時胎兒たりし子出生し赴任の後之を呼寄せ又は前條の規程に依り移轉する場合に於ける家族移轉料の額に付ては其の子を赴任を命ぜられたる當時に於ける家族と看做し前項の規定を適用す。

第三十條 赴任の後舊任地以外の地より家族を呼寄する場合又は第二十八條の規定に依り家族を移轉する場合に於ける家族移轉料の額は舊任地より新任地に家族を呼寄する場合に於て支給することを得べき額（二回以上赴任ありたる時は各赴任に付家族を隨伴する場合に於て支給することを得べき額の合計額）を超ゆることを得ず。

第三十一條 第二十八條の規定に依り既に家族移轉料の支給を受けたる者赴任の後新任地に家族を呼寄する場合に於ける家族移轉料の額は既に給額と合し舊任地を新任地に家族を呼寄する場合に於て支給することを得べき額（二回以上赴任ありたる時は各赴任に付家族を隨伴する場合に於て支給することを得べき額の合計額）を超ゆることを得ず。

第三十二條 赴任を命ぜられたる者赴任を命ぜられたる日の翌日より起算し一年以内に故なくして其の家族を新任地に呼寄せざる場合に於ては第二十五條第一項第三號の規定に依る移轉料及家族移轉料は之を支給せず。

## 第五章 退官、退職者等旅費

第三十三條 旅行中退官、退職又は休職と爲りたる者には赴任の場合に在りては其の地より新任地に至る前官又は本官相當の旅費（家族の隨

伴せざる時は第二十五條第一項第三號の規定に依る移轉料及家族移轉料を除くを、出張の場合に在りては其の地より舊任地に至る前官又は本官相當の旅費を支給することを得。

前項の場合に於ける旅行日数は第四條に定むる路程の割合を以て計算したる日數に依る。

第三十四條 朝鮮、臺灣、樺太又は千島に在勤二年以上にして退官、退職又は休職と爲りたる者退官、退職又は休職と爲りたる日の翌日より起算し一月以内に舊任地を出發し歸郷する場合に於ては歸郷地に至る前官又は本官相當の鐵道賃、船賃、車馬賃及食卓料を支給することを得。前項の場合に於て家族を随伴するとき又は家族を歸郷地に呼寄する爲退官、退職若しは休職と爲りたる日の翌日より起算し三月以内に舊任地若しくは居住地（朝鮮、臺灣、樺太又は千島に於ける居住地に限る）を出發せしむるときは第二十九條の例に準じ歸郷地に至る鐵道賃、船賃、車馬賃及食卓料を支給することを得。

第三十五條 前二條の規定は刑事裁判又は懲戒處分に依り失官し又は免官せられたる者には之を適用せず。

第三十六條 事務引繼、殘務整理等の爲退官、退職又は休職と爲りたる者に出張を命じたる場合に於ては前官又は本官相當の旅費を支給す。

第三十七條 旅行中死亡したるときは赴任の場合に在りては其の地より新任地に至る前官相當の旅費を、出張の場合に在りては其の地より舊任地に至る前官相當の旅費の二倍に相當する額を其の遺族（届出を爲さざるも本人との間に事實上婚姻關係と同様の事情に在りたる者を含む以下同じ）に支給することを得。

域を謂ふ。

二、鐵道旅行中宿泊する場合に於ける宿泊料は乙地方の定額に依る。

内國旅費規則施行細則（昭和十八、八、二八）  
（大藏省令第七一號）

第一條 鐵道賃ハ左ノ各號ニ從ヒ旅客運賃及急行料金（此等ニ伴フ通行税ヲ含ム）ニ依リ之ヲ計算ス

一、運賃ノ等級ヲ三階級ニ區分スル線路ニ依ル場合ニ於テハ左ノ區別ニ依ル

(イ) 親任官及一級官ニ在リテハ一等ノ運賃但シ一等車ノ連結ナキ線路ニ依ル旅行ニ在リテハ二等ノ運賃

(ロ) 二級官ニ在リテハ一等ノ運賃但シ一等車ノ連結ナキ線路ニ依ル旅行及片道二百料未滿ノ旅行ニ在リテハ二等ノ運賃

(ハ) 三級官ニ在リテハ二等ノ運賃

(ニ) (ロ)及(ハ)ノ規定ニ拘ラズ特別ノ必要ニ依リ一等車ニ乗車シタル場合ニ於テハ一等ノ運賃

二、運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル線路ニ依ル場合ニ於テハ上級ノ運賃ニ依ル

三、運賃ノ等級ヲ設ケザル線路ニ依ル場合ニ於テハ其ノ乗車ニ要スル運賃ニ依ル

四、急行料金ヲ徴スル線路ニ依ル場合ニ於テハ左ノ區別ニ依ル  
イ 第二種急行料金ヲ徴スル線路ニ依ル旅行ニシテ片道百料以上ノ

第三十三條第二項の規定は前項の場合に之を準用す。

第三十八條 在職二年以上の者死亡したる場合に於て死亡の日の翌日より起算し三月以内に其の遺族舊任地又は居住地を出發し歸郷するとき又は第二十九條の例に準じ歸郷地に至る鐵道賃、船賃、車馬賃及食卓料を支給することを得。

第六章 雜則

第三十九條 當分の内左に掲ぐる者には支度料を支給することを得。

一、得撫島以北の千島に旅行を命ぜられたる者。

二、樺太に赴任を命ぜられたる者及十一月より翌年二月に至る期間内に樺太に出張する者。

三、平安北道、咸鏡南道又は咸鏡北道に赴任を命ぜられたる者。

前項の規定に依る支度料の額は所管大臣大藏大臣と協議して之を定む。

第四十條 本令に規定するものを除くの外旅費の支給に關し必要な事項は大藏大臣之を定む。

附則

本令は公布の日より之を施行す。  
(別表)

旅費	額
區分車馬賃	日當
官階	一料に付
親任官	四圓
一級官	三圓
二級官	二圓
三級官	一圓
官吏	一圓
宿泊料	一夜に付
甲地方	二圓
乙地方	一圓
食卓料	一夜に付
親任官	四圓
一級官	三圓
二級官	二圓
三級官	一圓
官吏	一圓
移轉料	千圓以内
一級官	七百圓以内
二級官	五百圓以内
三級官	三百圓以内
備考	一、甲地方とは大藏大臣の定むる地域、乙地方とは其の他の地

モノニ在リテハ第二種急行料金

(ロ) 第一種急行料金ヲ徴スル線路ニ依ル旅行ニシテ片道二百料以上ノモノニ在リテハ第一種急行料金

(ハ) (イ)及(ロ)ノ規定ニ拘ラズ特別ノ必要ニ依リ急行料金ヲ徴スル列車ニ乗車シタル場合ニ於テハ其ノ乗車ニ要スル急行料金

第二條 船賃ハ左ノ各號ニ從ヒ旅客運賃（通行税、解船賃、棧橋賃及寢臺料ヲ含ム）ニ依リ之ヲ計算ス

一、運賃ノ等級ヲ三階級ニ區分スル船舶ニ依ル場合ニ於テハ左ノ區別ニ依ル

(イ) 二級官以上ニ在リテハ一等ノ運賃

(ロ) (イ)三級官ニ在リテハ二等ノ運賃但シ特別ノ必要ニ依リ一等ノ船室ニ乗船シタル場合ニ於テハ一等ノ運賃

二、運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル船舶ニ依ル場合ニ於テハ上級ノ運賃ニ依ル

三、運賃ノ等級ヲ設ケザル船舶ニ依ル場合ニ於テハ其ノ乗船ニ要スル運賃ニ依ル

第三條 航空賃ハ許可ヲ受ケ航空機ニ依リ旅行スル場合ニ限り之ヲ支給ス

第四條 航空賃ハ旅客運賃ニ依リ之ヲ計算ス

第五條 旅費ノ支給上路程ハ鐵道ニ付テハ鐵道官廳調、水路ニ付テハ水



路部調陸路ニ付テハ郵便線路圖ニ依リ之ヲ計算スベシ

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方官廳又ハ市町村長(之ニ準ズルモノヲ含ム以下同ジ)ノ證明スル所ニ依ルベシ

第六條 陸路々程ノ計算ニ付テハ郵便線路圖ニ示ス各市町村(之ニ準ズルモノヲ含ム)内ニ於ケル出發地又ハ目的地最寄ノ郵便局ヲ以テ其ノ起點トス但シ陸路ト鐵道又ハ水路トニ互リ旅行スル場合ニ於テハ停車場又ハ波止場ヲモ起點ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ地方官廳又ハ市町村長ノ證明スル元標又ハ之ニ準ズルモノヲ以テ其ノ起點トス

第七條 内國旅費規則ニ於テ家族トハ妻(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)及同一戸籍内ニ在リテハ本人ノ扶養スル親族ヲ謂フ

第八條 内國旅費規則第三十四條及第三十八條ノ規定ニ依リ支給スル鐵道賃、船賃、車馬賃及食卓料ハ舊任地ヨリ本人ノ原籍地ニ至ル路程ニ依リ計算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條 内國旅費規則ニ於テ遺族トハ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)直系卑屬、直系尊屬及兄弟姉妹又ハ同一戸籍内ニ在ル親族ヲ謂フ

第十條 内國旅費規則第三十七條ノ規定ニ依リ旅費ニ相當スル額ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條ニ掲グル順位ニ依リ同順位内ニ在リテハ民法第九百七十條及第九百八十四條ノ規定ニ準ジ之ヲ定ム

第十一條 内國旅費規則別表ニ依ル甲地方ハ東京都ノ區ノ存スル區域並ニ市制、府制及臺灣市制施行地トス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

各省所管内國旅費支給規則準則

(昭和二三、四、一一)  
給發第四八四號通牒

第一、内國旅費規則(以下單に規則と稱す)第十一條第二號に規定する官吏の待遇を受ける者の旅費は左に依ること。

一 認證官以上の職に在る者又は一級官の待遇を受ける者には認證官又は一級官相當の額

二 二級官の待遇を受ける者には二級官相當の額

三 三級官の待遇を受ける者には三級官相當の額

第二、規則第十一條第三號に規定する囑託員の旅費は左に依ること。

一 本官ある者には本官相當の額

二 三級官以上の待遇を受ける官職に在る者には第一の區分に從ひ各相當の額

三 本官が宮内官たる者には規則別表及同施行細則に照準し各其の相當の額

四 官吏たりし者、三級官以上の待遇を受けたる官職に在りたる者又は宮内官たりし者には前各號の區別に從ひ退官又は退職當時の官職に依る各相當の額

五 爵、位、勳又は學位を有する者には右の區分に依る額但し爵、位、勳又は學位を併有する者在りては高きに依ること

第四、規則第十一條第三號に規定する傭人及工員の旅費は左に依ること。

一 巡視、門衛、仕部其の他應内取締の役務に服する者並に船長、運轉士、機關士、水夫長、職工長、組長及び之に準ずる者又は給料月額十圓八十錢以上のものには別表第一號表乙額。

二 前項以外の者には別表第一號表丙額但し臨時傭人及職工にして其の業に従事し勞銀を給する日は日當、宿泊料又は食卓料は之を支給せざること。

第五、規則第十一條第四號に規定する諸調査會議員の旅費は左に依ること但し會議の爲召集せられたる場合は會議地又は會議地を距る十二軒以内の地に居住する者には旅費を支給せざること。

一 在職官吏たる者には其の本官相當の額。

二 帝國會議議員たる者には一級官相當の額。

三 前二項に該當せざる者にして會長委員其の他之に準ずるものには左の區分に依る額。

イ 中央官衙に設置せられたる諸調査會に付ては會長及び之に準ずるものには一級官相當の額其の他の者には別表第二號表甲額。

ロ 地方官衙に設置せられたる諸調査會に付ては會長及び之に準ずるものには別表第二號表甲額其の他の者には別表第二號表乙額。

四 前各號に依り難キ場合に於ては所管大臣大藏大臣に協議して定めたる額。

第六、規則第十一條第五號に規定する者の旅費は左に依ること。

一 内閣委員及各省委員には一級官相當の額但し會議の爲召集せられ

イ 有爵者從五位以上勳六等以上又は學位を有する者には二級官の者に支給すべき額

ハ 正七位、從七位又は勳七等の者には三級官に支給すべき額

ニ 正八位以下又は勳八等の者には別表第一號表甲額

イ 常時一定の手當を給する者には左の區分に依る額

イ 手當月額七百三十圓(年額のものには十二分の一、月額のものは三十日分を以て月額とす以下同ジ)以上の者には二級官の者に支給すべき額

ハ 手當月額五百圓以上の者には三級官に支給すべき額

ニ 手當月額三百二十圓以上の者には別表第一號表甲額

イ 一時手當を給するもの又は手當を給せざる者にして其の者が公吏官公署の囑託、會社職員等なるときは其の所屬廳又は所屬會社より受くる給料又は手當の額(此の場合に於て必要あるときは國又は公共團體等より支給を受くる恩給其の他之に準ずるものを加へたる額に依ることを得ることを)參酌し前項に依る各相當の額

八 前各號に依り難キ場合に於ては所管大臣大藏大臣と協議して定めたる額

第三、規則第十一條第三號に規定する雇員の旅費は左に依ること。

一 給料月額五百圓(月額のものには三十日分を以て月額とす以下同ジ)以上の者には三級官に支給すべき額

二 給料月額三百二十圓以上の者には別表第一號表甲額

三 給料月額三百二十圓未滿の者には別表第一號表乙額

たる場合は會談地又會談地を距る十二料以内の地に居住する者には旅費を支給せざること。

(二) 前號以外の者には所管大臣大藏大臣と協議して定めたる額。

第七、規則第二十二條の規定に依る日當は左に依ること。

- (一) 遠距離に渉る出張に付ては左の區分に依ること。
- (イ) 行程八料以上なるときは日當定額の三分の一に相當する額。
- (ロ) 行程十六料以上なるときは日當定額の二分の一に相當する額。
- (二) 長時間に及ぶ出張に付ては左の區分に依ること。
- (イ) 引續き五時間以上なるときは日當定額の三分の一に相當する額。
- (ロ) 引續き八時間以上なるときは日當定額の二分の一に相當する額。
- (三) 前二號の場合に於て官用の船車馬等に依りたるときは前二號に定むる額の各二分の一に相當する額とすること。

第八、規則第二十五條の規定に依る移轉料は別表第三號の範圍内に於て之を支給すること。

第九、削除。

第十、左に掲ぐる場合に於ける旅費は規則第十二條の規定に依り之を支給し得ることとする。

- (一) 在動地又はは在動地以外の市町村(東京都に在りては區の存する區域以下同じ)内に於て陸路十二料、鐵道五十料、水路二十五料、以外の地に出張するときは鐵道賃、船賃及車馬賃を支給し得ること。
- (二) 在動地又はは在動地以外の市町村内の出張にして交通不便其の他の事由に因り特に多額なる船賃又は車馬賃を要するときは前項に拘らず其の實費を支給し得ること。

(三) 在動地市町村内の出張にして公務の都合に依り宿泊を要したるときは宿泊料定額の十分の七に相當する額を支給し得ること。

(四) 在動地市町村内の赴任にして宿舍居住又は官舎明渡の爲住居を移轉したるものには別表第三號表賃料未滿の定額の三分の一に相當する額の範圍内に於て荷造運賃及荷造費用の實費を移轉料として支給し得ること。

(五) 赴任を命ぜられたるもの其の出發前死亡し又命令を取消されたる場合に於て特別の事情あるときは移轉料の全額以内を支給し得ること。

(六) 旅行途中交通機關の事故に因り概算拂に係る旅費の全部又は一部を喪失したる場合に於ては其の喪失部分に相當する金額を別に旅費として支給し得ること。

(七) 當分の内車馬賃、日當、宿泊料及食卓料は規則別表並に本準則別表第一號表及第二號表に依らず別表第四號表に依ること。

(八) 當分の内移轉料は規則別表並に本準則別表第一號表及第三號表に依らず別表第五號に依ること。

(九) 當分の内在動地内の出張については規則第二十二條及本準則第七の(一)號の規定によらないで左によること行程八料以上若しくは引續き五時間以上に及ぶ在動地市町村内の出張については總て日當定額の三分の一に相當する額以内に於て豫め所屬大臣大藏大臣と協議

して日當を支給すること。

第十一、本準則に定むるものを除くの外旅費の支給に關しては規則及同施行細則に依ること。

第十二、本準則は昭和十八年八月二十八日より之を適用すること。

別表第一號表

一 鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料及食卓料

區分	鐵道賃	船賃	車馬賃	日當	宿泊料	食卓料
甲類	二等定價	二等定價	二十錢	三圓	八圓	七圓
乙類	三等定價	三等定價	十六錢	二圓	五圓	六圓
丙類	三等定價	三等定價	十二錢	二圓	四圓	五圓

二 移轉料

區分	鐵道百料	鐵道五百料	鐵道千料	鐵道千五料	鐵道二千料	鐵道二千料以上
甲類	百七十圓	二百十圓	二百四十圓	二百六十圓	二百八十圓	三百五十圓
乙類	百二十圓	百五十圓	百七十圓	百八十圓	二百圓	二百五十圓
丙類	八十圓	百圓	百二十圓	百三十圓	百四十圓	百五十圓

備考

一 鐵道賃には通行税を船賃には通行税、船賃及棧橋賃を含むものとすること。

二 甲地方には内國旅費規則施行細則第十一條に規定する地域乙地方とは其の他の地域を謂うこと。

三 第二種急行料金(通行税を含む)を徴する線路に依る旅行にして片道百料以上のものに在りては第二種急行料金を支給すること。

四 移轉料の計算は左に依ること。

(イ) 料程は舊任地と新任地との路程により陸路一料は鐵道八料、水路一料は鐵道二料として計算したものによること。

(ロ) 前號の場合に於て一料未滿の端數を生じたる時は之を一料とすること。

但し各種の路程を通計する場合に於ては其の通計して生じた一料未滿の端數を一料とすること。

第二號表

區分	鐵道賃及船賃	車馬賃	日當	宿泊料	食卓料
甲類	内國旅費規則施行細則に規定する額	一料に付日付	甲地方	乙地方	一料に付
乙類	任官の例に依る	三十錢	七圓	十八圓	十四圓
		二十五錢	六圓	十五圓	十二圓
				三圓	五圓

備考 甲地方とは内國旅費規則施行細則第十一條に規定する地域乙地方とは其の他の地域を謂う

第三號表

區分	鐵道百料	鐵道五百料	鐵道千料	鐵道千五料	鐵道二千料	鐵道二千料以上
一級	五〇〇	六〇〇	六八〇	七四〇	八〇〇	一、〇〇〇
二級	三〇〇	四二〇	四八〇	五二〇	五六〇	七〇〇
三級	一七〇	二一〇	二四〇	二六〇	二八〇	三五〇

備考 一 本表の料程は舊任地より新任地との路程により陸路一料は鐵道八料、水路は鐵道二料として計算したるものに依ること  
 二 前號の場合に於て一料未滿の端數を生じたるときは之を一料とすること但し各種路程を通計する場合に於ては其の通計して生じたる一料未滿の端數を一料とすること。

第四號表

區分	車馬賃日當		宿泊料一夜に付		食卓料
	一料	付日に付	甲地方	乙地方	
認證官以上の職に在る者	一圓四〇圓	二〇〇圓	一五〇圓	四〇圓	
及本準則に於て相當額を受くる者					
一級官及本準則に於て相當額を受くる者					
二級官及本準則に於て相當額を受くる者					
三級官及本準則に於て相當額を受くる者					
本準則に於て第一號表の額を受くる者					
本準則に於て第二號表の額を受くる者					

但し (一) 認證官以上の職に在る者及之等職務に準ずる職に在る者には十割、政務次官、各省次官及之等職務に準ずる職務に在る者には八割、各省局長部長及之等職務に準ずる職務に在る者には六割、各省課長及之等職務に準ずる職務に在る者には四割、その他増額を必要とする特別の職務に在る者には二割の範圍内に於て前記定額を増額支給することが出来る。

- 三、食卓料は、本定額の範圍内において、現物賄をすることができる。
- 四、航海中、天災その他已むを得ない事情により、陸上宿泊したときは、内國旅費規則に定むるところにより、陸上宿泊の夜數に應じ宿泊料を支給することができる。この場合は食卓料は、これを支給しない。
- 五、將來の船員として官廳所屬船舶に乘組み訓練する生徒には、その訓練期間中食卓料を別表により支給することができる。
- 六、航海日當及び食卓料は、一航海毎又は一箇月毎にこれを精算し支給する。
- 七、航海の期間が二月以上にわたるときは、その期間に應じ前項の規定によらず前金拂をすることができる。但し、最高六ヶ月分を超えることはできない。
- 八、乗組員及び生徒に對しては、本準則によるの外、本準則に定める航海日當及び食卓料に相當する給與は、これを支給してはならない。
- 九、乗組員中退官、退職又は休職となつた者には、定繋港に歸港する日までの航海日當及び食卓料を支給することができる。但し、定繋港以外の港に寄港し、その地より舊任地に旅行する場合は、寄港した日までとす。
- 前項の規定は、刑事裁判又は懲戒處分によつて失官し、又は免官となつた者には、これを適用しない。
- 九、特別の事情により本準則に據り難い場合は、所管大臣が大藏大臣と

(二) 前號の規定に依る之等の職務に準ずる職務に在る者及その他増額を必要とする特別の職務に在る者については所管大臣、大藏大臣と協議して之を定む。

第五號表

區分	鐵道百		移轉	
	料未滿	料未滿	料未滿	料未滿
認證官以上の職に在る者	三、一〇〇	三、八〇〇	四、四〇〇	五、一〇〇
及本準則に於て相當額を受くる者	二、五〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇
一級官及本準則に於て相當額を受くる者	一、九〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、一〇〇
二級官及本準則に於て相當額を受くる者	一、三〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇
三級官及本準則に於て相當額を受くる者	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇
本準則に於て第一號表の額を受くる者	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
本準則に於て第二號表の額を受くる者	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

船舶乗組員に對する航海日當及び食卓料支給準則 (昭和二二、二二、二七) (給發第二八三號通牒)

一、官廳所屬船舶(船舶法の適用を受ける船舶に限る。以下同じ。)の乗組員(陸運關係所屬船舶職員を除く。以下同じ。)には、當分の間、別表によつて、航海日當及び食卓料を支給することができる。  
 二、航海日當は定繋港出港の日から入港の日まで、食卓料は乗船の日から下船の日までの日數に應じ、夫々これを支給する。

協議して、別にこれを定めることができる。(別表)

官職名	航海日當		食卓料(内國及び外國共)
	一日に付(内國及び外國共)	一日に付(内國及び外國共)	
官職名	航海日當	食卓料	
二級官	船長 一〇圓以内	船長 九圓以内	八圓以内
二級官	機關士 九圓以内	機關士 八圓以内	六圓五十錢以内
二級官	その他の者 八圓以内	その他の者 七圓以内	六圓五十錢以内
三級官	船長 八圓以内	船長 七圓以内	六圓五十錢以内
三級官	機關士 七圓以内	機關士 六圓以内	五圓以内
三級官	その他の者 六圓以内	その他の者 五圓以内	五圓以内
嘱託員(給料月額五百圓以上)	五圓以内	五圓以内	五圓以内
嘱託員(給料月額三百圓以上)	四圓以内	四圓以内	四圓以内
嘱託員(給料月額十圓以上)	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内
儲備員(給料日額十圓以上)	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内
儲備員(給料日額十圓未滿)	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内
儲備員(給料日額十圓未滿)	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内
儲備員(給料日額十圓未滿)	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内	三圓五十錢以内

生 徒 六圓五十錢 五圓以内

二二、八、二二給付八八六

船舶乗組員に對する航海日常及び食卓料支給準則中別表を次のように改正する。

別表

官 職 名	航海日常一日に付食卓料一日に付 (内國及外國共)	備考
二級官 囑託(給料月額七 百圓以上)	二十圓以内	各定額の範 圍内におい て各職名毎 に定額を異 にするも差 支へないも のとす。
三級官 囑託(給料月額五 百圓以上)	十五圓以内	
雇員(給料月額五 百圓以上)	二十五圓以内	
囑託員雇員及傭 人	十圓以内	

附則  
この準則は、昭和二十二年七月七日からこれを適用する。

### 一〇、附則關係

在外公館職員等に關する行政整理臨時職  
員令の特例に關する件 (昭和二一、一、三一)  
勅令第五八號

第一條 昭和二十一年勅令第五十七號施行の際現に大使館調査官、公使館調査官、大使館技師、公使館技師、大使館技師、公使館技師又は外務省の警視、警部、警部補若しは巡査たる者に付てはその者の歸朝後(赴任を命ぜられ未だ任地に到着せざる者に付てはその命令ありたる後)六月の期間満了するに至る迄(昭和二十一年三月三十一日以前にその期間満了する者に付ては同日迄)臨時その官職を置かれたるものとし外務省巡査の受くる待遇及俸給に付ては従前の例に依る但しその者が引續き在官又は在職する間に限る。

前項の場合に於て大使館技師又は公使館技師又は外務省の警部、警部補若しは巡査たる者退官又は退職するときは此等の者に付ても又臨時大使館技師若しは公使館技師又は外務省の警視、警部若しは警部補の官を置かれたるものとし退官又は退職の際各之に任用することを得但し官吏任用の資格に關する規定の適用を妨げぬ。

第二條 外務大臣は前條に掲ぐる者をしてその命する所に従い職務に従事せしむるものとす此の場合に於てその職務が他廳に屬するものなるときは豫め他廳長官との協議に依るものとす。

前條に掲ぐる者前項の規定に依り他廳の職務に従事する場合に於てはその職務の執行に關し他廳長官の指導監督を承く。

第三條 第一條に掲ぐる者を除くの外昭和二十一年勅令第五十七號施行の際現に在外公使館職員(外務省の官吏にして外國に駐在する者を含む)の官に在る者に付てはその者の歸朝後(赴任又は外國駐在を命ぜられ未だ任地又は駐在地に到着せざる者に付てはその命令ありたる後)六月の期間満了するに至る迄(昭和二十一年三月三十一日以前にその期間満了する者に付ては同日迄)之を當該官の定員外と爲すことを得。

第四條 外務大臣は第一條に掲ぐる者以外の在外公館職員をして外務省若しは終職連絡事務局の事務に従事せしめ又は之に外務官吏研修所の研修員を命ずることを得。

前項の規定に依り事務に従事せしめられたる者及外務官吏研修所の研修員を命ぜられたる者の員數は之を在外公館職員定員令第一條に規定する當該職員の定員中に算入す。

前項の規定は待命中の者にして外務省又は終職連絡事務局の事務に従事することを命ぜられたるものには之を適用せず。

第五條 外務省の官吏にして外務官吏研修所の所長、所員又は研修員を命ぜられたる者の員數は之をその官の定員外と爲すことを得。

前項の規定に依り定員外と爲りたる者の員數は一級、二級又は三級の別(各應優遇令の適用を受くる者に付てはその適用を受けざる場合に於ける階級の別)に従い各之を在外公使館職員定員令第一條に規定する勅任委任又は判任の職員に算入す。

附則

本令は昭和二十一年二月一日より之を施行す。

昭和二十一年勅令第二百八十七號（外地官署所屬職員の身分に關する件）

（昭和二十一年五月二十九日勅令第二八七號）

この勅令施行の際現に外地に在る官署所屬の職員（樺太廳所屬職員を含む）たる者は、外務大臣の特に指定する者を除いては、内地（樺太を除く以下同じ）外に在る者については内地に歸還（出張又は休暇のため内地に在る場合を含む以下同じ）した後、任用後引き続き内地に在る者については任用後一箇月の期間が満了する日（この勅令施行の際現に内地に在る者で、内地に歸還した後一箇月以上を経過してゐるもの及び任用後引き続き内地に在つて一箇月以上を経過してゐるものについては、この勅令施行の日）に、退官又は退職する。

前項に規定する職員に對する俸給その他の給與は、本俸を除いては、外務大臣が大藏大臣と協議して定めるところにより、その一部を支給しないこととすることができる。

附則

この勅令は、昭和二十一年五月三十一日から、これを施行する。

外地官署所屬の職員等に對する俸給給與

支給の件（昭和二十一年六月六日勅令第二八七號）

一、國費支辨の官吏に對する俸給給與は別表を基準として支給する。但し本俸は全額を支給する。

二、地方費支辨の官吏に對する俸給、給與は前項の國費支辨官吏の場合の二分の一に相當する額を基準として支給する。

三、國費支辨の囑託員、雇員、傭人及び工員に對する給料及び諸給與は國費支辨の官吏に準じて支給する。

四、地方費支辨の職員で官吏の身分を有しない者に對しては別表に拘らず參百圓を打切り支給することができる。

備考

外務大臣の指定する職員等に對する俸給、給與については内地官廳勤務者と同一に取扱われること。但し退官退職手當については左記によるものとす。

一、殘務整理従事期間（現地留用の期間を含まない。以下同じ）一年未滿の者は一般引揚職員と同一の取扱とすること。

二、殘務整理従事期間一年を超えたる者は内地官廳勤務者と同一の取扱とし、退官退職手當支給準則第四條の廢官廢廳又は整理の取扱による加給は左に掲げる者にして個々につき豫め大藏省に協議の上承認を得たものに限定すること。

(イ) 殘務整理事務所の閉鎖により退官又は退職した者及び殘務整理職員の定員縮減により整理された者。

(ロ) 退官、退職後六月以内官廳に再就職しない者。

なお廢官廢廳又は整理の取扱による加給については今後復員廳關係職員に關する措置との均衡を失しないよう留意すること。

別表	科目	支給	額
----	----	----	---

本俸 支給する。

在勤加俸 昭和二十年十一月まで支給することができる。

勤続手當 昭和二十一年三月まで支給することができる。

勤勉手當 昭和二十年十一月まで支給することができる。

家族手當 内地に扶養家族を有する者に限つて支給することができる。

物價手當 内地に扶養家族を有する者に限つて昭和二十一年六月まで月額五十圓を支給することができる。

臨時手當 内地に扶養家族を有する者に限つて昭和二十一年六月まで本俸家族手當及び物價手當の合計額に付内地勤務者に對する支給率の二分の一を以て計算した額を支給することができる。

退官退職手當 昭和二十二年三月二十九日閣議決定に基く退官退職手當支給準則第二條及び第六條によつて計算して得た最高金額の四分の三相當額を支給することができる。但し勤続期間の計算は昭和二十一年三月で打切りとする。

死亡賜金 官吏俸給令に規定した額を支給することができる。

備考

昭和二十一年七月以降における本俸については昭和二十一年九月十九日給發第七六號（改正官吏俸給令の施行に伴う經過的取扱方について）別紙一の規定によつて計算した額とする。但し退官退職手

當及び死亡賜金の基礎額となる本俸については恩給等の基準となる本俸（所謂新號俸）の額とする。

内地外に在る者の内地歸還後身分保留期間中の俸給等支給方について

（昭和二十一年七月九日給發第七九號通牒）

内地外に在る者が、内地に歸還後の身分保留期間中の俸給等の取扱は左記によつて、取扱われたい。

一、在外公館職員又は外地にある官署所屬の職員（樺太廳所屬の職員を含む。）が内地（樺太を除く。）に歸還した後昭和二十一年勅令第五十八號又は同年勅令第二百八十七號により身分を保留している期間中の者の昭和二十一年七月一日以後の給與については、その者（内地において殘務整理に従事することを命ぜられた者を除く。）が内地外に在つたときと同一基準により俸給及び臨時家族手當を支給することとし、改正官吏俸給令等の施行に伴う經過的取扱方に關する昭和二十一年九月十九日給發第七六號大藏省主計局長及び給與局長連名通牒別紙一、の二、及び四、並びに臨時家族手當支給準則附則第二項、第三項、第四項及び第九項の規定は、右の場合にこれを準用するものとするから右によつて取扱ふこと。

二、前號に該當する者が退官する場合には、恩給の基準とする等の關係もあるので、その際新俸給又は給料の發令をなすこと。

前項の新俸給又は給料は、その者の所屬する官署に從來から勤務

していた者であつて、その者と概ね同格と認められる者（學歷、資格、勤続年數、舊本俸又は給料等より総合的に考察する）との權衡を考慮して、これを定めること。

内地外にある者が死亡した場合の俸給又は給料の切り替へについて

（昭和二二、二二九）  
（給發第一九六號通牒）

内地（樺太を除く。以下同じ）外にある者が、昭和二十一年七月一日以後内地外において死亡した場合の新俸給又は給料への切り替へは、同人の死亡の日を以て、その者の所屬する官署に從來から勤務してゐた者であつて、その者と概ね同格と認められる者（學歷、資格、勤続年數、舊本俸又は給料等より総合的に考察する。）との權衡を考慮して、これを定めることに切り扱はれたい。

なほ、切り替への後の俸給は、恩給計算については、恩給法臨時特例及び同施行令の規定によりその計算の基礎とはならないので爲念申添へる。

### 未復員者給與法（昭和二二、一五） （法律第一八二號）

第一條 もとの陸海軍に屬している者で、また復員してないもの（以下未復員者という。）に係る給與に關しては、他の法令に特別の定めのあるものを除く外、この法律の定めるところによる。

て支拂うことができる。

扶養手當の支拂を受けている者又は命令で定める者は、左の各號の一に該當する事實がある場合においては、遲滞なくその旨を支給應に届け出でなければならぬ。

一 あらたに扶養親族たる要件を具備する者があるに至つた場合  
二 扶養親族のうち扶養親族たる要件を欠く者があるに至つた場合  
扶養手當は、前項各號に掲げる事實の生じた日の屬する月の翌月分から、その支給を開始し、その支給額を改訂し、又はその支給をやめる。

第五條 未復員者が復員し又は死亡したときは、復員し又は死亡した日の屬する月分の俸給及び扶養手當は、全額これを支給する。

未復員者が復員し又は死亡した日の屬する月の翌月以降、その者の復員又は死亡の事實の判明した日までに、既に支給された俸給又は扶養手當は、これを國庫に返還させないことができる。

未復員者が復員し又は死亡した場合においては、その者に係る俸給又は扶養手當の支拂を受ける者は、遲滞なく、その者の復員又は死亡の事實を支給應に届け出でなければ、前項の規定の適用を受けることできない。

第六條 未復員者が連合國軍の命令により、戰爭犯罪人又は戰爭犯罪人容疑者として逮捕、抑留又は處刑された場合においては、その逮捕、抑留又は處刑の事實があつた日の屬する月分以後の俸給及び扶養手當はこれを支給しない。

前項の規定に該當した者が起訴される前に釋放され又は無罪の判決

第二條 未復員者に支給する給與は、これを分つて俸給、扶養手當及び歸郷旅費とする。

第三條 未復員者の俸給は、これを月額百圓とする。  
未復員者が内地（樺太を除く。以下同じ。）に歸還したとき、これをとりまとめてその者に支拂うものとする。但し、特に必要あるときはその者が内地に歸還する以前でも、命令で指定する者に支拂うことができる。

第四條 未復員者で命令で定める扶養親族のある者には、扶養手當を支給する。

扶養手當月額額は、百五十圓に前項による扶養親族の員數を乗じて得た額とする。

第一項の規定に該當する未復員者でこの法律施行の際従前の例によりその者の家族が給與の支拂を受けているものについては、その者の俸給月額と扶養手當月額との合計額が、この法律施行の際現に従前の例により、その者の家族が支拂を受けていた給與月額に満たないときは、その差額を超えない範圍内の額を前項の扶養手當月額に加えた額を以て、その者の扶養手當月額とすることができる。但し、その額と前條に規定する俸給月額との合計額は、従前の例により、昭和二十二年三月分として、その者の家族に支拂はれてた給與の月額を超えてはならない。

扶養手當は、毎月、命令の定めるところにより、これを扶養親族の一人に支拂うものとする。但し、支給應において必要があると認められた場合においては、支給すべき三箇月分以内の分は、これをとりまとめ

を受けた場合においては、前項の規定により支給をやめた月分以後の俸給及び扶養手當はこれを支給する。

前條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に、これを準用する。

第七條 未復員者には、その復員の際、歸郷旅費として三百圓を支給する。但し、内地外において復員した者及び連合國軍の命令により戰爭犯罪人として處刑された者には、これを支給しない。

第八條 未復員者が死亡した場合においては、遺骨の引取に要する經費として、死亡者一人當り二百七十圓、遺骨の埋葬に要する經費として、死亡者一人當り三百十圓をその遺族に支給することができる。但し、命令で指定する者の遺族には、遺骨の埋葬に要する經費は、これを支給しない。

前項の規定による遺族の範圍及び順位は、死亡した未復員者の配偶者、子、父母、孫祖父母、及び兄弟姉妹並びにこれらの親族を欠くときは、その葬祭を行う者とし、同順位者にあつては長は幼に先だつものとする。

#### 附則

第九條 この法律は、昭和二十二年七月一日以後において、その給與の事由の生じた給與につきこれを適用する。

第十條 未復員者で昭和二十二年七月一日現在において、従前の例により臨時家族手當を受けていた者は、同日現在において臨時家族手當を受ける基礎となつていた家族に關する従前の届出を以て第四條第五項の規定による届出とみなし同條第六項の規定にかかわらず同年七月分

から扶養手当を支給する。  
 前項に規定する者に昭和二十二年七月一日現在において臨時家族手当を受ける基礎となつていた家族以外の扶養親族があつた場合においては、当該扶養親族につき、命令の定めるところにより、扶養親族に関する事項を支給に届け出たときは、第四條第六項の規定にかかわらず、昭和二十二年七月分から、当該扶養親族に係る扶養手当を支給する。

前項の規定は、未復員者で、昭和二十二年七月一日現在においては従前の例によつては、臨時家族手当を受け得ないが、この法律の規定の適用によりあらたに扶養手当を受け得ることとなつたものに、同日現在において、この法律の規定による扶養親族があつた場合に、これを準用する。

第十一條 昭和二十二年六月分以前の給與でこの法律施行の際まだ支給していない分については、なお従前の例によりこれを支給する。  
 但し、昭和二十年九月分から昭和二十二年六月までの給與のうちまだ支給していない給與は別表に定める額によりこれを拂切とすることが出来る。

第十二條 昭和二十二年政令第五十二號（陸軍刑法を廢止する等の政令）第七條中「關しては、」の下に「未復員者給與法に定めあるものを除く外、」を加える。

別表 未支給給與月額表

もと軍人	もと軍屬	家族渡した月		家族渡した月		家族渡した月		家族渡した月		家族渡した月		家族渡した月		家族渡した月	
		昭和二十一年九月分	昭和二十一年十一月分	昭和二十二年一月分	昭和二十二年三月分	昭和二十二年五月分	昭和二十二年七月分	昭和二十二年九月分	昭和二十二年十一月分	昭和二十二年一月分	昭和二十二年三月分	昭和二十二年五月分	昭和二十二年七月分	昭和二十二年九月分	昭和二十二年十一月分
大將	舊本俸月額五〇〇圓以上	四〇〇	〇	一、〇一〇	五五〇	七九〇	一、〇四〇	一、一七〇	一、三〇〇	一、四三〇	一、五六〇	一、六九〇	一、八二〇	一、九五〇	二、〇八〇
中將	四〇〇圓以上	三〇〇	〇	九八〇	四八〇	七三〇	九八〇	一、一〇〇	一二三〇	一、三五〇	一、四八〇	一、六一〇	一、七九〇	一、九二〇	二、〇五〇
少將	四〇〇圓以上	三〇〇	〇	七二〇	四一〇	六六〇	九一〇	一、〇三〇	一二六〇	一、三八〇	一、五一〇	一、六四〇	一、七七〇	一九〇〇	二、〇三〇
大佐	三〇〇圓以上	三〇〇	〇	六四〇	三三〇	五八〇	八三〇	九五〇	一、〇七〇	一二〇〇	一、三三〇	一、四五〇	一、六八〇	一、八一〇	一九四〇
中佐	二七〇圓以上	二五〇	〇	五五〇	二四〇	四九〇	七四〇	八六〇	九八〇	一一一〇	一二四〇	一、三七〇	一、五〇〇	一、六三〇	一、七六〇
特進中佐	二五〇圓以上	二三〇	〇	四八〇	一七〇	四二〇	六七〇	七九〇	九一〇	一、〇四〇	一二七〇	一、四〇〇	一、五三〇	一、六六〇	一、七九〇
少佐	二〇〇圓以上	二〇〇	〇	三七〇	一〇〇	三二〇	五七〇	六九〇	八一〇	九三〇	一、〇六〇	一二九〇	一、四二〇	一、五五〇	一、六八〇
特進大尉	一五〇圓以上	一五〇	〇	三三〇	一〇〇	二七〇	五二〇	六四〇	七六〇	八八〇	一、〇一〇	一二四〇	一、三七〇	一、五〇〇	一、六三〇
大尉	一三〇圓以上	一三〇	〇	二八〇	一〇〇	二二〇	四七〇	五九〇	七一〇	八三〇	九五〇	一、〇七〇	一二〇〇	一、三三〇	一、四六〇
特進中尉	一〇〇圓以上	一〇〇	〇	二二〇	九〇	一七〇	四一〇	五三〇	六五〇	七七〇	八九〇	一、〇一〇	一二四〇	一、三七〇	一、五〇〇
中尉	九五〇圓以上	一〇〇	〇	一七〇	九〇	一三〇	三六〇	四八〇	六〇〇	七二〇	八四〇	九六〇	一、〇八〇	一二一〇	一、三四〇
特進少尉	九〇圓以上	一〇〇	〇	一〇〇	九〇	一〇〇	二八〇	四〇〇	五二〇	六四〇	七六〇	八八〇	一、〇〇〇	一二三〇	一、三六〇
少尉	七〇圓以上	一〇〇	〇	七〇	九〇	一〇〇	二七〇	三九〇	五一〇	六三〇	七五〇	八七〇	九九〇	一一一〇	一二三〇

准尉	同	八五圓以上	110	0	195	85	26	33	43	97	804	757	195	85
曹長	同	七五圓以上	85	0	140	75	27	33	44	870	770	770	140	75
曹長	同	四〇圓以上	75	0	135	70	28	34	45	840	740	740	135	70
曹長	同	四〇圓未滿	70	0	130	65	29	35	46	810	710	710	130	65
軍曹	同	四〇圓未滿	65	0	125	60	30	36	47	780	680	680	125	60
伍長			60	0	120	55	31	37	48	750	650	650	120	55
兵長			55	0	115	50	32	38	49	720	620	620	115	50
上等兵			50	0	110	45	33	39	50	690	590	590	110	45
一、二等兵			45	0	105	40	34	40	51	660	560	560	105	40

別表未支給給與月額表備考

- 一、將校で「特進」を冠しているのは、准士官又は下士官から將校に任ぜられた者をいう。
- 二、階級及び舊本俸月額額は昭和二十一年四月一日現在のものによる。
- 三、扶養家族は内地に残置されている臨時家族手当支給上の扶養家族とし、その有無は昭和二十二年六月三十日現在の事實による。
- 四、この表は月額を示したものであるから、支給定額はこの表の額に夫々該当期間の月数を乗じて得た金額とし、計算の結果十圓未滿の端數のあるときはこれを十圓に切り上げる。
- 五、昭和二十二年十二月一日以降内地に歸還した者に對しては、前號

未復員者給與法施行規則

(昭和二三、一二、一五)  
大藏省令第一二二號

- 第一條 未復員者給與法(以下法という。)第三條第二項但書によつて、未復員者が内地に歸還する以前に、その俸給の支拂を受ける者は左の各號に掲げるものに限る。
  - 一 未復員者が死亡したときは、法第八條によつて遺骨の引取に要する經費の支給を受けるその親族
  - 二 未復員者が連合國軍の命令によつて戰爭犯罪人として處刑せられたときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位(同順位にあつては長は幼に先ずる。)によつて定めた者とし、これらの親族を欠くときはその者と生計を一にし且つ主としてその收入によつて生計を維持していた者
  - 三 法施行の際、現に未復員者の家族が支拂を受けていた舊給與月額が法第四條第二項の扶養手当の月額より多いときは、法第四條第四項によつて扶養手当の支拂を受ける者
 この省令で舊給與月額というものは、左の各號によつて計算した額とする。
- 一 内地外にある政府職員給與について、昭和二十二年三月において適用されていた給與規定(以下舊規定という。)により昭和二十二年七月一日現在の臨時家族手当支給上の扶養家族の員數及びその居住地別に從ひ計算した額
- 二 昭和二十二年七月二日以後前號の扶養家族の員數及びその居住地

によつて計算して得た金額と、第三條第二項によつて内地に歸還の後、その者がとりまとめて支拂を受ける俸給の額との合計額が五百圓に滿たないときは、その差額を前號によつて計算した額に合算した額をその者の未支給給與の額とすることが出来る。

- 第二條 法第四條第一項の扶養親族は、未復員者が内地に残しているその配偶者並びに左に掲げる二親等内の血族及び一親等の姻族でその未復員者と生計を一にし且つ主としてその收入によつて生計を維持していたものと認められるものとする。
  - 一 年齢滿十八歳未滿又は滿六十歳以上の者
  - 二 不具發疾の状態にある者
- 第三條 法第四條第三項に該當する未復員者に對しては、法施行の際現にその家族が受けていた舊給與月額が、法第三條に規定する俸給と法第四條第二項に規定する扶養手当との合計月額より多いときにはその差額を、法第四條第二項に規定する扶養手当の額に加えた額をその者の扶養手当として支給する。
- 第四條 法第四條第四項の規定によつて扶養手当の支拂を受ける扶養親族は、未復員者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、配偶者の父母及び兄弟姉妹の順位によつて定めたものとし、同順位にあつては、長は幼に先だつものとする。但し、第二條の扶養親族が相互に協議して、法第四條第四項の規定によつて扶養手当の支拂を受ける扶養親族を選定し、支給應に申出た場合はそれによる。
- 第五條 法第四條第五項各號に規定する事實は、あらたに前條に該當するに至つた者又は前條によつて扶養手当の支拂を受けている者からこれを支給應(あらたに前條に該當するに至つた者)にあつてはその現住



所を管轄する都の民生局又は、道府縣の民生部、以下同じ。）に届け出でなければならぬ。

前項の届出は左の各號に掲げる期間内にこれをしなければならぬ。  
一 あらたに扶養手當の支拂を受けるに至つた扶養親族が、内地外から歸還したものである場合は、その内地に歸還した日から三箇月以内

二 前號以外の者である場合は、法第四條第五項各號に規定する事實が発生した日から一箇月以内

法第四條第五項第一號に該當する場合において、第一項の届出が前項の期限經過後になされたときは、その届出を受理した日の屬する月の翌月分から扶養手當の支給を開始し又はその支給額を改訂する。

第六條 法第四條第四項の規定により扶養手當の支拂を受けているものがその住所を變更した場合は、その旨を遅滞なく支給廳に届け出でなければならぬ。

第七條 未復員者又は法第四條第四項の規定により扶養手當の支拂を受けている者は、法第五條第一項に規定する事實についてその事實を知つたときから一箇月以内にこれを支給廳に届け出でなければ法第五條第二項の規定の適用はこれを受けることができない。

第八條 雇員扶助令又は傭人扶助令の適用を受ける者の遺族には、法第八條第一項但書の規定によつて遺骨の埋葬に要する経費はこれを支給しない。

第九條 連合國軍の命令によつて戦争犯罪人として處刑されたものの遺

族には、法第八條の規定による遺骨の引取に要する経費及び遺骨の埋葬に要する経費はこれを支給しない。

附則

第十條 この省令は昭和二十二年七月一日以後給與事由の生じた給與についてこれを適用する。

第十一條 法第十條第二項の規定又は第三項の規定の適用を受けようとする者は法公布の日から三箇月以内に扶養親族に關する事項を支給廳に届け出でなければならぬ。

第十二條 法第十一條但書の規定は、當分の間、もと陸軍の軍人軍屬であつた未復員者について、これを適用しなければならぬ。

### 第二、特殊職員に關する現行法規

#### 國會法 (昭和二二、四、二八)抄 (法律第七九號)

第三十五條 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十六條 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

第三十七條 議員は、別に定める規則に従い、會期中及び公務のため自由國有鐵道に乘車することができる。

第三十八條 議員は、會期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手當を受ける。

第三十九條 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共團體の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、囑託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は國會の議決に基づく場合はこの限りでない。

第六百條 各議院は、議案その他の審査又は國政に關する調査のため證人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより、旅費及び日當を支給する。

#### 國會議員の歳費旅費及び手當等に關する

#### 法律 (昭和二二、四、二八) (法律第八〇號)

第一條 各議院の議長は、歳費として月額七千圓、副議長は五千圓、議員は三千五百圓を受ける。

第二條 議長及び副議長は、その選挙された當月分から歳費を受ける。議長又は副議長に選挙された議員は、その選挙された前月分までの歳費を受ける。

第三條 議員は、その任期が開始する當月分から歳費を受ける。但し再選挙又は補缺選挙により議員となつた者は、その選挙の行われた當月分から、繰上當選議員は、その當選の確定した當月分からこれを受ける。

第四條 議長、副議長及び議員が、任期満限、辭職、退職、除名の場合又は死亡した場合には、その當月分までの歳費を受ける。

第五條 衆議院が解散されたときは、衆議院の議長、副議長及び議員は解散された當月分までの歳費を受ける。

第六條 各議院の議長、副議長及び議員は、他の議院の議員となつたとき、その他如何なる場合でも歳費を重複して受けることができない。

第七條 議員で官吏を兼ねる者は、議員の歳費を受けるが、官吏の給料を受けない。但し、官吏の給料額が、歳費の額より多いときは、その差額を行政廳から受ける。

第八條 議長、副議長及び議員で、召集に應じた場合、又は議院の公務に派遣された場合は、別に定めるところにより往復旅費を受ける。

第九條 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため通信費として月額百二十五圓を受ける。

第十條 各議院の議長、副議長及び議員の事務補助員は、給料として月

額二千三百圓を受ける。

第十一條 第三條乃至第六條の規定は、前二條の費用についてこれを準用する。

第十二條 議長、副議長及び議員が死亡したときは、歳費一年分に相當する金額を弔慰金としてその遺族に支給する。

第十三條 この法律に定められたものを除く外、歳費、旅費及び手當等の支給に關する規程は、兩議院の議長が協議してこれを定める。

#### 附則

この法律は、國會法施行の日から、これを施行する。

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律はこれを廢止する。

### 國會職員法 (昭和二二、四、二八) 抄 (法律第八五號)

第一條 この法律において國會職員とは、各議院事務局の事務總長、參事、副參事、主事、常任委員會專門調査員及び常任委員會書記、國會圖書館の館長、副館長、參事、副參事及び主事並びに彈劾裁判所及び訴追委員會の書記長及び書記をいう。

第九條 國會職員は、その意に反して個人的に減給をされることはない。但し、休職又は懲戒による減給は、この限りでない。

第二十五條 國會職員は、その在職中給料を受ける。國會職員は給料の外、必要な手當その他の給與を受けることができ

國會職員の給料、手當その他の給與に關する規程は、兩議院の議院運営委員會の合同審査會に諮り、兩議院の議長がこれを定める。

第二十六條 休職を命ぜられた國會職員は、その休職中給料の三分の一を受ける。

第二十七條 國會職員及びその遺族は、その國會職員の退職又は死亡により別に法律の定めるところにより、恩給を受ける。

第二十九條 懲戒は左の通りとする。  
一、戒告  
二、減給  
三、免職

### 裁判所法 (昭和二二、四、一五) 抄 (法律第五九號)

第四十八條 (身分の保障)

裁判官は公の彈劾又は國民の審査に關する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して免官、轉官、轉所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

第五十一條 (報酬)  
裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

### 裁判官の報酬等の應急的措置に關する法

律 (昭和二二、四、一六) (法律第六五號)

第一條 當分の間最高裁判所長官の受ける報酬の額は、内閣總理大臣の受ける俸給の額と同額とし、最高裁判所判事の受ける報酬の額は國務大臣の受ける俸給の額と同額とする。

第二條 高等裁判所長官の受ける報酬の額は、當分の間、各省次官の受ける俸給の額より高く、國務大臣の受ける俸給の額より低い額の範囲内で最高裁判所が定める額とする。

第三條 あらたに高等裁判所の判事に補せられた裁判官の受ける報酬の額は、當分の間、一般の一級の官吏の受ける俸給の額の範囲内とする。

附則  
あらたに地方裁判所の判事に補せられた裁判官の受ける報酬の額は、當分の間、一般の一級及び二級の官吏の受ける俸給の額の範囲内とする。

簡易裁判所判事の受ける報酬の額は、當分の間、一般の二級の官吏の受ける俸給の額の範囲内とする。

第四條 最高裁判所は、前條の範囲内でそれぞれ報酬の等級を定めるものとする。

第五條 下級裁判所の各裁判官の受ける報酬は、最高裁判所がこれを定める。

第六條 裁判官が退官し、又は死亡したときは、當月分の全額の報酬を支給する。

第七條 報酬以外の給與については、當分の間、一般の官吏の例による。

第八條 司法修習生の受ける給與の額は、當分の間、最高裁判所の定めるところによる。

第九條 前項の給與については、第五條及び第六條の規定を準用する。司法修習生には、第一項の給與の外、當分の間、一般の官吏の例による給與を支給することができる。

第九條 裁判官の報酬及び司法修習生の給與等に關する細則は、最高裁判所がこれを定める。

### 裁判官報酬等暫行規則 (昭和二三、九、一九) (最高裁判所規則第四號)

第一條 昭和二十二年法律第六十五號(裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律)による下級裁判所の裁判官の受ける報酬及び司法修習生

の受ける給與の額は、別表の通りとする。

第二條 裁判官の受ける報酬は、毎月これを支給する。前項の報酬は、新任及び増給のいずれの場合でも、發令の翌日から、これを計算する。

前二項の規定は、司法修習生の受ける給與にこれを準用する。

附則

この規則は公布の日から、これを施行する。

(別表)

高等裁判所	判事	區分	
		東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官
	一號	二千四百圓	二千四百圓
	二號	千八百圓	千八百圓
	三號	千六百五十圓	千六百五十圓
	四號	千五百圓	千五百圓
	五號	千四百圓	千四百圓
	一號	二千圓	二千圓
	二號	千八百圓	千八百圓
	三號	千六百五十圓	千六百五十圓

檢察官の俸給等の應急措置に關する法律

(昭和二三、四、六) (法律第六十六號)

第一條 檢事總長の受ける俸給の額は、當分の間、國務大臣の受ける俸給の額に次ぐものとし、内閣でこれを定める。

第二條 檢事總長以外の檢察官の受ける俸給の額は、當分の間、一般の官吏の受ける俸給の例による。

第三條 前二條に規定するものの外、檢察官の受ける俸給及び俸給以外の給與については、當分の間、一般の官吏の例による。

附則

この法律は、檢察廳法施行の日から、これを施行する。

檢察廳法第四十條の規定により檢事に任命された者は、別に辭令を發せられないときは、この法律施行の際現に受ける俸給額に相當する俸給を受けるものとする。

この法律は、昭和二十三年三月十五日から、その効力を失う。

會計検査院法 (昭和二三、四、一八) 抄

第二條 會計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官會議と事務總局をもつてこれを組織する。

第四條 検査官は、兩議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

検査官の任命について衆議院で同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の

司法修習生	地方裁判所		簡易裁判所	
	判事	補	簡易裁判所判事	判事
一號	千二百五十圓	千二百五十圓	千二百五十圓	千二百五十圓
二號	千圓	千圓	千圓	千圓
三號	千圓	千圓	千圓	千圓
四號	八百五十圓	八百五十圓	八百五十圓	八百五十圓
一號	千八百圓	千八百圓	千八百圓	千八百圓
二號	千六百五十圓	千六百五十圓	千六百五十圓	千六百五十圓
三號	千五百圓	千五百圓	千五百圓	千五百圓
四號	千四百圓	千四百圓	千四百圓	千四百圓
五號	千二百五十圓	千二百五十圓	千二百五十圓	千二百五十圓
六號	千圓	千圓	千圓	千圓
七號	千圓	千圓	千圓	千圓
一號	五百八十圓	五百八十圓	五百八十圓	五百八十圓
二號	五百四十圓	五百四十圓	五百四十圓	五百四十圓

同意をもつて兩議院の同意とする。

検査官の任免は、天皇がこれを認證する。

検査官の受ける俸給の額は、國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額とする。

附則

第六條 この法律施行の際現に在職する部長、検査官、書記官、副検査官、理事官及び書記は、特別に辭令を發せられないときは、同俸給をもつて事務官に任せられ、勅任の者は一級、奏任の者は二級、判任の者は三級に敘せられたものとする。

この法律施行の際現に休職中の會計検査院の職員は、別に辭令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により事務官に任せられたものとする。

船舶公團法 (昭和二三、四、七) 抄

第十五條 船舶公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、運輸次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

船舶公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて給與服務

その他必要な事項に關して特例を定めるときには、これによるものとする。

第二十二條 船舶公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規定を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は經濟安定本部總務長官にあるものとする。

(註)

石油配給公團法(昭和二二、四、一四)、配炭公團法(昭和二二、五、一五) 法律第五五號

産業復興公團法(昭和二二、四、一四)、貿易公團法(昭和二二、四、一四) 法律第五七號

價格調整公團法(昭和二二、四、一五)、特別調達應法(昭和二二、四、一五) 法律第六二號

二六、酒類配給公團法(昭和二二、二、二二)、食料品配給公團法(昭和二二、二、二二) 法律第七八號

昭和二二、二、二二、一七、油 飼料配給公團法(昭和二二、二、二二、一七) 法律第三〇三號

糧配給公團法(昭和二二、二、二二、一七) にも同様の規定がある。

### 公團役職員の給與取扱要領

(昭和二二、一二、二七) 閣議 決 (定)

公團役職員の給與の取扱については昭和二十二年五月六日閣議決定による「配炭公團等各種公團法の施行に伴い政府職員となつた者の給與の取扱方要綱」によつてこれを處理してしたのであるが、其の後の諸般の情勢及び關係方面の意向等を參照し、これを左の如く改めることとする。

記

一、公團役職員の給與制度の決定又は變更に際しては、主務大臣は當該公團總裁(理事長)の意見を徴するものとする。

二、公團職員の給與は官廳における現行給與制度及び體系を準用して決定する。各人毎の給與の決定は、原則として前項により各公團の總裁(理事長)に委任するが、各公團總裁(理事長)は、その大綱を主務大臣を経て經濟安定本部總務長官及び大藏大臣に届出でその承認を受けるものとする。

三、公團職員には原則として本俸の一割乃至五割の範囲内で公團特別手當を支給するものとする。但し、原則として各公團毎にその本俸總額の三割を超えないものとする。

公團特別手當は、臨時勤務地手當の基礎となるものとする。

四、統制會社からの引繼職員に對する前職給確保の主義は、これをとり止めるものとする。

五、超過勤務手當については官吏について決定したものを適用することとし、特殊勤務手當は官吏について立法化せられるに伴い、公團の實情を加味して適當に、これを定めるものとする。

六、労働組合との團體協約の締結その他の折衝は各公團の總裁(理事長)が、これに當るものとする。

七、公團役職員の給與は經濟安定本部總務長官及び大藏大臣が、個別的にこれを決定するものとする。

八、この要領は、各公團發足のときに遡り、これを實施することとするが、給與はなるべく一舉に千八百圓水準に切り替へることとし、六月以前の分は逆算して千六百圓時代の額を算出することとする。

九、將來官吏の給與水準が改訂せられる場合には、公團の給與水準も原則として改訂せられるものとする。

十、各公團總裁(理事長)は、官廳における經費節約に關する閣議決定の趣旨に則り、その定員及び充員計畫につき速に再検討を加へ、その結果を主務大臣を経て經濟安定本部總務長官並びに大藏大臣に報告するものとする。

(註)

各公團は十二月二十六日左の條件を附して、右の要領による給與の取扱を承認した。

一、官吏に對すると同様二・八箇月分の一時手當を支給すること。

二、各人毎の本俸及び公團特別手當の決定に當つては、出來得る限り各公團の特殊事情を考慮すること。

### 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律

(昭和二二、四、二二)抄 法律第五四號

#### 第八章 公正取引委員會

第二十九條 公正取引委員會は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は年齢が三十五年以上で、法律又は經濟に關する學識經驗のある者のうちから内閣總理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

委員はこれを官吏とする。

第三十一條 委員は左の各號の一に該當する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることがない。

左記略

第三十五條 公正取引委員會の事務を處理させるため、公正取引委員會に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員はこれを官吏とする。

第三十六條 委員長、委員及び公正取引委員會の職員の報酬は命令をもつてこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反して、これを減額することができない。

### 全國選舉管理委員會法

(昭和二二、二二、七)抄 法律第五十四號

第五條 全國選舉管理委員會は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は法令によつて公務に従事する職員とする。

第十五條 全國選舉管理委員會の委員長は、國務大臣の俸給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は、一般官吏の最高俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

第十六條 全國選舉管理委員會に、委員會に關する事務を處理させるため、事務局を附置する。

事務局には、局長の外政令の定めるところにより所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

局長及び二級官吏の進退は、委員會の申出により、内閣總理大臣がこれを行い、三級官吏以下の進退は、委員長がこれを專行する。

### 地方財政委員會法 (昭和二三、十二、七)抄 (法律百五十五號)

第四條 地方財政委員會は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣の任命した委員を以て、これを組織する。

- 一 他の行政事務を分担管理しない國務大臣 一人
- 二 國會議員の中から代表者として衆議院議長及び參議院議長の指名した者 一人
- 三 都道府縣知事の代表者として 一人
- 四 市長の代表者として 一人
- 五 町村長の代表者として 一人

第七條 地方財政委員會の委員(國務大臣たる委員を除く。)は、内閣總理大臣の定める額の手當を受けるものとする。

昭和二十二年法律第八十號第七條の規定は、國會議員で地方財政委員會の委員を兼ねる者の受ける手當について、これを準用する。

第八條 法律で定める事務を補佐させるため、地方財政委員會に事務局

を置く。

事務局には、政令の定めるところにより、必要な職員を置く。但し一級官及二級官の定員は、通じて十二人を超えてはならない。

### 地方自治法 (昭和二三、四、一六)抄 (法律第六七號)

附則

第五條 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府縣の吏員に關しては、別に法律が定められるまで従前の都道府縣の官吏又は待遇官吏に關する各相當規定を準用する。但し政令で特別の規定を設けることができる。

(第二項第三項略)

第六條 この法則施行の際現に都道府縣の地方事務官、地方技官又は待遇官吏たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、當該都道府縣の第七十二條の事務吏員又は技術吏員に任用され、引き続き現に在る職に相當する職に補されたものとする。

第七條 都道府縣における警察については、この法律中警察部、警察署及び警察吏員に關する規定の施行までの間は、なお従前の例による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

(第二項略)

第八條 政令で定める事務に従事する都道府縣の職員は、第七十二條、第七十三條及び第七十五條の規定にかかわらず、當分の間な

おこれを官吏とする。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第九條 この法律に定めるものを除く外、地方公共團體の長の補助機關たる職員、選舉管理委員及び選舉管理委員會の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に關しては、別に法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて、政令でこれを定める。

第十條 都道府縣及び特別市は、軍人軍屬であつた者の身上の取扱に關する事務及びその家族等に對する俸給その他の給与に關する事務を處理しなければならない。

前項の事務の處理に關しては、政令で特例を設けることができる。

(第二項乃至第五項略)

第十三條 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道廳長官又は都道府縣若しくは東京都の區の官吏に關する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各都道府縣知事若しくは特別市の市長、都知事、道知事又は都道府縣若しくは特別區の相當する吏員に關する規定とみなす。

### 警察法 (昭和二三、一二、一七)抄 (法律百九六號)

第四條 内閣總理大臣の所轄の下に、國家公安委員會及び警察官の定員三萬人を超えない國家地方警察隊を置く。その經費は、國庫の負担と

する。

國家公安委員會は、左に掲げる事務を掌る。

一、警察通信施設(自治體警察の本部から管下の下部組織に通ずるものを除く。)の維持管理に關する事項。但し、國家地方警察及び他の自治體警察との連絡のために、自治體警察はこれを利用することができる。

二、犯罪鑑識施設の維持管理に關する事項

三、警察教養施設の維持管理に關する事項

四、その他國家地方警察の行政管理に關する事項

五、犯罪鑑識及び犯罪統計に關する事項

六、國家非常事態に對處するための警察の統計畫の立案及び實施に關する事項

七、皇宮警察の管理に關する事項並びに當該機關の要求のあつた場合において、東京都内における國會、内閣、各省(總理廳を含む。)、會計檢査院及び最高裁判所の使用する建物及び施設の警備に關する事項

第五條 國家公安委員會は、五人の委員を以て、これを組織する。委員は、警察職員又は官公廳における職業的公務員(昭和二十二年九月二日以後において公選され又は公選若しくは國會、その兩院若しくは、その一院又は地方議會の選舉若しくは議決によつて選任された者を除く。)の前歴のない者の中から、兩議院の同意を経て、内閣總理大臣が、これを任命する。

(第三項以下略)

第九條 委員は、檢事總長の俸給に準ずる報酬を受ける。

第十一條 國家公安委員會の權限に屬する事項に關する事務を處理せしめるため、國家公安委員會に、その事務局として國家地方警察本部を置く。

第十二條 國家地方警察本部に、長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員會が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

第十五條 國家地方警察本部に、國家公安委員會の定めるところにより、次長一人、部長五人以内、警察官その他所要の所屬職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十六條 全國を六警察管區に分ち、警察管區ごとに、國家地方警察の地方事務局として警察管區本部を置き、國家地方警察本部の事務を分掌させる。

警察管區の區域及び名稱並びに警察管區本部の位置及び名稱は別表による。

第十七條 警察管區本部に國家公安委員會の定めるところにより、本部長、警察官その他所要の職員及び機關を置く。その組織は、國家地方警察本部の例による。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第二十條 都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員會を置く。

都道府縣公安委員會は、都道府縣國家地方警察の運管管理を行う。

第二十五條 都道府縣は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の辨償をしなければならない。

前項の報酬及び費用については、地方自治法第二百三條第三項及び第二百六條の規定による。

第二十八條 各都府縣に、一の國家地方警察都府縣本部とその都府縣廳所在地に置く。北海道には、下部行政區劃により十四以内の國家地方警察の本部を置く。その本部の一は、北海道廳所在地に置く。

都道府縣國家地方警察の管轄に屬する區域を警察區に分け、警察區毎に警察署を置く。

(第三項以下略)

第三十五條 都道府縣國家地方警察に警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查たる警察官その他所要の職員を置く。

警察官の階級は、警察長、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

警察官は上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。

第四十二條 自治體警察に要する經費は、當該市町村の負担とする。

第四十三條 市町村長の所轄の下に市町村公安委員會を置き、その市町村の區域内における警察を管理せしめる。

第四十五條 市町村は、一又は二以上の警察署を置く。

(第二項以下略)

第四十六條 市町村警察に、警察長及びこの法律の規定に従い有効に警察事務を行うに必要且つ適當な階級の警察吏員を置く。

前項市町村警察吏員には、第三十五條第二項及び第三項の規定を準

用する。

市町村警察吏員の定員は、地方的要求に應じてその市町村が條例でこれを決定するが、九萬五千人を超えてはならない。但し、地方自治財政が確立するまでは、市町村の警察吏員の定員は、政令の定める基準によるものとする。以下略。

附則

第一條 この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

第四條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範圍内においては、既に施行されたものとみなす。

第二項略

第六條 國家地方警察の警察官吏の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、警察官吏に關する人事委員會規則が定められ、若しくは第三十六條第二項の規定による國家公安委員會の定がなされるまでは、當分の間、なお従前の廳府縣警察官吏の例による。

第七條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、引續き市町村警察の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま、動轉するものとみなし、當分の間、これに恩給法の規定を準用する。この者が市町村警察の職員より更に國家地方警察の職員になつた場合には、その市町村警察の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する都道廳縣の吏員が、引續き國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適

用については、その當該都道廳縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確定される時まで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負担する。

國家地方警察に要する費用は、前項のときまで國庫及び都道府縣の負担とする。

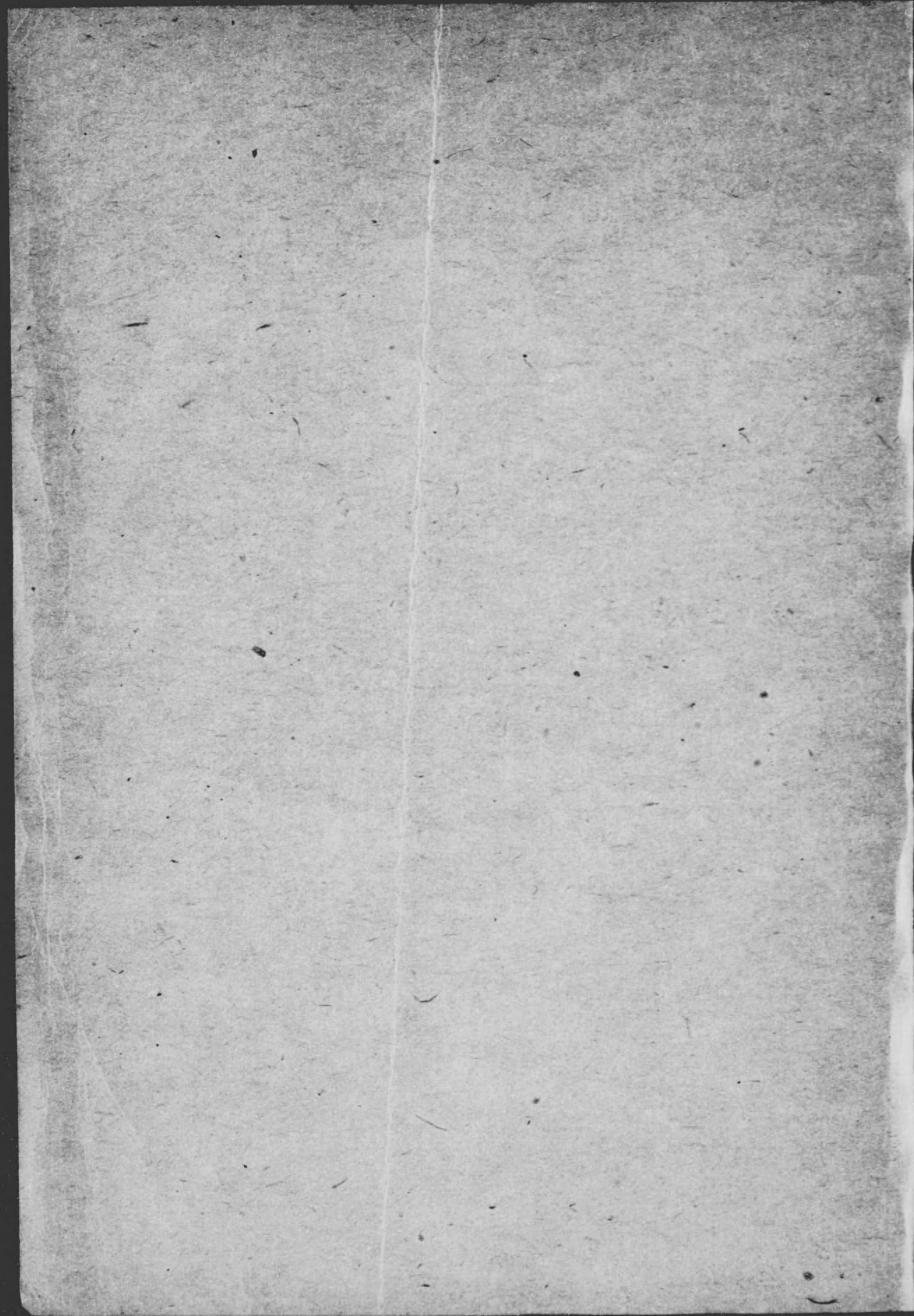
國庫と當該都道府縣の警察費の負担區分については、第一項のときまで従前の例による。

第十五條(抄) 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第一條但書を削る。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除



34 1. 27

34  
k2